

～高齢者のためのガイドブック～

すこやか進行中!!

令和 6 年度
版
2024年



京都市
CITY OF KYOTO

目次

こんなとき…こんなサービス (～サービス早見表～)	4
------------------------------	---

高齢者に関する相談窓口

区役所・支所(保健福祉センター)	
民生児童委員、老人福祉員	6
消費生活総合センター	

高齢サポート(地域包括支援センター)について	7
------------------------	---

長寿すこやかセンター	
・成年後見支援センター	
・知恵シルバーセンター	
・社会福祉研修・介護実習普及センター	9

第9期 京都市民長寿すこやかプランについて	10
--------------------------	----

住み慣れた地域で、いきいきと 健やかに暮らしていくために	12
---------------------------------	----

フレイル対策で健康長寿	14
-------------	----



介護保険サービス

介護保険制度のしくみ	16
------------	----

介護保険の対象となる方は	17
--------------	----

介護保険被保険者証について	18
---------------	----

介護保険の届出が必要なときは	19
----------------	----

サービスの利用手続	20
-----------	----

介護予防サービス計画 (介護予防ケアプラン)とは? 〈要支援1・2の方、事業対象者の方〉	22
--	----

介護サービス計画(ケアプラン)とは? 〈要介護1～5の方〉	23
----------------------------------	----

介護支援専門員(ケアマネジャー)とは?	23
---------------------	----

ケアプランを作るときに

介護予防サービス計画・介護サービス計画について

介護保険で利用できるサービス	24
----------------	----

居宅系サービス

●訪問介護(ホームヘルプサービス)	24
-------------------	----

●訪問型サービス(総合事業)	25
----------------	----

●訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	
●定期巡回・随時対応型訪問介護看護	26
●夜間対応型訪問介護	

●訪問看護・介護予防訪問看護	
●訪問リハビリテーション・ 介護予防訪問リハビリテーション	27
●居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管理指導	

●通所介護(デイサービス)	
●通所型サービス(総合事業)	28

● 地域密着型通所介護	
● 認知症対応型通所介護・ 介護予防認知症対応型通所介護	29
● 通所リハビリテーション(デイケア)・ 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	
● 小規模多機能型居宅介護・ 介護予防小規模多機能型居宅介護	30
● 看護小規模多機能型居宅介護	
● 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	
● 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)	31
● 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	32
● 福祉用具購入費・ 介護予防福祉用具購入費の支給	33
● 住宅改修費・介護予防住宅改修費の支給	34
これから自分らしく、尊厳をもって暮らすために 成年後見制度をご存知ですか？	35

施設・居住系サービス

● 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	
市内の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) への入所について	36
● 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	37
● 介護老人保健施設(老人保健施設)	
● 介護医療院	
● 特定施設入居者生活介護・ 介護予防特定施設入居者生活介護	38
● 地域密着型特定施設入居者生活介護	
● 認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	39

利用者負担について	40
■ 介護保険負担割合証について	41
■ 居宅系サービスを利用したときの利用者負担	
■ 施設・居住系サービスを利用したときの利用者負担	42
利用者負担の軽減について	43
■ 特定入所者介護サービス費(負担限度額認定)	43
■ 高額介護サービス費	
医療費控除の取扱いについて	44
■ 高額医療合算介護サービス費	45
■ 利用料に関する経過措置	
■ 社会福祉法人による利用者負担軽減	46
■ 利用料の減免について	
保険料について	47
■ 保険料の算定方法と納め方	47
■ 第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料	48
■ 保険料の納付が困難な事情があるときは	49
■ 保険料を納めないでいると	51
◇ 納得できる事業者選び	52
■ サービス提供事業者との契約のチェックポイントは？	52
■ 事業者を選ぶときの参考となる情報はありますか？	53
介護の現場では～身体拘束のないケアの実現に向けて～	
◇ ご存知ですか？ 介護サービス相談員	54
◇ 苦情相談窓口は？	
介護と仕事の両立支援制度	56

介護保険以外の高齢者保健福祉サービス

高齢期からの健康づくり

①介護が必要とならないために(介護予防) 58

- ①介護予防のための教室や相談会 58
- ②地域での自主的な介護予防活動の支援
- ③その他(住宅改修費補助) 59

地域介護予防推進センターとは

②疾病の予防と健康づくり 60

- ◎地域における健康づくり(健康教育)・健康づくりサポーターによる活動・がん検診 60

京都市が実施しているがん検診

- ◎歯周疾患予防健診 61
- ◎感染症予防について

- ◎各種健康診査について 62
- ◎はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業について

歯周病の早期発見も健康長寿の第一歩 63

ひとり暮らしあるいは寝たきりや認知症の高齢者がいらっしゃる世帯へのサービス

- ◎日常生活用具 64
- ◎配食サービス

- ◎あんしんネット119(緊急通報システム) 65
- ◎ごみ収集福祉サービス(まごころ収集)

家庭で介護する家族へのサービス

- ◎家族介護用品 66
- 燃やすごみ用有料指定袋の無料交付について

- ◎医療的ケア・口腔ケア実践講習会「プロが教える!ご家族向け介護セミナー」

- ◎高齢者あんしんお出かけサービス～小型GPS端末機の貸出～ 67

介護保険の対象とならない方への生活支援サービス

- ◎在宅生活支援ホームヘルプサービス 67

介護保険以外の施設サービス

- ◎養護老人ホーム 68
- ◎軽費老人ホーム(ケアハウス)

- ◎有料老人ホーム 69
- 有料老人ホームを選ぶ前に

高齢者の権利擁護

- ◎高齢者権利擁護相談
- ◎日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業) 70
- ◎成年後見制度

- ◎単身高齢者万一あんしんサービス事業
- ◎高齢・障害外国籍市民の福祉サービス等利用に関する相談・支援 71

- ◎高齢者虐待に関する相談 72

- ◎一人暮らしお年寄りの見守り等の推進(一人暮らしお年寄り見守りサポーター) 73
- ◎認知症に対する正しい理解の普及・啓発[認知症サポーター養成講座]

認知症の方や家族を支える制度やサービス 74

認知症の方への初期・初動支援(認知症初期集中支援チーム) 75

認知症医療提供体制の強化(認知症疾患医療センター) 76

認知症による行方不明への“備え”と“対応”

認知症?「気づいて相談!」チェックリスト 77

いきいきとした生活を応援します

- ◎敬老乗車証 78

- ◎すこやかクラブ京都(老人クラブ) 80

- ◎全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手団派遣 81
- ◎健康長寿サロン

- ◎高齢者仲間づくり支援事業
- ◎老人福祉センター 82
- ◎老人保養センター

◎シルバー人材センター	
◎久多いいきセンター	83
◎ボランティア活動	
◎知恵シルバーセンター	
◎二条城・動物園・美術館等施設の無料入場	84
◎地域支え合い活動創出事業 (生活支援体制整備事業)	85

年金・医療・住宅に関する制度など

◎年金制度	86
◎障害者控除対象者認定書の発行	
◎高齢外国籍市民福祉給付金	87
◎高齢者の医療制度	88
◎すまいの相談	
◎居住支援法人	
◎空き家化予防のための講座 [住まいの将来を考えるおしかけ講座]	90
◎京町家と木造住宅の耐震・防火改修補助	
◎住宅金融支援機構のリフォーム融資 (高齢者向け返済特例)	91
◎空き家の利活用に関する相談	
◎高齢者向け優良賃貸住宅	
◎シニア住宅	92
◎サービス付き高齢者向け住宅	
◎すこやか賃貸住宅・すこやか賃貸住宅協力店	93
◎高齢者すまい・生活支援事業	

京都市内で特殊詐欺被害が多発!

高齢者の交通死亡事故が多発しています!!

94

京都市介護認定給付事務センター	96
■区役所・支所(保健福祉センター)	96
■高齢サポート(地域包括支援センター)	98
■地域介護予防推進センター	99
■社会福祉協議会	
■老人福祉センター等	100
■認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	
■養護老人ホーム	103
■軽費老人ホーム(ケアハウス)	104
■有料老人ホーム	105
■高齢者向け優良賃貸住宅	106
■シニア住宅	108
■サービス付き高齢者向け住宅	109
■地図(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、 介護医療院)	110
■介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	111
■介護老人保健施設	112
■介護医療院	112

ココロもカラダも健康になる 「通いの場」をご存知ですか?	113
---------------------------------	-----

高齢者についての情報は
インターネットで閲覧することができます

裏表紙

こんなとき…こんなサービス

サービス早見表

在宅で安心して暮らし続けたい

在宅で介護サービス等を利用したい

施設などを日帰りで利用したい

施設に短期間入所したい

在宅生活を送るための用具を揃えたい

施設に入所したい

介護する家族を支援してほしい

日常生活に不安がある、介護サービス等を利用したい

自立した質の高い生活を送るために

介護サービス等を利用するためには、申請をして「要介護認定」等を受ける必要があります。

P20

高齢者の権利をまもりたい

健康づくりに取り組みたい
～すこやかな生涯を送るために～

いきいきと社会参加したい
～充実した生活を過ごすために～

年金・医療・住宅に関する制度などを知りたい

介護保険サービス (介護予防・生活支援サービスを含む)

介護保険以外のサービス

訪問介護(ホームヘルプサービス) P24
訪問型サービス(総合事業)* P25
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 P26
定期巡回・随時対応型訪問介護看護* P26
夜間対応型訪問介護* P26
訪問看護・介護予防訪問看護 P27
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション P27
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 P27

配食サービス P64
ごみ収集福祉サービス(まごころ収集) P65
在宅生活支援ホームヘルプサービス P67

通所介護(デイサービス)・通所型サービス(総合事業)* P28
地域密着型通所介護* P29
認知症対応型通所介護*・介護予防認知症対応型通所介護* P29
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(デイケア) P30
小規模多機能型居宅介護*・介護予防小規模多機能型居宅介護* P30
看護小規模多機能型居宅介護* P30

健康すこやか学級 P58

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) P31
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ) P31

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 P32
福祉用具購入費・介護予防福祉用具購入費の支給 P33
住宅改修費・介護予防住宅改修費の支給 P34

日常生活用具 P64
あんしんネット119(緊急通報システム) P65

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) P36
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)* P37
介護老人保健施設(老人保健施設) P37
介護医療院 P38
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 P38
地域密着型特定施設入居者生活介護* P39
認知症対応型共同生活介護*・介護予防認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)* P39

養護老人ホーム P68
軽費老人ホーム(ケアハウス) P68
有料老人ホーム P69

家族介護用品 P66
医療的ケア・口腔ケア実践講習会 P66
高齢者あんしんお出かけサービス P67

*印は、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

成年後見支援センター P9 高齢者権利擁護相談 P70 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業) P70
成年後見制度 P70 単身高齢者万が一あんしんサービス事業 P71 高齢・障害外国籍市民の福祉サービス利用に関する相談 P71
高齢者虐待に関する相談 P72 一人暮らしお年寄りの見守り等の推進 P73 認知症に対する正しい理解の普及・啓発 P73

地域介護予防推進センター P58 口腔機能相談 P58 いきいき筋力トレーニング教室(通所型 P58・出張型 P58) 健康すこやか学級 P58
すこやか講座 P59 京都市いきいき筋トレボランティア養成講座 P59 地域における健康づくり(健康教育)・健康づくりサポーターによる活動・がん検診
歯周疾患予防健診 P61 感染症予防について P61 各種健康診査について P62

敬老乗車証 P78 すこやかクラブ京都(老人クラブ) P80 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手団派遣 P81
健康長寿サロン P81 高齢者仲間づくり支援事業 P82 老人福祉センター P82 老人保養センター P82
シルバー人材センター P83 久多いきいきセンター P83 ボランティア活動 P83 知恵シルバーセンター P84
二条城・動物園・美術館等施設の無料入場 P84 地域支え合い活動創出事業(生活支援体制整備事業) P85

住宅改修費・介護予防住宅改修費の支給 P34 京都市介護予防安心住まい推進事業 P59 年金制度 P86
障害者控除対象者認定書の発行 P87 高齢外国籍市民福祉給付金 P87 高齢者の医療制度 P88 すまいの相談 P90
居住支援法人 P90 空き家化予防のための講座 P90 京町家と木造住宅の耐震・防火改修補助 P91
住宅金融支援機構のリフォーム融資 P91 空き家の利活用に関する相談 P91 高齢者向け優良賃貸住宅 P92 シニア住宅 P92
サービス付き高齢者向け住宅 P92 すこやか賃貸住宅・すこやか賃貸住宅協力店 P93 高齢者すまい・生活支援事業 P93

高齢者に関する相談窓口

区役所・支所(保健福祉センター)

高齢者の保健・福祉に関する一番身近な行政の相談窓口です。

相談・申込内容	窓 口		京北地域	
要介護認定の申請、その他介護保険に関すること	健康長寿推進課	高齢介護保険担当	京北出張所	保健福祉第一担当
介護保険以外の高齢福祉サービスに関すること		健康長寿推進担当・地域支援担当		
心身の障害に関すること、難病に関すること	障害保健福祉課			保健福祉第一担当、第二担当
生活にお困りの方	生活福祉課			保健福祉第一担当
国保・後期高齢者医療・国民年金に関すること	保険年金課			
健康づくりに関すること	健康長寿推進課	健康長寿推進担当		保健福祉第二担当

電話番号▶96・97ページをご覧ください

民生児童委員、老人福祉員

地域の身近な相談相手として民生児童委員及び老人福祉員が配置されています。

- 民生児童委員とは…厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの担当地域において、関係機関・団体やボランティアの方と協力しながら、福祉に関する相談・援助活動を行っています。
- 老人福祉員とは…市長から委嘱され、主にひとり暮らしの高齢者を訪問し、安否確認や話し相手となること等により、地域の高齢者を見守っています。

お住まいの地域を担当する委員等をお知りになりたい場合は、各区役所・支所健康長寿推進課地域支援担当にお問い合わせください。

電話番号▶96・97ページをご覧ください

消費生活総合センター

中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521 中京区総合庁舎 3 階

市民の皆様からの消費生活に関するご相談や出前講座等による消費者啓発を行っています。

悪質商法から身を守るための6つの心得

- ①簡単にドアを開けない。電話は留守電に
知らない人の訪問、電話は相手を確認してから出る。
- ②うまい儲け話はまず疑う
甘い言葉で勧誘してくる人に注意。
- ③個人情報教えない
名前、住所、電話番号、家族構成、預貯金額、クレジットカードの暗証番号などを教えない。

- ④契約は慎重に
署名や押印は相手の説明に納得した後で。契約書は必ず受け取る。
- ⑤要らないときは「要りません」とキッパリ断る
「結構です。」「いいです。」「といったあいまいな言葉は使わない。
- ⑥「おかしいな?」と思ったら相談を
契約で困ったときは、家族や消費生活総合センターに相談する。

消費生活相談		平 日	消費生活総合センター [無料] [相談受付時間: 午前9時～午後5時] 366-1319
		土・日・祝・休日	独立行政法人 国民生活センター (電話相談のみ) [無料] ※年末年始除く [相談受付時間: 午前10時～午後4時] 消費者ホットライン 188 (局番なし)

出前講座 [無料] 366-2250
消費生活専門相談員等を派遣し、「悪質商法の手口や対処法」などについて、分かりやすく説明します。
町内会などの地域の集まり等でご活用ください。



こうれい ちいきほうかつしえん 高齢サポート(地域包括支援センター)について

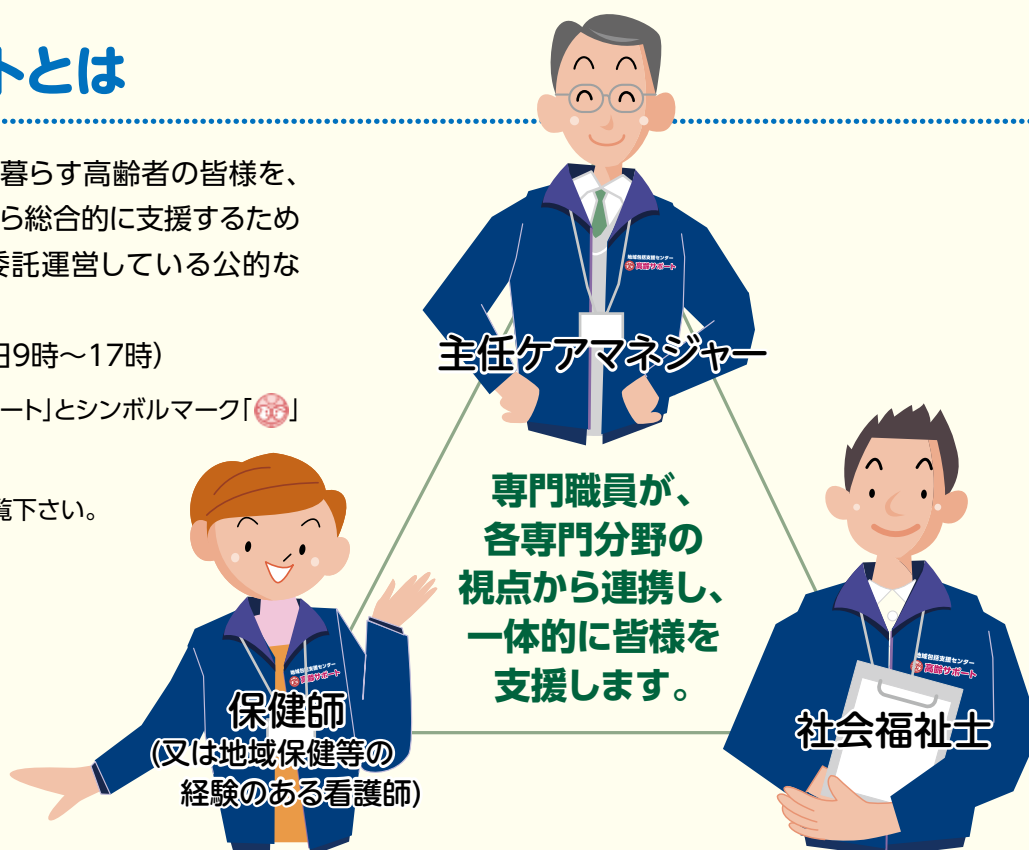
高齢サポートとは

高齢サポート(※)は、地域で暮らす高齢者の皆様を、介護、福祉、健康、医療の面から総合的に支援するために京都市が市内61か所で委託運営している公的な相談窓口です。

(相談は無料、相談受付は平日9時～17時)

※平成24年2月に愛称「高齢サポート」とシンボルマーク

※電話番号は98・99ページをご覧ください。



高齢者の相談窓口です。

高齢者やその家族、近隣に暮らす方の介護、福祉、健康、医療に関することをご相談ください。

自立して生活できるように支援します。

皆様の今の状態に合わせた介護予防について一緒に考え、支援を行います。

高齢サポートでは、こんな仕事をしています。

高齢者の権利を守ります。

高齢者が安心していきいきと暮らすために、皆様が持つさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や、虐待を早期に発見すること、消費者被害などに対応します。

さまざまな方面から高齢者を支えます。

高齢者を支える地域のケアマネジャーへの指導や支援のほか、皆様にとってより暮らしやすい地域にするために、さまざまな機関とのネットワークづくりを行います。

高齢サポートによる一人暮らし高齢者宅への訪問活動について

お住まいの地域を担当する高齢サポートの専門職員が、一人暮らし高齢者のご自宅を訪問し、一人ひとりの日常生活での困り事、悩み事などの相談に応じるとともに、ご希望に応じて民生児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会などによる日頃の見守りにつなげています。

～訪問活動の流れ～

①高齢サポートから訪問対象の方に個別にお知らせをします。

訪問対象の方が多数おられるため、順次、高齢サポートから郵送などで訪問のお知らせをします。

②訪問日時の調整をします。

希望される訪問日時を電話などでお伝えください。

③高齢サポートの専門職員が訪問をします。

ご自宅などを訪問し、日常生活での困り事、悩み事などの相談に応じるとともに、元気なうちから取り組める介護予防に関する情報など各種サービスや制度の紹介をします。

高齢サポートの職員は必ず職員証を持参、提示のうえ訪問します。
訪問時に資産や銀行口座などをお尋ねすることはありません。

④地域における見守り活動促進事業について説明します。

※詳しくは下記をご覧ください。

〈お問い合わせ〉 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 …… 746-7734



地域における見守り活動促進事業について

一人暮らしの高齢者や障害のある方などで、日常的な見守りを希望される方の住所・氏名・連絡先等の情報を記載した名簿を作成し、地域の関係機関(高齢サポート、民生児童委員、学区社会福祉協議会など)に貸し出すことにより、生活実態の把握や援助活動、情報の提供など、地域における日常的な見守り活動につなげていきます。

〈対象となる方〉 次に掲げる方のうち、個人情報を提供することに同意された在宅の方

①65歳以上の要介護1・2、要支援1・2の単身世帯等の方

②要介護3以上の方

③身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定の単身世帯等の方

④障害支援区分4以上の方

⑤本市のあんしんネット119(緊急通報システム)を設置されている方

⑥65歳以上の単身世帯の方

※①及び③の「等」とは、①～⑤の方のみで構成される世帯です。

①～⑤の方については、本市から個人情報の提供に係る意思確認を行い、不同意の意思を示した方以外の方です。

⑥の方は、本市に個人情報提供同意書を提出することが必要です。高齢サポートによる一人暮らし高齢者宅への訪問活動でご自宅を訪問した際にご説明します。

〈お問い合わせ〉 保健福祉局保健福祉総務課 …… 222-3366
保健福祉局障害保健福祉推進室 …… 222-4161
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 …… 746-7734

高齢者が住み慣れたまちで健やかな生活を送れるよう、相談、講座・研修や交流会の開催、広報啓発等の様々な事業を総合的に実施しています。また、成年後見制度に関する相談窓口である「成年後見支援センター」、高齢者の知恵や技能を生かす「知恵シルバーセンター」、市民や福祉専門職を対象とした各種講座・研修等を開催する「社会福祉研修・介護実習普及センター」等を併設しています。

〈相談〉認知症や権利擁護、成年後見制度、生活・健康、介護等に関する相談に応じます。

○まずはセンター職員が相談に応じます。（一般相談／予約不要）

○専門家による相談が必要な場合は、医師・弁護士・司法書士・社会福祉士による相談をご利用いただけます。（専門相談／要予約）

種 別	(専用電話)	内 容
認知症相談		認知症(若年性認知症を含む)に関すること
権利擁護相談(高齢者110番)	354-8110	高齢者虐待等の権利侵害に関すること
成年後見相談(成年後見支援センター)	354-8815	判断能力が不十分な認知症や障害のある方の契約行為や財産管理を支援する成年後見制度の利用に関すること
介護相談		高齢者の介護に関すること
生活・健康相談		高齢者の生活や健康、人生の終い支度に関すること
介護職員等メンタルヘルス相談		介護職員等が抱えるストレスに関すること

〈講座・研修〉市民と福祉専門職を対象とした各種講座・研修を実施しています。

○健康長寿や介護予防を目的とした「すこやか講座」や「いきいき筋トレ」を地域で普及推進するボランティアの養成及び活動支援等を実施しています。（市民対象）

○認知症や権利擁護に関する講座・研修を実施しています。（市民と専門職を対象）

〈交流会〉認知症の方の介護家族や、若年性認知症の方を対象とした交流会を開催しています。

種 別	内 容
認知症の人の介護家族交流会	認知症の方(若年性認知症を含む)を介護されている家族の交流の場
認知症カフェ(若年性認知症本人交流会)	若年性認知症の方同士の交流と情報交換の場

〈併設センター〉

名 称	(専用電話)	事業内容
成年後見支援センター	354-8815	成年後見制度の利用に関する相談 成年後見制度に関する広報啓発 市民後見人の養成と活動支援等
知恵シルバーセンター		高齢者の知恵や技能を生かした社会参加の促進
社会福祉研修・介護実習普及センター	354-8771	介護講座や体験講座の実施 認知症介護研修や社会福祉研修の実施 福祉用具や介護機器の展示

◆お問い合わせ・お申込み

長寿すこやかセンター

〒600-8127 下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1

「ひと・まち交流館 京都」4階

電話 354-8741 FAX 354-8742

開所時間：9時～17時30分

休 所 日：第3火曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12月29日～1月4日)

京都市民長寿すこやかプランについて

「第9期京都市民長寿すこやかプラン」(2024年3月策定)においては、市民の皆様若い間から仕事と家庭生活の調和をはじめ、地域活動などに積極的に参加する「真のワーク・ライフ・バランス」を促進し、健康づくりや地域とのつながりを習慣付けていただくとともに、高齢期を迎えても介護予防に主体的に取り組み、地域の担い手・社会の支え手として活躍できる社会を目指すこととしています。

また、医療と介護をはじめとする多職種や地域住民等との協働による、医療・介護・生活支援サービスが切れ目なく提供される地域づくりを進めていくことで、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「京都市版地域包括ケアシステム」の深化・推進、そして、すべての世代の皆様が笑顔で健やかに過ごせる「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組を第8期プランから引き続き進めてまいります。

～プランの内容(基本理念・重点取組)～

第9期プランの基本理念については、2021年3月策定の「京都市基本計画」(2021年～2025年)の健康長寿分野における理念を踏まえ、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けて設定した第6期プランの基本理念を継承し、以下のとおり設定しています。

基本理念

高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、互いに支え合い、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」をみんなでつくる

基本理念を実現するため、次の4つの重点取組を掲げるとともに認知症施策推進計画・成年後見制度利用促進計画を一体的に策定し、施策・事業を総合的に推進します。

重点取組

1 健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進

- 1 健康づくり・介護予防の取組の推進
- 2 就労支援と社会参加の推進

2 地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進

- 1 地域での支援ネットワークの強化
- 2 地域で支え合う体制の構築と意識の共有
- 3 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

3 住み慣れた地域で暮らし続けるための介護サービス等の充実と住まい環境の確保

- 1 介護サービスの充実
- 2 医療と介護の連携強化
- 3 安心して暮らせる住まい環境づくりの推進

4 介護等の担い手の確保・定着及び育成をはじめとする介護サービス等を持続していくための取組の推進

- 1 介護の担い手の確保・定着及び育成
- 2 介護保険事業の円滑な運営・
介護サービスの質的向上

認知症施策推進計画

成年後見制度利用促進計画

京都市版地域包括ケアシステムについて

京都市版地域包括ケアシステムの基本的な考え方

本市に暮らす高齢者一人ひとりが、できる限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、市内全域をカバーする61か所の高齢サポートを中核として、本市ならではの「地域力」や「地域の絆」を最大限に生かした学区単位のかみ細かい取組をもとに、日常生活圏域において医療・介護をはじめとする様々な関係機関との連携を進めることで、地域住民、関係機関、行政が一体となり、地域ぐるみで多様なニーズを持つ高齢者の暮らしを支援します。

京都市版地域包括ケアシステムのイメージ

※本市では、複数の元学区を束ねた地域として76地域(概ね中学校区)を設定

【住み慣れた地域(日常生活圏域※)】

【学区域】

地域の多様な担い手(民生児童委員、老人福祉員、すこやかクラブ京都、学区社協、自治会・町内会、学生、ボランティア等)による見守りや身近な居場所づくり等の推進

生活支援サービス

- 見守り、配食等の生活支援
- 成年後見制度(市民後見人等)、権利擁護 等

生活支援サービスの充実・強化
(地域支え合い活動創出コーディネーター、地域支え合い活動調整会議 等)

高齢者のニーズに応じた
住まいの安定的供給

医 療

- かかりつけ医
- かかりつけ歯科医
- かかりつけ薬剤師
- 訪問看護ステーション
看護師 等

認知症施策の推進
(認知症初期集中支援チーム 等)

医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携の推進
(在宅医療・介護連携支援センター 等)

介 護

●介護保険サービス

(居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)、訪問介護、通所介護、地域密着型介護老人福祉施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 等)

総合的な健康寿命
延伸の取組の推進

住み慣れた地域での
生活を実現!!

高齢サポート(地域包括支援センター) 地域ケア会議を軸とする地域包括ケアシステムの構築

住まい

- サービス付き高齢者向け住宅
- 高齢者すまい・生活支援事業
- 住宅改修支援 等

予 防

- 地域介護予防推進センター
- 健康すこやか学級
- 老人福祉センター 等

高齢サポート
への支援 等

【区域】

区役所・支所(保健福祉センター)

- 介護保険に関する相談窓口
- 介護保険サービス外の高齢者福祉サービスに関する相談窓口
- 健康づくりに関する相談窓口

【市域】

京都市長寿すこやかセンター

在宅療養あんしん病院 等

京都市認知症疾患医療センター

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)、
介護老人保健施設、介護医療院

京都市域京都府地域リハビリテーション支援センター、
京都市地域リハビリテーション推進センター 等

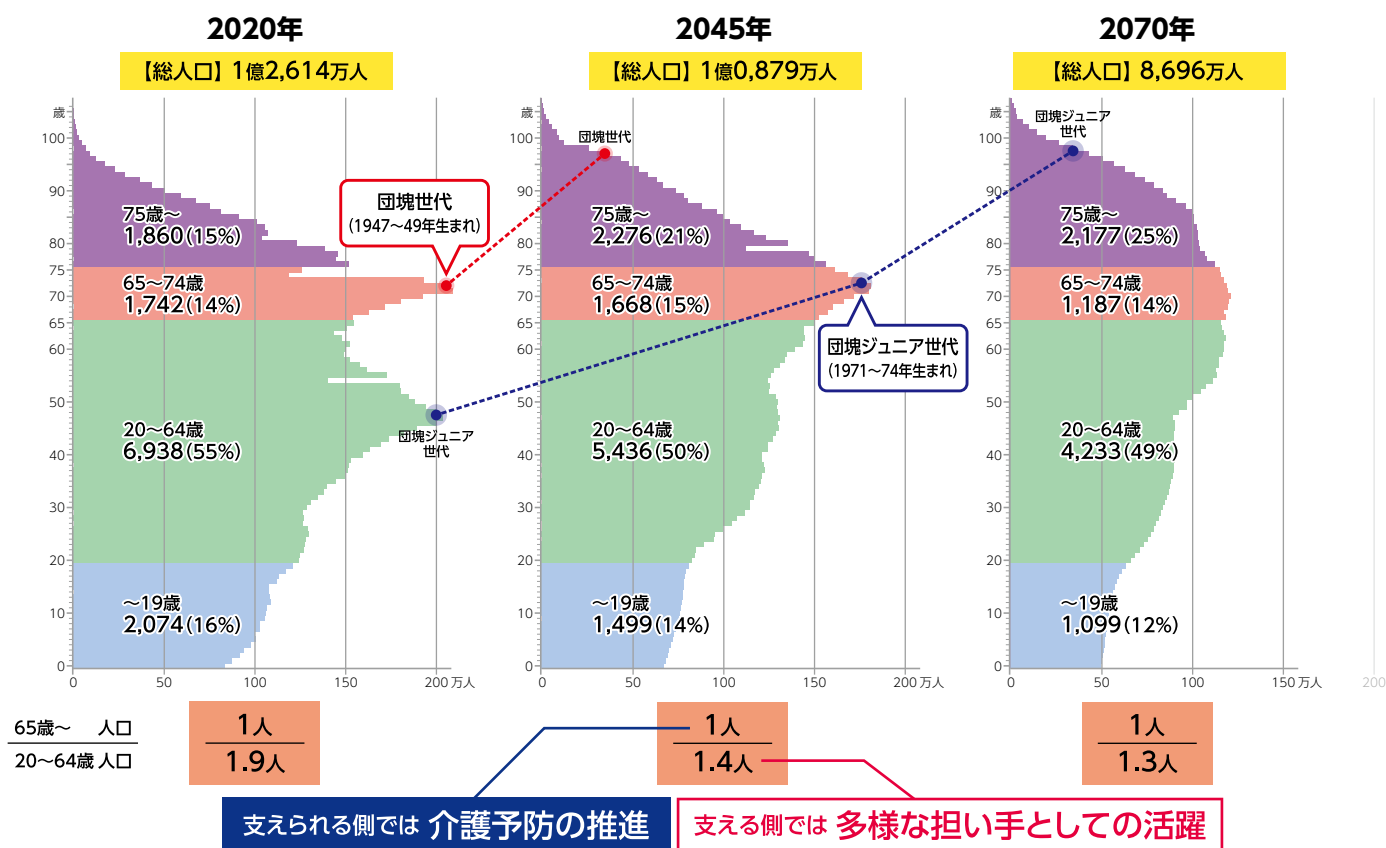
住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らしていくために

これからの社会の変化

今後、少子高齢化が進む中で、支援を必要とする高齢者が増える一方、それを支える担い手が不足することが見込まれています。

このため、今後、高齢者の皆様に住み慣れた地域でいきいきと過ごしていただくためには、介護予防の取組を進めるとともに、高齢者を支える多様な担い手としての活躍が求められます。

<日本の人口ピラミッドの変化>



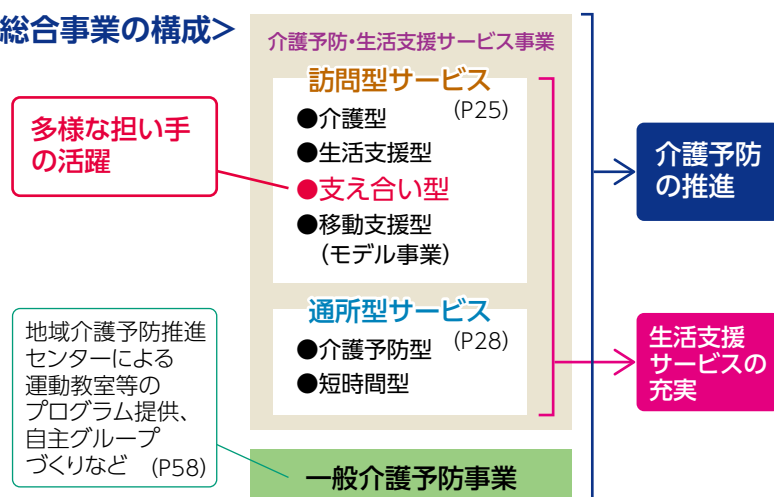
(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所 「図1-5 人口ピラミッドの変化(総人口)―出生中位・高位・低位(死亡中位)推計―」の数値を使用

総合事業の目指すもの

本市では、平成29年4月から、京都市介護予防・日常生活支援総合事業(本冊子では「総合事業」といいます。)を実施しています。

総合事業では、訪問型サービス・通所型サービス等の介護予防・生活支援サービス事業(本冊子では「介護予防・生活支援サービス」といいます。)と、一般介護予防事業により、介護予防の推進、多様な担い手の創出、生活支援サービスの充実を目指して取組を進めています。

<総合事業の構成>



総合事業の利用対象者は？

介護予防・生活支援サービス(訪問型サービス・通所型サービス等)

要支援者(「要支援1・2」の認定を受けた方)と事業対象者です。事業対象者とは、介護予防・生活支援サービスを利用することができる区分で、高齢サポート(地域包括支援センター)又は区役所・支所窓口、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所窓口で実施する「基本チェックリスト」によって基準に該当し、届出をされた方です(65歳以上の方のみ)。

一般介護予防事業

全ての65歳以上の高齢者(運動制限を受けているなど、事業内容や個別の状況により利用できない場合があります)。

多様な担い手活躍中!

支え合い型ヘルプサービスは、本市が定めた研修を修了された方等が、高齢者のご家庭を訪問し、掃除や買い物代行等の生活援助を行うものです。長年の家事の経験を活かしたい方、元気なうちに誰かの力になりたい方、看護や調理など、仕事で培った知識や技能を活かしたい方など、これまでに1,300人以上※の方が研修を修了されました。

実際に活躍されている方からは「週1回の訪問が私のいきがいになっている」、利用されている方からは「とても助かっている」との声もいただいています。利用者が支えられるだけでなく、担い手の方もやりがいや活力を得る機会となる、互いに力を与え合う関係が、支え合い型ヘルプサービスの目指す姿です。



従事者養成研修の様子

※令和6年3月末時点

●支え合い型ヘルプサービス従事者研修の詳細はホームページで。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000214234.html>



京都市 支え合い型ヘルプサービス

で検索

移動支援型ヘルプサービス(モデル事業)を実施中!

外出が難しい高齢者を「地域の通いの場」や地域介護予防推進センターが実施する運動教室などに送迎し、併せて、送迎途上でスーパーマーケット等に立ち寄るサービスを運営する団体への補助制度を令和4年度から一部の行政区において、モデル事業として実施しています。

いきいきと暮らせる毎日、応援します!

いきいきと暮らすためには、運動器機能の改善だけではなく、生活機能の維持、改善などの介護予防が重要となります。本市で実施している総合事業では、生活機能が低下された方にリハビリテーション専門職が個別にかかわり、自宅で取り組めるセルフケアの方法を指導することで、元の生活に戻っていただくことを目的としたサービスを実施しています。

また、身近な地域で運動に取り組んでいただくことができるよう、一般介護予防事業では地域介護予防推進センターによる運動教室なども実施しています。

このほか、健康長寿サロン(P81)などの身近な通いの場の拡充などの取組を通じて、高齢者の皆様が、地域とのつながりやご自身の役割を持ちながら、住み慣れた地域で、いきいきと暮らすことができるよう、支援しています。



本市総合事業の通所型サービスの様子

※写真提供：社会福祉法人 清和園

フレイル対策で健康長寿

「フレイル」に気を付けて!

フレイルとは、年齢を重ねることにより、からだやところが弱った状態で、健康と要介護の中間の状態のことです。フレイルは適切な対策に取り組めば、健康な状態を取り戻すことが十分に可能であるため、早めに気づいて対策することが重要です。

こんなことはありませんか?

- ☐ 青信号で横断歩道を渡り切れない(歩くのが遅くなってきた)。
- ☐ 半年前より、固いもの(「たくあん」など)が食べにくくなった。
- ☐ この半年間で、2～3kg 体重が減った。
- ☐ 週に1度も、軽い運動や体操に取り組むことがない。
- ☐ ペットボトルのふたが開けにくくなるなど、握力が落ちてきた。
- ☐ (ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする。



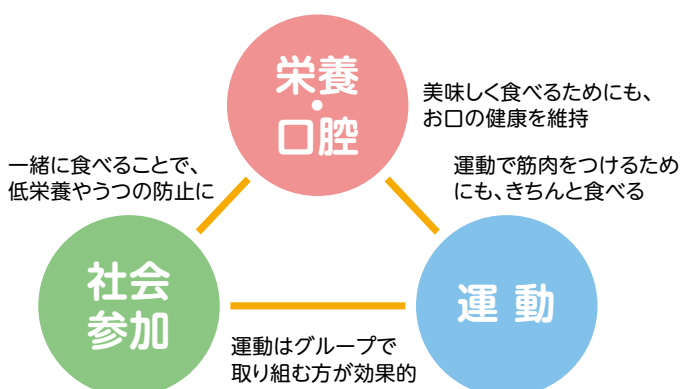
1つでも当てはまれば、要注意! 対策に取り組みましょう!

フレイル対策の3本柱は「運動」「栄養・口腔」「社会参加」

具体例を挙げると、「屋外での散歩、家での体操やストレッチなど、意識して体を動かす」(運動)、「一日三食バランスの良い食事を取り、食後は歯や入れ歯のお手入れをする」(栄養・口腔)、「地域活動への参加、人と会えない時にも電話で家族や友人と連絡を取る」(社会参加)などの取組があります。

こうした取組は相互に関係していて、運動で筋肉をつけるには、肉や魚、野菜などの食材をバランス良く食べる必要があり、しっかりと食事を取るには、かむ力を維持

するなど、お口の健康も大切です。また、運動は一人でするよりグループでする方が、介護予防の効果が高いと言われています。つまり、三本柱を意識し、併せて取り組むことで、より効果的な対策となるのです。



地域介護予防推進センターでフレイル対策!

京都市では市内12か所に地域介護予防推進センターを設置しています。同センターでは、フレイルの兆候に早めに気づき、対策に取り組んでいただけるよう、地域の身近な会場で運動や栄養・口腔に関する教室を3か月1コースで開催しています。教室終了後は、御自身や地域の皆さんと継続できるように支援していますので、仲間と楽しく運動などの活動をしてみたい方は、ぜひ一度、お問い合わせください(P58)。



地域介護予防推進センターの教室を終了後に、仲間と楽しくストレッチなどに取り組む皆さん

介護保険 サービス

介護保険は
介護が必要な方を
みんなで支える
制度です。

介護保険の手続には マイナンバーが必要です。

マイナンバーを記入した申請書等を提出していただくときには、「マイナンバーカード(個人番号カード)」又は「マイナンバーが正しいことを確認できる書類[通知カード(記載されている氏名、住所等が住民票と同じ場合に限り)、マイナンバー付きの住民票等]」と「本人であることが確認できる書類(運転免許証、パスポート等)」を忘れずにお持ちください。

介護保険制度

介護保険制度は、高齢者の「尊厳の保持」と「自立支援」という基本理念の下、介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月に創設されました。

制度創設以降高齢化の進行をはるかに上回る勢いで介護サービスの利用が増える等、市民生活の中に制度が定着しており、今後ますます介護を必要とする高齢者が増える中で、その役割はさらに重要となります。

京都市における第1号被保険者数の増加

平成12年
250,856人



令和6年
392,048人

(推計)

京都市における要支援・要介護認定者数の増加

平成12年
31,883人



令和6年
100,318人

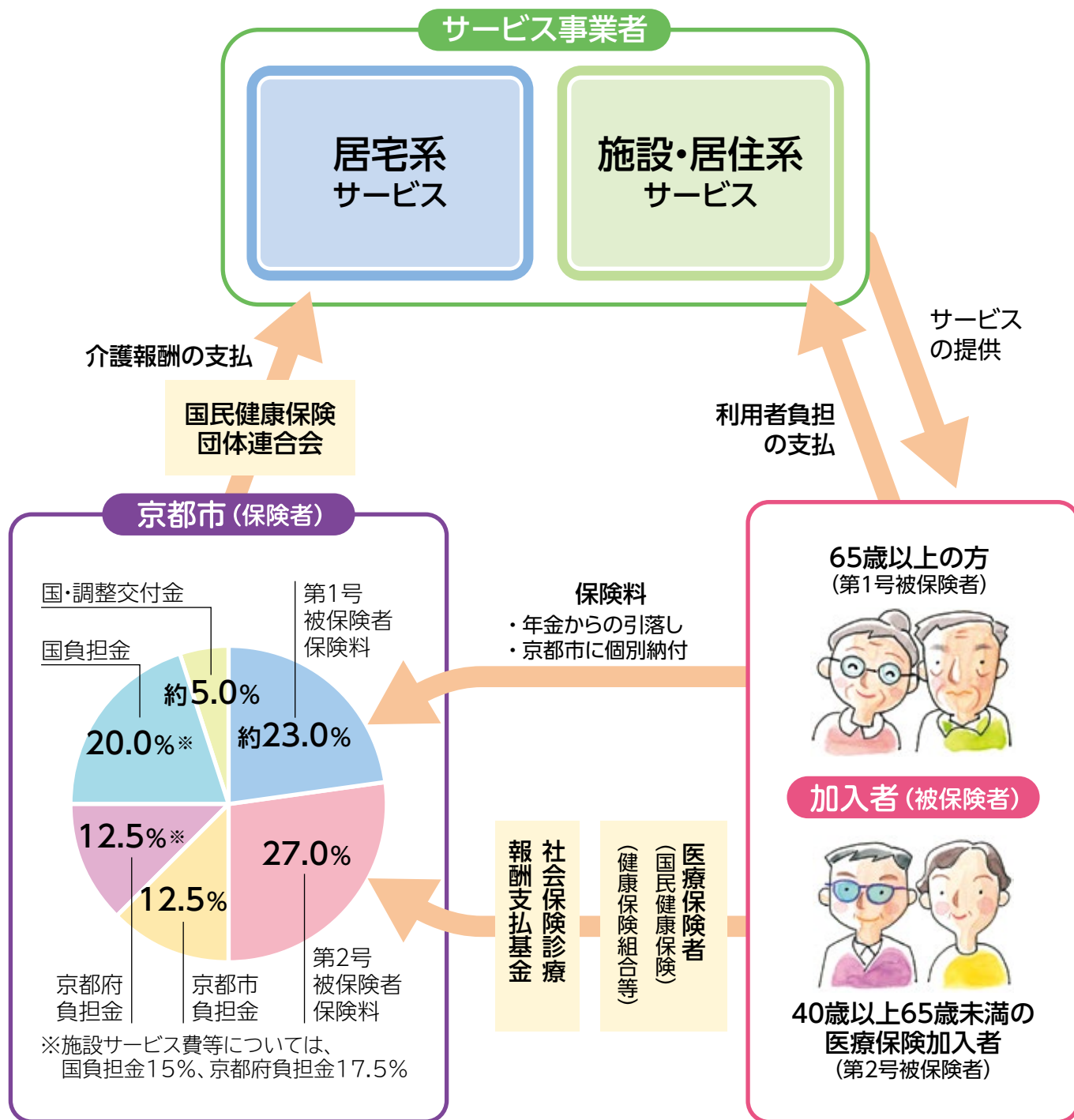
(推計)

～「第9期京都市民長寿すこやかプラン」から～

介護保険制度のしくみ

介護保険制度では、高齢者の介護費用を、国・地方自治体と国民がそれぞれ負担します。原則として40歳以上の方は、すべて加入を義務づけられています。

京都市の介護保険(介護予防・生活支援サービスを含む)は、高齢者の介護費用を国・京都府・京都市による公費(税金など)と、40歳以上の皆様に納めていただく保険料を財源として京都市(保険者)が運営しています。



介護保険の対象となる方は

介護保険の被保険者となる方、介護保険サービスを利用できる方は次のとおりです。なお、原則として介護保険に加入するための手続は必要ありません。

サービスを利用できる方

第1号被保険者(65歳以上の方)

寝たきりや認知症などで入浴、排せつ、食事などの日常生活動作について介護が必要な方
家事などの日常生活行為に支援が必要な方

第2号被保険者

(40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方)

初老期における認知症・脳血管疾患など老化に伴う16種類の病気(=特定疾病)が原因で介護・支援が必要な方

外国籍の方は?

次のいずれかに該当する場合は、京都市が運営する介護保険の被保険者になります。

- 京都市に住民登録をされている方
- 当初3か月以下の在留期間であっても、在留期間が3か月を超えて滞在すると認められる方

特定疾病とは?

第2号被保険者がサービスを利用するには、次の16種類の病気(=特定疾病)に該当する必要があります。

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- パーキンソン病関連疾患
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険被保険者証について

被保険者証は、京都市介護保険の被保険者であるという証明書ですので、大切に保管してください。

被保険者証の交付

第1号被保険者(65歳以上の方)

全員に交付します。

第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)

- ・要介護認定の申請をされた方
 - ・被保険者証の交付申請をされた方
- ※第2号被保険者の方が交付申請されるときは、加入されている医療保険の被保険者証を提示してください。
- なお、令和6年12月2日以降、有効な医療保険の被保険者証をお持ちでない場合は、
- ①マイナ保険証をお持ちの方は、医療保険者から発行される「資格情報のお知らせ」
 - ②マイナ保険証をお持ちでない方は、医療保険者から発行される「資格確認書」を提示してください。

被保険者証が必要なときは

- ・要介護認定などを申請するとき
- ・介護予防サービス計画・介護サービス計画を作成するとき
- ・サービスを利用するとき

紛失・破損したときは

お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当に届け出てください。

介護保険被保険者証再交付等の届出については、介護ワンストップサービス(ぴったリサービス)により電子申請を行うこともできます。詳細はホームページで。



京都市 介護ワンストップサービス

で検索

被保険者証の見方について

(被保険者証の見本)

①

介護保険被保険者証	
番 号	1 2 3 4 5 - 6 7 8 9 0
被 保 住 所	京都市中京区烏丸御池下る虎屋町566-1
区コード	16
フリガナ	
者 氏 名	介護 花子
生年月日	昭和 15 年 5 月 6 日 性別 女
交付年月日	令和 6 年 4 月 18 日
保険者番号	2 6 1 0 4 0
並びに保険者の名称及び印	京都市 

要介護(要支援)認定又は事業対象者となった場合、②と③の記入欄に、次のように記載されます。

市町村が認定を行った年月日(事業対象者は基本チェックリスト実施日)が記載されます。

認定結果等の有効期間が記載されます。

要介護度に応じた1か月分の支給限度基準額が記載されます。

サービスの種類ごとに支給限度基準額を設ける場合に記載されます。

※住所・氏名・生年月日など記載事項に間違いがないかを確認しましょう。

介護保険の届出が必要なときは

原則として介護保険に加入するための手続は必要ありませんが、次のようなときは、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当へ届出が必要です。

●市外へ転出しようとするとき

お住まいの区の区役所・支所、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所で発行する受給資格証明書を添えて、転入後14日以内に転入先の市町村に申請すると、京都市での要介護認定の効力が引き継がれます。

●市外から転入したとき

●市内で住所が変わったとき

お住まいの区を変わられたときは、新しい住所の区の区役所・支所、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所に届け出てください。

●京都市外の介護保険施設や養護老人ホーム等に入所するために住所が変わったときや、既に入所して住所が変わったとき

●被保険者証交付済の第2号被保険者が、生活保護受給により医療保険加入者でなくなったとき

●次の施設への入所・退所を行ったとき

入所者は、介護保険の被保険者とならず、障害者施策などの適用を受けます。

- ①指定障害者支援施設(生活介護と施設入所支援の支給決定を受けているものに限る。)
- ②障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)
- ③医療型障害児入所施設
- ④厚生労働大臣が指定する医療機関
- ⑤国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- ⑥ハンセン病療養所
- ⑦救護施設
- ⑧被災労働者の援護に係る施設
- ⑨指定障害福祉サービス事業者で療養介護を行う病院(療養介護を行うものに限る。)

●死亡したとき

●氏名が変わったとき

※現在お持ちの被保険者証等は、届出時に提出してください。

※区役所・支所市民窓口課、右京区役所京北出張所市民窓口担当で住所変更などの手続をされた後に、介護保険の手続(窓口は96・97ページ参照)をしてください。

要介護状態区分等(要支援1・2、要介護1～5又は事業対象者)が記載されます。

保険料の滞納により、給付制限を受けている場合に記載されます。(内容は51ページ参照)

要介護状態区分等		要介護1	
認定年月日又は基本チェックリスト実施日	令和 6 年 4 月 17 日		
認定の有効期間	令和 6 年 5 月 1 日～令和 9 年 4 月 30 日		
区分	支給限度基準額		
令和 6 年 5 月 1 日～令和 9 年 4 月 30 日	1ヶ月当たり	16,765単位	
(うち種類支給限度基準額)			
サービスの種類	種類	支給限度基準額	
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定			
必要により、介護認定審査会からの意見が記載されます。サービスの種類の指定が行われたときは、利用できるサービスは、指定されたサービスに限定されます。			

給付制限		期 間	
開始年月日	年 月 日		
終了年月日	年 月 日		
開始年月日	年 月 日		
終了年月日	年 月 日		
開始年月日	年 月 日		
終了年月日	年 月 日		
居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称			
〇〇〇居宅介護支援事業所		令和 6 年 5 月 1 日	
届出年月日		年 月 日	
届出年月日		年 月 日	
届出年月日		年 月 日	
介護保険施設等			
種類			
名称			
入所等	年 月 日	退所等	年 月 日
種類			
名称			
入所等	年 月 日	退所等	年 月 日

介護サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を依頼する事業所名などが記載されます。計画を自分で作成した場合、「自己作成」と記載されます。

施設サービスを利用するとき、介護保険施設などで施設の種類や名称、入退所年月日を記載します。

※裏面には注意事項が記載されています。よく読んでおきましょう。(旧様式の被保険者証も、引き続きご利用いただけます。)

サービスの利用手続

介護保険サービス(総合事業の介護予防・生活支援サービスを含む)の利用には、要介護認定の手続が必要です。なお、介護予防・生活支援サービスについては、基本チェックリストによる事業対象者登録の手続でも利用できます。

相談

介護保険サービス等の利用を検討される場合は、お住まいの地域の高齢サポート(地域包括支援センター)又は、お住まいの区の区役所・支所の健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は京北出張所保健福祉第一担当(96・97ページ参照)にご相談ください。

相談に来られる方

・ご本人又はご家族

申請

申請方法

- ・ご本人又はご家族の場合、お住まいの区の区役所・支所の窓口(96・97ページ参照)で申請してください。
- ・高齢サポート(地域包括支援センター)、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設などに申請を代行してもらうこともできます。

【申請代行とは】

介護保険の要介護(要支援)認定について、申請書の入手や記入、提出などの一連の手続を代行してもらうことができます。申請代行の手数料は無料です。

申請に必要な書類

- ①要介護認定等申請書
- ②介護保険被保険者証
- ③医療保険(健保・国保等)の被保険者証★
(第2号被保険者のみ)
★令和6年12月2日以降、有効な医療保険の被保険者証をお持ちでない場合は次のとおり。
①マイナ保険証をお持ちの方は、医療保険者から発行される「資格情報のお知らせ」
②マイナ保険証をお持ちでない方は、医療保険者から発行される「資格確認書」
- ④マイナンバーカード(個人番号カード)又は
マイナンバーが正しいことを確認できる書類
[通知カード(記載されている氏名、住所等が住民票と同じ場合に限る。)、マイナンバー付きの住民票等]
本人であることが確認できる書類(運転免許証、パスポート等)

※必要に応じて、認定申請を案内することがあります。

基本チェックリストの実施

運動器の機能などの状態にかかわる25項目の質問(基本チェックリスト)について、ご本人に回答していただくことで、事業対象者に該当するかどうかを確認します。

■必要な書類 上記、要介護認定の申請に必要な書類の②と④

要介護認定

訪問調査

調査員が家庭などを訪れ、心身の状態などについてお伺いします。

かかりつけ医の意見書

申請書に記載いただいたかかりつけ医に、京都市介護認定給付事務センターから意見書の作成を依頼します。

審査・判定 (京都市介護認定審査会)

介護を必要とするかどうか、また、どの程度の介護を必要とするかなどについて、保健・医療・福祉の専門家によって、審査・判定を行います。

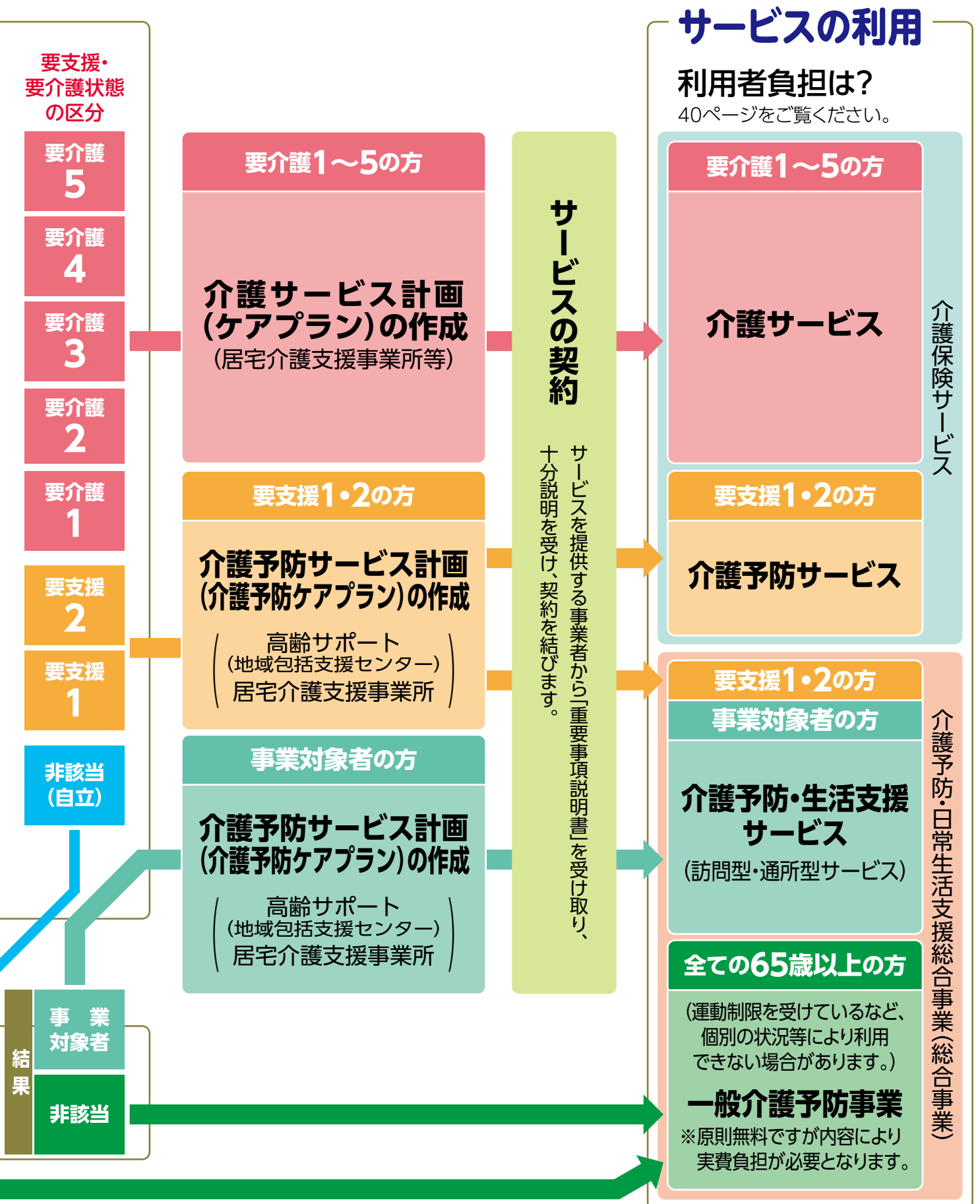
認定

認定結果の通知は、原則として申請から30日以内に通知されます(認定結果などに不服がある場合は、審査請求を行うことができます。)

要支援・要介護と認定された方は、介護保険サービスを利用することができます。要支援・要介護状態の区分に応じて利用できるサービス量や利用限度額などが決められています。

※65歳以上の方のみ

※交通事故など第三者による行為が原因で介護サービスを利用する場合は、利用手続以外に「傷病届（第三者行為）」等の書類の提出が必要ですので、京都市介護認定給付事務センターへお問い合わせください。



介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)とは？

〈要支援1・2の方、事業対象者の方〉

お住まいの学区を担当する高齢サポート(地域包括支援センター)または、事業所(指定介護予防支援事業所)のケアマネジャーなどが作成します。

要支援2の方の例

最近、足腰が弱り、
外出することがおっくうになり、
自宅での入浴や掃除等が
不安になってきた。



ケアプランについて

利用者がより自立した生活を送るため、利用者の希望や心身の状況に応じたサービス等が利用できるよう、サービス等の利用計画(ケアプラン)の作成や、サービスを提供する事業者等との連絡調整を専門的な視点から行います。

そこで
介護予防



介護予防サービス

**介護予防訪問
リハビリテーション**
理学療法士等の専門職が訪問し、住環境を確認し、入浴動作などが行えるようリハビリテーションを行います。



介護予防・生活支援サービス

**通所型サービス
(介護予防型デイサービス)**
デイサービスセンターに通って入浴や体操などの機能訓練を行います。



介護保険以外の取組

家族の支援

週に1回は家族が来て、掃除を手伝います。

自分自身で行うこと

通所型サービスで習った体操を自宅でも行います。

介護保険以外の支援

閉じこもりがちなので、身近な健康長寿サロンに行き、地域の顔なじみとの会話を楽しめます。



介護サービス計画(ケアプラン)とは？

〈要介護1～5の方〉

要介護3の方のサービス利用状況の一例

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問看護		通所 リハビリテーション		通所 リハビリテーション		
午後	訪問介護		訪問介護		訪問介護		訪問介護
上記以外の 介護保険サービス			福祉用具購入 (ポータブルトイレ)				
介護保険以外の サービス			配食サービス (水・金を除く毎日1食、昼食時)				

脳梗塞の再発予防のための
身体の観察、療養上の助言
などを看護師が行います。

歩行機能の向上や生活動作の回復を図るために、理学療法士などによる訓練を受けます。

安全に入浴するため、ホームヘルパーが入浴介助を行います。
入浴後、ホームヘルパーが浴室の掃除を行います。

夜間、トイレに行くときに転倒するといけけないので、ポータブルトイレを購入しました。

栄養バランスの改善のため、昼食の配食を依頼しました。

介護サービス計画(ケアプラン)は居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)などが作成します。

介護支援専門員(ケアマネジャー)とは？

- ・介護を必要とする高齢者が、自立した生活を送るための援助に関する専門家です。
- ・どの事業者のどんなサービスを利用するかについて、相談を受けます。
- ・利用者の立場にたち、市町村やサービス提供事業者、介護保険施設との連絡・調整を行います。
- ・ご本人やご家族から依頼があれば、要介護認定の申請代行を行います。

※ご本人の意向によって、ケアマネジャーを変更することもできます。



ケアプランを作るときに

自立支援のために必要なサービスであっても、利用の仕方によっては、また、単に楽だからという理由で必要性の乏しいサービスを利用しては、かえって心身の能力を低下させ、日常生活を送るうえで不自由になったり、家族の介護負担を重くすることさえます。

ケアマネジャーは、ご本人の健康状態を把握し、自立した生活への復帰や要介護状態の悪化の予防を念頭においてケアプランを作成しています。ご希望と異なる提案をするかもしれませんが、ご家族を含めて十分に話し合い、ケアプランを作ることが大切です。

なお、ケアプランは介護予防・生活支援サービス(訪問型サービス・通所型サービス)を利用する場合を除いて、ご本人が自分で作成することもできます(書類の提出や事業所との連絡調整が必要です。)

介護予防サービス計画・介護サービス計画について

- 作成費用…利用者の自己負担はありません。介護保険から全額支払われます。
- 介護予防サービス計画・介護サービス計画を、ご本人が自分で作成される場合は、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当(96・97ページ参照)に届け出てください。

※介護予防・生活支援サービス(訪問型サービス・通所型サービス)の利用については、ご本人で計画を作成することはできません。

介護保険で利用できるサービス

サービス1回(日)あたりの利用料[=介護費用の1割(一定以上の所得のある方は異なります。)]は、京都市内の事業所を利用した場合で、かつ、各種加算のない場合の、おおよその金額です(令和6年6月現在)。目安としてお考えください。サービスによっては、食費、滞在費など、別途、費用が必要な場合があります。

居宅系サービス

要介護 1～5の方 - 要支援1・2の方は利用できません -

訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーがご家庭を訪問し、食事・入浴・排せつの介助や日常生活の手助けをします。

■サービスの内容

身体介護	着替・入浴・排せつのお世話などの身体に直接触れる介護や、自立支援のための見守りを行います。		
生活援助	調理・洗濯・掃除など日常生活の援助を行います。 ◆生活援助を利用できるのは、次の場合です。 ・利用者がひとり暮らしの場合 ・利用者の家族が障害や疾病などの場合 ・利用者の家族が障害や疾病でなくても、同様のやむを得ない事情により家事を行うのが困難な場合 ◆介護保険の対象とならないサービス ・本人以外の部屋の掃除など、家族のための家事 ・庭の草むしりなど、ホームヘルパーがやらなくても日常生活に差し支えがないもの ・大掃除など普段はやらないような家事		
通院等乗降介助	内 容	運輸局において道路運送法上の許可等を得た訪問介護事業所のホームヘルパーが、自宅から病院への通院等において車両への乗り降りの介助に加え、自宅や病院内で必要な介助を行います。	
	対象の方	要介護1～5と認定された方で、一人で通院することが困難な方など	
	注意事項	・車両で移動している間は、介護保険の対象になりません。 ・利用者の心身の状況を踏まえて、あらかじめ、ケアプランの中に通院等乗降介助の利用が位置づけられていることが必要です。 ・運賃を介護保険で補助しているものではありませんので、別途運賃が必要となります。	

■訪問介護1回あたりの利用料

▼身体介護の場合

20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	以降 30分毎
175円	261円	414円	607円	88円加算

▼生活援助の場合

20分以上 45分未満	45分以上
192円	236円

▼通院等乗降介助の場合

片道
104円

要支援 1・2の方 事業対象者の方(P13参照)

ほうもんがた

訪問型サービス(総合事業)

ホームヘルパー等が、ご家庭を訪問して提供するもので、サービス内容によって「介護型ヘルプサービス」「生活支援型ヘルプサービス」「支え合い型ヘルプサービス」の3種類があります。複数のサービスを組み合わせて利用することもできます。

■サービスの内容(「身体介護」「生活援助」の内容は、訪問介護の項目を参照してください。)

	介護型	生活支援型	支え合い型
サービス内容	ホームヘルパーによる身体介護、又は身体介護と併せて利用する生活援助	ホームヘルパーによる生活援助	京都市の定める研修を修了した従事者等による生活援助

■1か月あたりの利用料(いずれか1つのサービスのみを利用する場合は、月単位の定額となります。)

	介護型	生活支援型	支え合い型
週1回程度	1,259円	1,056円	939円
週2回程度	2,514円	2,110円	1,875円
週2回程度を超える場合	3,988円	3,348円	2,974円

■1回あたりの利用料(訪問型サービス内で複数のサービスを組み合わせて利用する場合のみ適用されます。)

	介護型	生活支援型	支え合い型
複数サービス利用の場合	307円	236円	229円

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護 1～5の方

要支援 1・2の方

ほうもんにゅうよくかい ご

かい ご よ ほう ほうもんにゅうよくかい ご

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車でご家庭を訪問し、入浴の介助を行います。

■サービス1回あたりの利用料

訪問入浴介護	1,355円
介護予防訪問入浴介護	916円

要介護 1～5の方

ようしえん かた りよう
要支援1・2の方は利用できません

てい き じゅんかい

ずい じ たいおうがたほうもんかい ご かん ご

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心して生活が送れるようにするための援助を行います。

■1か月(30日)あたりの利用料

	一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護		連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	介護・看護利用者	介護利用者	
要介護1	8,503円	5,828円	5,828円
要介護2	13,282円	10,401円	10,401円
要介護3	20,275円	17,270円	17,270円
要介護4	24,993円	21,847円	21,847円
要介護5	30,279円	26,421円	26,421円

※連携型の事業所を利用される場合には、連携先の指定訪問看護事業所においても自己負担が必要です。

■夜間のみサービスを必要とする場合の利用料

基本料金(1か月あたり)	1,059円
定期巡回(1回あたり)	398円
随時訪問(1回あたり)	607円

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護 1～5の方

ようしえん かた りよう
要支援1・2の方は利用できません

や かんたいおうがたほうもんかい ご

夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅での生活ができるように、夜間の定期的な巡回訪問や、利用者などからの連絡に応じた随時訪問を組み合わせた、身のまわりの援助を行います。

■サービスの利用料(オペレーションセンター設置の場合)

基本料金(1か月あたり)	1,059円
定期巡回(1回あたり)	398円
随時訪問(1回あたり)	607円

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護 1～5の方

要支援 1・2の方

ほうもんかんご

かいご よぼうほうもんかんご

訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師などがご家庭を訪問し、健康チェックや療養上の世話などを行います。

■サービス1回あたりの利用料

・訪問看護

事業所の種類	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満
訪問看護ステーション	336円	504円	881円	1,207円
病院又は診療所	285円	427円	615円	903円

・介護予防訪問看護

事業所の種類	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満
訪問看護ステーション	325円	483円	850円	1,167円
病院又は診療所	274円	409円	592円	871円

要介護 1～5の方

要支援 1・2の方

ほうもん

かいご よぼうほうもん

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などがご家庭でリハビリテーションを行います。

■サービス1回あたりの利用料

訪問リハビリテーション	325円
介護予防訪問リハビリテーション	315円

自宅で専門家のリハビリが受けられます。



要介護 1～5の方

要支援 1・2の方

きょたくりょうようかんりしどう

かいご よぼうきょたくりょうようかんりしどう

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などがご家庭を訪問し、療養上の管理、指導などを行います。

■サービス1回あたりの利用料

医師(月2回まで)	515円
歯科医師(月2回まで)	517円
病院又は診療所の薬剤師(原則月2回まで)	566円
薬局の薬剤師(原則月4回まで)	518円
管理栄養士(原則月2回まで)	545円
歯科衛生士(原則月4回まで)	362円

要介護 1～5の方 - ようし えん かた り よう 要支援1・2の方は利用できません —

通所介護(デイサービス)

定員19人以上のデイサービスセンターなどで、機能訓練や食事の介助、レクリエーションなどを行います。

■通所介護1回あたりの利用料(通常規模型の場合)

	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満	9時間以上 10時間未満	10時間以上 11時間未満
要介護1	387円	406円	596円	611円	688円	700円	752円	804円
要介護2	442円	464円	704円	720円	812円	827円	879円	931円
要介護3	501円	525円	812円	832円	941円	957円	1,009円	1,061円
要介護4	557円	586円	920円	942円	1,069円	1,088円	1,140円	1,193円
要介護5	615円	645円	1,029円	1,054円	1,200円	1,221円	1,273円	1,325円

※上記の費用のほか、食費及び日常生活に要する費用(おむつ代など)の実費負担が必要となる場合があります。

※11時間以上のサービス提供を受けた場合、1時間につき約50円が加算されます。

要支援 1・2の方 事業対象者の方(P13参照)

通所型サービス(総合事業)

デイサービスセンターなどで、機能訓練や入浴などを提供するもので、サービス内容によって「介護予防型デイサービス」「短時間型デイサービス」の2種類があります。「介護予防型」と「短時間型」は、組み合わせて利用することもできます。

■サービスの内容

サービス	介護予防型	短時間型
提供時間等	原則3時間以上／回	原則1時間以上3時間未満／回
内容	機能訓練や送迎のほか、必要に応じて食事、入浴などを提供	

■1か月あたりの利用料(いずれか1つのサービスのみを利用する場合は、月単位の定額となります。)

	介護予防型		短時間型	
入浴の有無	入浴あり	入浴なし	入浴あり	入浴なし
週1回程度	1,879円	1,670円	1,552円	1,335円
週2回程度	3,784円	3,366円	3,124円	2,690円

■1回あたりの利用料(通所型サービス内で複数のサービスを組み合わせて利用する場合のみ適用されます。)

	介護予防型		短時間型	
入浴の有無	入浴あり	入浴なし	入浴あり	入浴なし
週1回程度	456円	406円	377円	324円
週2回程度	468円	416円	386円	333円

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護 1～5の方 - 要支援 1・2の方は利用できません -

地域密着型通所介護

定員18人以下のデイサービスセンターなどで、機能訓練や食事の介助、レクリエーションなどを行います。

■地域密着型通所介護1回あたりの利用料

	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満	9時間以上 10時間未満	10時間以上 11時間未満
要介護1	435円	456円	687円	709円	787円	819円	871円	923円
要介護2	500円	524円	811円	837円	930円	967円	1,019円	1,072円
要介護3	565円	592円	937円	967円	1,079円	1,121円	1,173円	1,225円
要介護4	627円	658円	1,059円	1,097円	1,225円	1,275円	1,328円	1,380円
要介護5	693円	727円	1,185円	1,225円	1,371円	1,427円	1,479円	1,531円

※上記の費用のほか、食費及び日常生活に要する費用(おむつ代など)の実費負担が必要となる場合があります。

※11時間以上のサービス提供を受けた場合、1時間につき約50円が加算されます。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護 1～5の方

認知症対応型通所介護

要支援 1・2の方

介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方にデイサービスセンターなどに通っていただき、入浴や食事の介助、機能訓練などを行います。

■サービス1回あたりの利用料(単独型の場合)

	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満	9時間以上 10時間未満	10時間以上 11時間未満
要支援1	502円	525円	782円	802円	909円	937円	990円	1,043円
要支援2	555円	582円	874円	898円	1,014円	1,046円	1,099円	1,151円
要介護1	573円	601円	906円	929円	1,049円	1,083円	1,136円	1,188円
要介護2	630円	661円	1,003円	1,028円	1,163円	1,200円	1,253円	1,305円
要介護3	689円	722円	1,098円	1,125円	1,277円	1,317円	1,370円	1,423円
要介護4	747円	782円	1,195円	1,225円	1,392円	1,437円	1,490円	1,543円
要介護5	804円	843円	1,293円	1,325円	1,506円	1,553円	1,606円	1,659円

※上記の費用のほか、食費及び日常生活に要する費用(おむつ代など)の実費負担が必要です。

※11時間以上のサービス提供を受けた場合、1時間につき約50円が加算されます。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護 1～5の方

要支援 1・2の方

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や介護医療院、医療施設で、機能訓練(リハビリテーション)などを行います。

■通所リハビリテーション1回あたりの利用料(通常規模の医療機関の場合)

	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満	9時間以上 10時間未満	10時間以上 11時間未満
要介護1	390円	404円	513円	584円	657円	755円	804円	857円	910円	963円
要介護2	420円	464円	596円	678円	779円	897円	953円	1,006円	1,059円	1,111円
要介護3	453円	526円	679円	771円	899円	1,035円	1,104円	1,157円	1,209円	1,262円
要介護4	484円	586円	784円	891円	1,042円	1,200円	1,282円	1,335円	1,388円	1,440円
要介護5	518円	646円	889円	1,010円	1,182円	1,361円	1,455円	1,508円	1,561円	1,613円

※上記の費用のほか、食費及び日常生活に要する費用(おむつ代など)の実費負担が必要です。

※11時間以上のサービス提供を受けた場合、1時間につき約50円が加算されます。

■介護予防通所リハビリテーション1か月あたりの利用料(月単位の定額報酬)

要支援1	2,393円
要支援2	4,461円

※左記の費用のほか、食費及び日常生活に要する費用(おむつ代など)の実費負担が必要です。

※1か月間に複数の事業所を利用することはできません。

要介護 1～5の方

要支援 1・2の方

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者の心身の状態や希望などに応じて、「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供します。

■1か月(30日)あたりの利用料

要支援1	3,640円
要支援2	7,356円
要介護1	11,034円
要介護2	16,216円
要介護3	23,589円
要介護4	26,035円
要介護5	28,706円

※右記の費用のほか、食費、宿泊費及び日常生活に要する費用(おむつ代など)の実費負担が必要です。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護 1～5の方 要支援1・2の方は利用できません

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを提供します。

■1か月(30日)あたりの利用料

要介護1	13,132円
要介護2	18,373円
要介護3	25,828円
要介護4	29,294円
要介護5	33,136円

※右記の費用のほか、食費、宿泊費及び日常生活に要する費用(おむつ代など)の実費負担が必要です。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護 1～5の方

要支援 1・2の方

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所していただき、その施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活の介護や機能訓練などを行います。

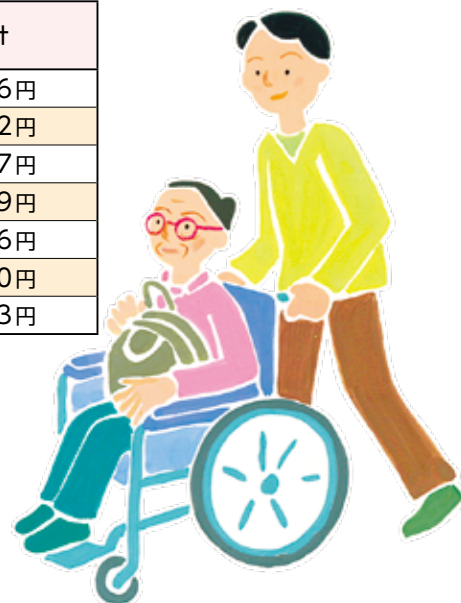
■サービス1日あたりの利用料(介護老人福祉施設に併設の場合)

	1割負担額	食費 (基準費用額)	滞在費 (基準費用額)	合計
要支援1	476円	1,445円 (課税の場合)	915円 (多床室の場合) *令和6年7月までは 855円	2,836円
要支援2	592円			2,952円
要介護1	637円			2,997円
要介護2	709円			3,069円
要介護3	786円			3,146円
要介護4	860円			3,220円
要介護5	933円			3,293円

※実際の食費・居住費は利用者と施設との契約により決まるため、施設ごとに異なりますが、基準費用額(標準的な利用者負担額)が定められています。また、低所得の方に対しては負担軽減されることがあります(43ページをご覧ください)。

※上記費用のほか、日常生活費などの実費負担があります。

※おむつ代は介護保険の給付費に含まれますので、実費負担はありません。



要介護 1～5の方

要支援 1・2の方

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設や介護療養型医療施設、介護医療院などに短期間入所していただき、医師や看護師などの医学的管理のもと、看護や機能訓練、日常生活の介護などを行います。

■サービス1日あたりの利用料(介護老人保健施設に併設の場合)

	1割負担額	食費 (基準費用額)	滞在費 (基準費用額)	合計
要支援1	641円	1,445円 (課税の場合)	437円 (多床室の場合) *令和6年7月までは 377円	2,523円
要支援2	809円			2,691円
要介護1	868円			2,750円
要介護2	920円			2,802円
要介護3	987円			2,869円
要介護4	1,042円			2,924円
要介護5	1,100円			2,982円

主に医学的配慮が必要な方が対象です。

※実際の食費・居住費は利用者と施設との契約により決まるため、施設ごとに異なりますが、基準費用額(標準的な利用者負担額)が定められています。また、低所得の方に対しては負担軽減されることがあります(43ページをご覧ください)。

※上記費用のほか、日常生活費などの実費負担があります。

※おむつ代は介護保険の給付費に含まれますので、実費負担はありません。

要介護 1～5の方

要支援 1・2の方

ふくし よう ぐ たい よ

かい ぎょ ぼう ふくし よう ぐ たい よ

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活を送るのに支障がある場合に、自宅で過ごしやすくするための福祉用具や機能訓練のための福祉用具を借りることができます。

■都道府県等の指定した事業者が貸出しを行います。

■貸与種目

- ◆車いす※1
- ◆車いす付属品※1
- ◆特殊寝台※1
- ◆特殊寝台付属品※1
- ◆床ずれ防止用具※1
- ◆体位変換器※1
- ◆手すり(工事を伴わないもの)
- ◆スロープ(工事を伴わないもの)※2
- ◆歩行器※2
- ◆歩行補助つえ※2
- ◆認知症老人徘徊感知機器※1
- ◆移動用リフト(つり具の部分を除く)※1
- ◆自動排泄処理装置※1

※1 要支援1・2及び要介護1の方(便吸引機能を有する自動排泄処理装置においては要支援1・2及び要介護1～3の方)は、一定の場合を除き、原則として給付対象外です。

※2 貸与と購入(33ページ参照)のいずれかを選択することができます。



車いす

特殊寝台

特殊寝台
付属品



歩行器



歩行補助つえ

詳しくは、担当のケアマネジャー又はお住まいの学区担当の高齢サポート(地域包括支援センター)、京都市介護認定給付事務センターにお問い合わせください。

■利用料

- ・福祉用具貸与にかかる費用は、各事業者がそれぞれ設定します。
- ・利用者の自己負担額は、それぞれの費用の1割(一定以上の所得のある方は異なります。)です。

・同一の商品であっても、事業者によって費用が異なりますので、複数の事業者を比較して選択することをお勧めします。

要介護 1～5の方

要支援 1・2の方

福祉用具購入費・介護予防福祉用具購入費の支給

直接肌に触れて使用する入浴用や排せつ用の用具など、貸与になじまない福祉用具（特定福祉用具）について、購入費の9割（一定以上の所得のある方は異なります。）分を支給します〔1割（一定以上の所得のある方は異なります。）分は自己負担になります。〕。

■都道府県等の指定した事業者で購入していない場合は支給対象となりません。

■支給対象となる福祉用具（9種目）

- ◆腰掛便座
- ◆自動排泄処理装置の交換可能部品
- ◆入浴補助用具
- ◆簡易浴槽
- ◆移動用リフトのつり具の部分
- ◆排泄予測支援機器※¹
- ◆スロープ（工事を伴わないもの）※²
- ◆歩行器※²
- ◆歩行補助つえ※²

※¹ 申請の際には事前に京都市介護認定給付事務センターまでお問い合わせください。

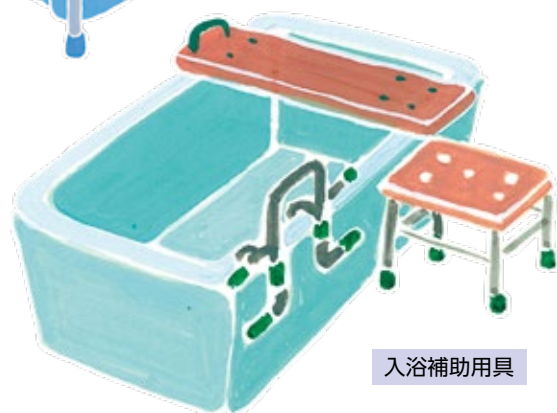
※² 購入と貸与（32ページ参照）のいずれかを選択することができます。

左の9種目と定められています。該当しない場合は、9割（一定以上の所得のある方は異なります）分の支給はできませんので、購入する前に、担当のケアマネジャー又はお住まいの学区担当の高齢サポート（地域包括支援センター）、京都市介護認定給付事務センターにお問い合わせください。

腰掛便座



入浴補助用具



■支給申請に必要な書類

- 申請書
- 領収証
- 購入した福祉用具を確認できるパンフレット類
- 購入が必要な理由書（ケアマネジャーなどが作成します。）
- 医学的な所見が分かる書類（排泄予測支援機器のみ）

■支給方法

償還払いと受領委任払いのいずれかを選択して利用できます。

- ◆償 還 払 い：福祉用具の購入時にいったん費用の全額をお支払いいただいた後、自己負担分〔1割（一定以上の所得のある方は異なります。）分〕を除く9割（一定以上の所得のある方は異なります。）分を保険から支給します。
- ◆受領委任払い：購入時に利用者は、自己負担分〔1割（一定以上の所得のある方は異なります。）分〕のみお支払いいただきます。保険給付分〔9割（一定以上の所得のある方は異なります。）分〕は、利用者から委任を受けた事業者、市から直接支払います（「福祉用具購入費の受領に関する委任状」が必要となります。）。

■支給限度基準額

支給の対象になる購入費の限度額は、要支援・要介護状態の区分にかかわらず、年間10万円です〔支給額は9万円（一定以上の所得のある方は異なります。）まで〕。10万円を超えた場合、超えた部分については、全額自己負担になります。

同一の商品であっても、事業者によって購入の費用が異なりますので、複数の事業者を比較して選択することをお勧めします。

要介護 1～5の方

要支援 1・2の方

じゅうたくかいしゅうひ

かいご よぼうじゅうたくかいしゅうひ

しきゅう

住宅改修費・介護予防住宅改修費の支給

在宅での生活に支障がないように、手すりの取付けや段差の解消など、身体状況に配慮した住宅の改修にかかる費用について、その9割（一定以上の所得のある方は異なります。）分を支給します〔1割（一定以上の所得のある方は異なります。）分は自己負担になります。〕。なお、保険給付を受けるためには、工事着工前に京都市介護認定給付事務センターへ必要書類を提出し、改修内容等について確認を受ける必要があります。

■支給対象となる工事（6種類）

- ◆手すりの取付け
- ◆段差の解消
- ◆滑り防止や円滑に移動するためなどの床又は通路面の材料の変更
- ◆引き戸などへの扉の取替え
- ◆洋式便器などへの便器の取替え
- ◆その他上記の工事に伴って必要な工事

左の6種類の工事以外は、介護保険の給付対象にはなりません。また、工事の着工前に申請が必要となりますので、事前に担当のケアマネジャー又はお住まいの学区担当の高齢サポート（地域包括支援センター）にご相談いただくか、京都市介護認定給付事務センターにお問い合わせください。

■工事を行う前に提出が必要な書類

- 申請書
- 見積書（複数の事業者から見積りを取ることをお勧めします）
- 改修前の写真（日付の入ったもの）
- 住宅改修箇所見取図
- 住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャーなどが作成します）

■工事完了後に必要な書類

- 住宅改修費事前申請確認のお知らせ（受領委任払いを利用の場合は「承認決定通知書」）
- 領収証
- 改修後の写真（日付の入ったもの）
- 工事費内訳書

■支給方法

償還払いと受領委任払いのいずれかを選択して利用できます。

- ◆償 還 払 い：工事完了後にいったん費用の全額をお支払いいただいた後、自己負担分〔1割（一定以上の所得のある方は異なります。）分〕を除く9割（一定以上の所得のある方は異なります。）分を保険から支給します。
- ◆受領委任払い：工事の完了後に利用者は、自己負担分〔1割（一定以上の所得のある方は異なります。）分〕のみをお支払いいただきます。保険給付分〔9割（一定以上の所得のある方は異なります。）分〕は、利用者から委任を受けた事業者へ、市から直接支払います（「住宅改修費の受領に関する委任状」が必要となります。）。

■支給限度基準額

支給の対象になる改修費の限度額は、要支援・要介護状態の区分にかかわらず、1住居・1人の認定者あたり20万円です〔支給額は18万円（一定以上の所得のある方は異なります。）まで〕。20万円を超える工事を行った場合、超えた部分については、全額自己負担になります。

住宅改修費支給後に、転居した場合や要介護度が3段階以上高くなった場合には、再度限度額まで利用できる場合があります。



これからも自分らしく、尊厳をもって暮らすために 成年後見制度をご存知ですか？

京都市成年後見支援センター
広報キャラクター



成年後見制度とは

判断能力が不十分な人の権利と財産を守ることを目的に、契約や財産の管理をするときに本人に不利益が生じないように、成年後見人等が本人を法的に保護し、生活を支援する制度です。

成年後見制度の種類

将来の判断能力の低下に備える任意後見制度と、判断能力が不十分な人を支援する法定後見制度の2種類があります。法定後見制度では、本人の判断能力の程度によって、補助・保佐・後見の3つの類型に分かれます。

任意後見制度のポイント

- 判断能力がある間に、本人が選んだ任意後見人と公正証書で契約
- 本人の判断能力が低下した場合、契約に基づき、任意後見人が本人の契約行為や財産管理を支援



法定後見制度のポイント

- 本人・配偶者・4親等内の親族等からの申立てにより、家庭裁判所が選んだ補助人・保佐人・成年後見人が、本人の契約行為や財産管理を支援
- 家庭裁判所が認めた範囲の代理権と同意権（取消権）によって、本人の契約行為や財産管理を支援

成年後見制度利用の流れ

任意後見

今は判断能力に問題はないが
将来に備えたい

本人が選んだ人と任意後見契約を締結

判断能力が低下

家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立て

任意後見人の活動を監督する
任意後見監督人の選任

法定後見

判断能力が不十分なため
重要な契約や財産管理などが一人でできない

家庭裁判所に補助・保佐・後見開始の申立て

判断能力の程度により
3つの類型があります。



補助人・保佐人・成年後見人の選任

制度による支援が開始

制度に関するお問い合わせ・お申込み、ご相談については、70ページを参照してください。

施設・居住系
サービス

■下記の利用料のほかに、施設の体制等に応じた加算分の1割（一定以上の所得のある方は異なります。）負担や理美容代など日常生活に要する費用やレクリエーション費などの実費負担があります。

■おむつ代は介護保険の給付費に含まれますので、実費負担はありません。

施設サービス 要介護1～5の方 要支援1・2の方は利用できません

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

一覧▶109～111ページ

日常生活で常に介護が必要で、在宅での介護が困難な方に、日常生活の介護、健康管理などを行います。

新規に入所される場合は、原則として要介護3以上であることが要件となります。

■1か月(30日)あたりの利用料(多床室の場合)

	1割負担額	食費(基準費用額)	居住費(基準費用額)	合計
要介護1	18,470円	43,350円 (1日あたり 1,445円) (課税の場合)	27,450円 (1日あたり 915円)	89,270円
要介護2	20,660円			91,460円
要介護3	22,950円			93,750円
要介護4	25,150円			95,950円
要介護5	27,310円			98,110円

※実際の食費・居住費は利用者と施設との契約により決まるため、施設ごとに異なりますが、基準費用額(標準的な利用者負担額)が定められています。また、低所得の方に対しては負担軽減されることがあります(43ページをご覧ください)。

※居住費の基準費用額については、令和6年8月以降の額。令和6年7月までは25,650円(1日あたり855円)。

■1か月(30日)あたりの利用料(個室・ユニットケア施設の場合)

	1割負担額	食費(基準費用額)	居住費(基準費用額)	合計
要介護1	21,010円	43,350円 (1日あたり 1,445円) (課税の場合)	61,980円 (1日あたり 2,066円)	126,340円
要介護2	23,200円			128,530円
要介護3	25,560円			130,890円
要介護4	27,780円			133,110円
要介護5	29,940円			135,270円

※実際の食費・居住費は利用者と施設との契約により決まるため、施設ごとに異なりますが、基準費用額(標準的な利用者負担額)が定められています。また、低所得の方に対しては負担軽減されることがあります(43ページをご覧ください)。

※上記の利用料のほかに、理美容代など日常生活に要する費用やレクリエーション費などの実費負担があります。

※居住費の基準費用額については、令和6年8月以降の額。令和6年7月までは60,180円(1日あたり2,006円)。

市内の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所について

入所者の決定は、「京都市介護老人福祉施設入所指針」により、入所の必要性の高い方からとなり、いわゆる「申込順」ではありません。

「入所申込書」に添付し提出する「優先入所に関する評価票」等に基づき、施設が設置する入所検討委員会で、入所申込者の介護の必要の程度及び家族の状況などを

総合的に勘案したうえで、入所の必要性の高い方から入所を決定します。

なお、平成27年4月以降、新規入所の要件が、原則として要介護3以上であることに変更されています。

※入所申込みに関するお問い合わせは、直接入所希望施設まで(109～111ページをご覧ください)。

施設サービス 要介護 1～5の方 要支援1・2の方は利用できません

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

一覧▶109～111ページ

(地域密着型特別養護老人ホーム)

定員29人以下の介護老人福祉施設において、日常生活で常に介護が必要で在宅での介護が困難な方に、日常生活の介護、健康管理などを行います。

新規に入所される場合は、原則として「要介護3」以上であることが要件となります。

■1か月(30日)あたりの利用料

	1割負担額	食費(基準費用額)	居住費(基準費用額)	合計
要介護1	21,390円	43,350円 (1日あたり 1,445円) (課税の場合)	61,980円 (1日あたり 2,066円)	126,720円
要介護2	23,610円			128,940円
要介護3	25,960円			131,290円
要介護4	28,250円			133,580円
要介護5	30,450円			135,780円

※実際の食費・居住費は利用者と施設との契約により決まるため、施設ごとに異なりますが、基準費用額(標準的な利用者負担額)が定められています。また、低所得の方に対しては負担軽減されることがあります(43ページをご覧ください)。

※上記の利用料のほかに、理美容代など日常生活に要する費用やレクリエーション費などの実費負担があります。

※居住費の基準費用額については、令和6年8月以降の額。令和6年7月までは60,180円(1日あたり2,006円)。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

施設サービス 要介護 1～5の方 要支援1・2の方は利用できません

介護老人保健施設(老人保健施設)

一覧▶111・112ページ

医学的管理の下での介護、看護、機能訓練、その他必要な医療などを行い、家庭での生活に戻れるよう支援します。

■1か月(30日)あたりの利用料(多床室の場合)

	1割負担額	食費(基準費用額)	居住費(基準費用額)	合計
要介護1	24,870円	43,350円 (1日あたり 1,445円) (課税の場合)	13,110円 (1日あたり 437円)	81,330円
要介護2	26,430円			82,890円
要介護3	28,470円			84,930円
要介護4	30,130円			86,590円
要介護5	31,730円			88,190円

※実際の食費・居住費は利用者と施設との契約により決まるため、施設ごとに異なりますが、基準費用額(標準的な利用者負担額)が定められています。また、低所得の方に対しては負担軽減されることがあります(43ページをご覧ください)。

※個室利用の場合、介護老人福祉施設の個室利用の居住費と同額程度の居住費の負担となります。

※居住費の基準費用額については、令和6年8月以降の額。令和6年7月までは11,310円(1日あたり377円)。

施設サービス 要介護 1～5の方 要支援 1・2の方は利用できません

介護医療院

一覧▶112ページ

長期療養が必要な方に、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の支援などを行います。

■1か月(30日)あたりの利用料(多床室の場合)

	1割負担額	食費(基準費用額)	居住費(基準費用額)	合計
要介護1	26,120円	43,350円 (1日あたり 1,445円) (課税の場合)	13,110円 (1日あたり 437円)	82,580円
要介護2	29,570円			86,030円
要介護3	37,060円			93,520円
要介護4	40,230円			96,690円
要介護5	43,110円			99,570円

※実際の食費・居住費は利用者と施設との契約により決まるため、施設ごとに異なりますが、基準費用額(標準的な利用者負担額)が定められています。また、低所得の方に対しては負担軽減されることがあります(43ページをご覧ください。)

※個室利用の場合、介護老人福祉施設の個室利用の居住費と同額程度の居住費の負担となります。

※居住費の基準費用額については、令和6年8月以降の額。令和6年7月までは11,310円(1日あたり377円)。

居住系サービス 要介護 1～5の方

特定施設入居者生活介護

居住系サービス 要支援 1・2の方

介護予防特定施設入居者生活介護

一覧▶104～107ページ
※高齢者向け優良賃貸住宅、シニア住宅は除く。

有料老人ホームやケアハウスなどに入所している方が介護が必要になったときに、食事・入浴・排せつ等の介護、機能訓練や療養上の世話などを行います。

■すべての有料老人ホームやケアハウスなどが介護サービスを提供できるわけではありません。「特定施設入居者生活介護」として都道府県等から指定を受けた有料老人ホームやケアハウスなどに限ります。

■1か月(30日)あたりの利用料

要支援1	5,737円
要支援2	9,813円
要介護1	16,992円
要介護2	19,093円
要介護3	21,287円
要介護4	23,325円
要介護5	25,488円

※左記費用のほか、介護保険対象外の介護サービス費用、おむつ代、家賃に相当する額などの負担があります。

■施設から委託を受けた居宅サービス事業者がサービスを提供する「外部サービス利用型」の特定施設入居者生活介護もあります。



居住系サービス 要介護 1～5の方 要支援1・2の方は利用できません

地域密着型特定施設入居者生活介護

（一覧▶104～107ページ）
※高齢者向け優良賃貸住宅、
シニア住宅は除く。

定員29人以下の有料老人ホームやケアハウスなどにおいて、食事・入浴・排せつ等の介護、機能訓練を行います。

■1か月(30日)あたりの利用料

要介護1	17,118円
要介護2	19,249円
要介護3	21,475円
要介護4	23,513円
要介護5	25,707円

※左記費用のほか、介護保険対象外の介護サービス費用、
おむつ代、家賃に相当する額などの負担があります。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方
のみがご利用いただけます。

居住系サービス 要介護 1～5の方

認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

居住系サービス 要支援 2の方 要支援1の方は利用できません

介護予防認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

一覧▶100～103ページ

少人数の認知症の高齢者がそれぞれ個室を持ち、家庭的な雰囲気の中で、介護職員の世話を受けながら共同生活を行います。

■1か月(30日)あたりの利用料

要支援2	23,860円
要介護1	23,990円
要介護2	25,120円
要介護3	25,840円
要介護4	26,370円
要介護5	26,930円

※左記費用のほか、食材料費、おむつ代、理美容代、家賃、
光熱水費などの実費負担があります。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方
のみがご利用いただけます。



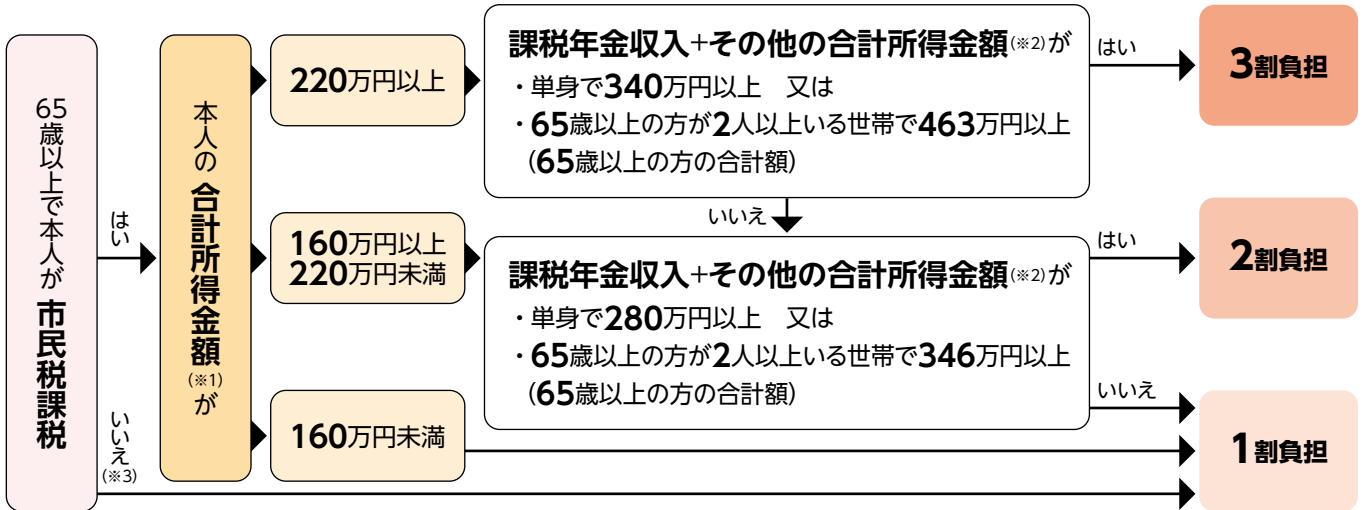
利用者負担について

介護保険サービス(介護予防・生活支援サービスを含む)を受けた際に、利用者が負担する費用です。

○利用者負担は、原則として、サービス費用の1割、2割又は3割です。

利用者負担割合の判定方法は下表のとおりです。

利用者負担の判定の流れ



※40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

※1 合計所得金額 …合計所得金額は、繰越控除前の金額です。また、土地建物等の長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額です。当該合計所得金額に給与所得又は課税年金に係る所得が含まれている場合は、当該給与所得及び当該課税年金に係る所得の合計額から10万円を控除した額です。

※2 その他の合計所得金額…上記合計所得金額から課税年金に係る所得を控除した金額です。当該合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額(給与所得と課税年金に係る所得の双方を有する方に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、その控除前の金額)から10万円を控除した額です。

※3 生活保護受給者や旧措置入所者を含みます。

○施設サービスなどを利用した場合は、別途、食費・居住費(滞在費)、日常生活費などが自己負担となります。

【食費・居住費(滞在費)が自己負担の対象となる介護サービス、介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護 など	食費 居住費(滞在費)
通所介護、通所型サービス、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護	食費

かいご ほけん ふたんわりあいしょう 介護保険負担割合証について

介護保険サービス（介護予防・生活支援サービスを含む）を提供する事業所が利用者の皆様の負担割合を確認するため、「介護保険負担割合証」を要介護（要支援）認定又は事業対象者の登録を受けている方等を対象に交付します。介護保険サービスを利用される場合は介護保険サービスを提供する事業所に必ず介護保険被保険者証と一緒に「介護保険負担割合証」を提示してください。

かいご ほけん ふたんわりあいしょう こうふ たいしょうしゃ 介護保険負担割合証の交付対象者

- ・要介護認定（要支援）の申請をされた方
- ・基本チェックリストにより事業対象者になられた方
- ・交付申請をされた方

※毎年8月に前年所得を基に判定し、自動更新します（手続き不要。郵送にて送付。）。

かいご ほけん ふたんわりあいしょう ひつよう 介護保険負担割合証が必要なときは

- ・介護予防サービス計画・介護サービス計画を作成するとき
- ・サービスを利用するとき

ふんしつ はそん 紛失・破損したときは

京都市介護認定給付事務センターに郵送で届け出てください。

被保険者証と合わせて再交付を希望される場合はお住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当に届け出てください。

かいご ほけん ふたんわりあいしょう みかた 介護保険負担割合証の見方について

（令和6年度介護保険負担割合証の見本）

介護保険サービスを利用する際にお支払いいただく利用者負担の割合が記載されます。

介護保険負担割合証			
交付年月日 令和6年 8月 1日			
番 号	12345-67890		
被 住 所	京都市中京区 烏丸御池下る虎屋町 566番地の1		
職 名	フリガナ オイケ タロウ		
氏 名	御池 太郎		
生年月日	昭和32年 4月 16日		
利用者負担の割合	適 用 期 間		
1 割	開始年月日	令和 6 年 8 月 1 日	適用期間は、通常8月1日（8月1日以降に適用開始となる場合は、その開始日）から翌年の7月31日までの期間が記載されます。この適用期間の途中で負担割合が変更となる場合は、2段（変更前：上段、変更後：下段）で記載されます。
	終了年月日	令和 7 年 4 月 30 日	
2 割	開始年月日	令和 7 年 5 月 1 日	
	終了年月日	令和 7 年 7 月 31 日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	261040 京都市 京都市印		

左側に記載された利用者負担の割合が適用される期間が記載されます。

適用期間は、通常8月1日（8月1日以降に適用開始となる場合は、その開始日）から翌年の7月31日までの期間が記載されます。この適用期間の途中で負担割合が変更となる場合は、2段（変更前：上段、変更後：下段）で記載されます。

きょたくけい りよう りようしゃ ふたん
居宅系サービスを利用したときの利用者負担

居宅系サービスでは、介護保険から給付される利用限度額が決められています。
利用限度額を超えた分は、全額が利用者の自己負担になります。
サービスの種類や事業所が所在する地域によって、利用限度額が若干異なる場合があります。

サービスの種類		訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護 など
事業対象者		5,032 単位／月(約 53,100円)
状態の区分	要支援 1	5,032 単位／月(約 53,100円)
	要支援 2	10,531 単位／月(約 111,200円)
	要介護 1	16,765 単位／月(約 176,900円)
	要介護 2	19,705 単位／月(約 207,900円)
	要介護 3	27,048 単位／月(約 285,400円)
	要介護 4	30,938 単位／月(約 326,400円)
	要介護 5	36,217 単位／月(約 382,100円)

*要支援の方が介護予防・生活支援サービスを利用する場合には、上記の利用限度額内で介護予防サービスと介護予防・生活支援サービスを一体的に管理します。

■福祉用具購入費と住宅改修費の利用限度額

福祉用具購入費(特定福祉用具販売)	100,000円(年間)	要支援・要介護状態の区分にかかわらず定額
住宅改修費	200,000円(1住居・1人あたり)	

※かかった費用の1割(一定以上の所得のある方は異なります。)は自己負担となりますので、介護保険から支給される限度額は、福祉用具購入費で9万円(一定以上の所得のある方は異なります。)、住宅改修費で18万円(一定以上の所得のある方は異なります。)です。
※福祉用具購入費や住宅改修費の支給対象となる用具や改修の種類は、厚生労働省告示で定められています(詳しくは、33・34ページをご覧ください。)

しせつ きょじゅうけい りよう りようしゃ ふたん
施設・居住系サービスを利用したときの利用者負担

○施設サービスを利用したときの利用者負担額は、①施設サービス費用の1割(一定以上の所得のある方は異なります。)、②食費、③居住費、④日常生活費などの合計となります。

〈食費・居住費の基準費用額(月額目安)〉

食費・居住費は施設と利用者の間で契約により決められますが、標準的な利用者負担額が定められています。

・食費:	約4.3万円	
・居住費:	令和6年7月以前	令和6年8月以降
ユニット型個室	約6.0万円	→ 約6.2万円
ユニット型個室的多床室	約5.0万円	→ 約5.2万円
従来型個室	特養 約3.5万円	→ 約3.7万円
	老健 約5.0万円	→ 約5.2万円
	医療院 約5.0万円	→ 約5.2万円
多床室	特養 約2.6万円	→ 約2.7万円
	老健 約1.1万円	→ 約1.3万円
	医療院 約1.1万円	→ 約1.3万円

○食費・居住費の負担の軽減や従来型個室利用時の経過措置については、43・44ページをご覧ください。
○居住系サービスを利用したときの利用者負担額についても、①居住系サービス費用の1割(一定以上の所得のある方は異なります。)、②食費、③居住費、④日常生活費などの合計となります。

利用者負担の軽減について

介護保険では、利用者負担が著しく高額にならないための仕組みがあります。

介護保険施設等の 食費・居住費の負担軽減

特定入所者介護サービス費(負担限度額認定)

- 介護保険施設入所者(短期入所を含む)などの食費・居住費(滞在費)については自己負担となります。
- しかしながら低所得の方には、施設利用が困難とならないよう、所得等に応じて負担限度額が定められており、食費・居住費について、特定入所者介護サービス費を支給することにより、負担を軽減しています。
- 負担額の軽減認定を受けた方には「介護保険負担限度額認定証」を交付します。
- 申請には、預貯金等の状況が確認できる書類が必要です(本人及び配偶者名義のすべての通帳等の写しが必要です)。
- 制度改正により、令和6年8月以降、居住費が1日あたり60円引き上げられます。

申請が必要となりますので、詳しくは、利用されている施設や担当ケアマネジャー又はお住まいの学区担当の高齢サポート(地域包括支援センター)、京都市介護認定給付事務センターにお問い合わせください。

■利用者負担段階の基準と負担の限度額[月額(30日あたり)の目安]

下記の第1段階から第3段階に該当する方でも、世帯を別にしていない配偶者が市民税の課税者である場合や、預貯金等の金額が基準を超える場合には、特定入所者介護サービス費の支給対象となりません(生活保護を受給されている方等は除きます)。

令和6年7月以前

利用者負担段階		食費の月額の目安 ()は日額		居住費の月額の目安 ()は日額						預貯金等基準
				ユニット型		従来型個室			多床室	
		ショートステイ	施 設	個 室	個室的多床室	特 養	老 健	医療院		
第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方など	0.9万円 (300円)	0.9万円 (300円)	2.5万円 (820円)	1.5万円 (490円)	1.0万円 (320円)	1.5万円 (490円)	1.5万円 (490円)	0円	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下 ※生活保護を受給されている方を除く
第2段階	市民税世帯非課税でその他の合計所得金額(*)と年金収入額の合計が80万円以下の方など(非課税年金を含む)	1.8万円 (600円)	1.2万円 (390円)	2.5万円 (820円)	1.5万円 (490円)	1.3万円 (420円)	1.5万円 (490円)	1.5万円 (490円)	1.1万円 (370円)	単身: 650万円以下 夫婦:1,650万円以下
第3段階①	市民税世帯非課税でその他の合計所得金額(*)と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方など(非課税年金を含む)	3.0万円 (1,000円)	2.0万円 (650円)	3.9万円 (1,310円)	3.9万円 (1,310円)	2.5万円 (820円)	3.9万円 (1,310円)	3.9万円 (1,310円)	1.1万円 (370円)	単身: 550万円以下 夫婦:1,550万円以下
第3段階②	市民税世帯非課税で第1段階・第2段階及び第3段階①に該当されない方など	3.9万円 (1,300円)	4.1万円 (1,360円)	3.9万円 (1,310円)	3.9万円 (1,310円)	2.5万円 (820円)	3.9万円 (1,310円)	3.9万円 (1,310円)	1.1万円 (370円)	単身: 500万円以下 夫婦:1,500万円以下

令和6年8月以降

利用者負担段階		食費の月額の目安 ()は日額		居住費の月額の目安 ()は日額						預貯金等基準
				ユニット型		従来型個室			多床室	
		ショートステイ	施 設	個 室	個室的多床室	特 養	老 健	医療院		
第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方など	0.9万円 (300円)	0.9万円 (300円)	2.6万円 (880円)	1.7万円 (550円)	1.1万円 (380円)	1.7万円 (550円)	1.7万円 (550円)	0円	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下 ※生活保護を受給されている方を除く
第2段階	市民税世帯非課税でその他の合計所得金額(*)と年金収入額の合計が80万円以下の方など(非課税年金を含む)	1.8万円 (600円)	1.2万円 (390円)	2.6万円 (880円)	1.7万円 (550円)	1.4万円 (480円)	1.7万円 (550円)	1.7万円 (550円)	1.3万円 (430円)	単身: 650万円以下 夫婦:1,650万円以下
第3段階①	市民税世帯非課税でその他の合計所得金額(*)と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方など(非課税年金を含む)	3.0万円 (1,000円)	2.0万円 (650円)	4.1万円 (1,370円)	4.1万円 (1,370円)	2.6万円 (880円)	4.1万円 (1,370円)	4.1万円 (1,370円)	1.3万円 (430円)	単身: 550万円以下 夫婦:1,550万円以下
第3段階②	市民税世帯非課税で第1段階・第2段階及び第3段階①に該当されない方など	3.9万円 (1,300円)	4.1万円 (1,360円)	4.1万円 (1,370円)	4.1万円 (1,370円)	2.6万円 (880円)	4.1万円 (1,370円)	4.1万円 (1,370円)	1.3万円 (430円)	単身: 500万円以下 夫婦:1,500万円以下

※実際の負担額は日額で設定されます。

※第2号被保険者(65歳未満)の方の預貯金等基準は、利用者負担段階に関わらず、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円

※ショートステイ=(介護予防)短期入所生活介護/(介護予防)短期入所療養介護/施設=ショートステイ以外の対象サービス

※特養=介護老人福祉施設/老健=介護老人保健施設/医療院=介護医療院

※ユニット型個室=共用リビングのある個室/ユニット型個室の多床室=面積や壁の条件がユニット型個室に一部満たないもの/従来型個室=共用リビングのない個室/多床室=4人部屋等

※その他の合計所得金額…その他の合計所得金額については、P40の※2を参照

利用者負担の軽減について

■対象となる介護サービス・介護予防サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護

※通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護は給付の対象となりません。

■高齢夫婦世帯等の食費・居住費の軽減(市民税課税層における特例減額措置)

世帯に市民税の課税者がおられる方(利用者負担第4段階の方)や世帯を別にしていない配偶者が市民税の課税者である方は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

ただし、高齢者のご夫婦などで、一方、又は両方の方が施設のユニット型個室などを利用し、第4段階の食費・居住費を負担されることによって、生計困難にならないように、所得や預貯金等に応じて、食費・居住費が第3段階②の額に減額される場合があります。

～従来型個室を利用するときの居住費についての経過措置～

介護保険施設の従来型個室を利用するときの居住費については、経過措置が設けられ、当面の間、一定の要件に該当する場合には、多床室の金額となります。

高額介護サービス費

利用者負担が高額になったとき

自己負担額(月額)を世帯で合計した額が、一定の上限額を超えた場合、申請により、超えた額が払い戻されます。

段階	対象者		自己負担上限額(月額)	
			個人	世帯
第1段階	生活保護を受給されている方		15,000円	—
	利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給とならない方		15,000円	15,000円
第2段階	市民税 非課税世帯	高齢福祉年金を受給されている方	15,000円	24,600円
第3段階		その他の合計所得金額(※)と課税年金収入額の合計が80万円以下である方等	15,000円	
第4段階	市民税 課税世帯	第1段階・第2段階に該当しない方等	24,600円	44,400円
		下記に該当しない世帯	44,400円	
		課税所得380万円以上690万円未満の65歳以上の方がおられる世帯	93,000円	
		課税所得690万円以上の65歳以上の方がおられる世帯	140,100円	140,100円

※その他の合計所得金額については、P40の※2を参照。

医療費控除の取扱いについて

介護保険サービス(医療系のサービス)の利用料は、医療費と同様に、所得税や住民税の「医療費控除」の対象となるものがあります。詳しくは、税務署でお尋ねください。

領収証はきちんと
保管しておきましょう。

■高額介護サービス費の支給額の計算に含めない費用

福祉用具購入費と住宅改修費の1割(一定以上の所得のある方は異なります。)負担分
介護保険施設(短期入所を含む)での食費・居住費など保険給付外のサービスにかかった費用

■高額介護サービス費の支給の可能性がある方には、京都市から「お知らせ」と支給申請書をお送りしています。

※原則として申請は初回のみ行い、それ以降は高額介護サービス費が支給される場合でも申請手続は不要となります。

■介護保険施設利用者の方は払戻しを受けるまでの間、費用負担が高額となることから、介護保険施設の協力を得て、受領委任払制度を実施しています。この制度を利用すると、高額介護サービス費が、京都市から施設に直接支払われるため、施設の窓口では自己負担上限額を支払うだけで済みます。

●高額介護サービス費受領委任払制度の詳細はホームページで。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000060820.html>

 京都市 高額介護サービス費 で検索

こうかく いりょうがっさんかい ご ひ 高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険における一定期間の自己負担額の合算額が著しく高額になる場合に、一定の限度額を超えた部分を支給することにより、世帯の負担軽減を図る制度です。8月1日から翌年7月31日までの一年間における介護保険と医療保険の自己負担額の合計額が一定の上限額を超えた場合、申請により、上限を超えた額が払い戻されます。

■70歳未満:上限額(年額・世帯)

世帯の区分			介護保険+医療保険の 自己負担上限額
		世帯員各々の基礎控除(※)後の 総所得金額等の合計	
市民税課税世帯	上位所得世帯	901万円超	212万円
		600万円超～901万円以下	141万円
	一般世帯	210万円超～600万円以下	67万円
		210万円以下	60万円
市民税非課税世帯			34万円

※基礎控除は、「所得控除」のことで43万円(ただし、合計所得金額が2,400万円超の場合は、段階的に引き下がります。)

■70歳以上:上限額(年額・世帯)

世帯の区分			介護保険+医療保険の自己負担上限額
市民税課税世帯	現役並み所得者世帯	現役並みⅢ(課税所得690万円以上)	212万円
		現役並みⅡ(課税所得380万円以上)	141万円
		現役並みⅠ(課税所得145万円以上)	67万円
	一般世帯		56万円
市民税非課税世帯	低所得Ⅱ		31万円
	低所得Ⅰ(世帯)		31万円
	低所得Ⅰ(個人)		19万円

※低所得Ⅱ…世帯員全員が市民税非課税で、低所得Ⅰ以外の世帯。

※低所得Ⅰ…世帯員全員が市民税非課税で、全員の各所得(年金は控除額を80万円、給与所得は控除額を10万円として計算。)が0円又は老齢福祉年金を受給している世帯。

利用者負担の軽減について

利用料に関する経過措置

利用料の減免に関して次の経過措置があります。

訪問介護（ホームヘルプサービス）の利用料	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」によるホームヘルプサービスを利用していた方のうち、自己負担額が境界層該当として0円である方	利用料の自己負担が免除されます。
特別養護老人ホーム旧措置入所者の利用料、食費・居住費負担 ※ユニット型個室利用者の居住費は対象外となります。	平成12年4月1日より前から特別養護老人ホームに入所している方（旧措置入所者）	介護保険制度により、これまでの自己負担を大きく上回らないように、収入等に応じて、1割の自己負担や食費・居住費の負担が減免される場合があります。

社会福祉法人による利用者負担軽減

経済的にお困りの方が、社会福祉法人が運営する施設等を利用される際に、利用者負担や食費・居住費について、その一部が軽減される場合があります。

軽減を受けるためには、利用先の社会福祉法人が軽減措置を実施している必要がありますので、京都市介護認定給付事務センターにお問い合わせください。

軽減の対象となるサービス種類	軽減の対象となる費用	軽減の対象者
①訪問介護 ②夜間対応型訪問介護 ③定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ④介護型ヘルプサービス	介護費	1. 市民税非課税世帯の方で次のア～オのすべてに該当する方 ⇒ 25%減額（老齢福祉年金受給者は50%減額） ア. 年間収入が単身で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること（親族等からの仕送り、生命保険の保険金、その他配当金等、一時的な収入も含みます） イ. 預貯金等の額が単身で350万円以下で、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ウ. 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと エ. 負担能力のある親族等に扶養されていないこと（市町村民税が課税されている親族等に扶養されていないこと及び健康保険の被扶養者でないこと） オ. 介護保険料を滞納していないこと 2. 生活保護を受給されている方 ⇒ ⑬～⑯の居住費（滞在費）の全額軽減（介護費と食費は対象外）
⑤通所介護 ⑥地域密着型通所介護 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧介護予防認知症対応型通所介護 ⑨介護予防型デイサービス	介護費 食費	
⑩小規模多機能型居宅介護 ⑪介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑫看護小規模多機能型居宅介護	介護費 食費 宿泊費	
⑬介護老人福祉施設 ⑭地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑮短期入所生活介護 ⑯介護予防短期入所生活介護	介護費 食費 居住費（滞在費）	

利用料の減免について

災害や収入の著しい減少などの特別な理由により、利用料が一時的に払えないときは、減免される場合がありますので、京都市介護認定給付事務センターにご相談ください。

ほけんりょう 保険料について

介護保険では、加入するすべての人に保険料を納めていただきます。保険料は、第1号被保険者と第2号被保険者とで、算定方法や納め方が異なります。

ほけんりょう さんていほうほう おさ かた 保険料の算定方法と納め方

	第1号被保険者(65歳以上の方)	第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)
保険料	所得段階区分に応じて算定します。	加入している医療保険の算定方法に基づいて計算されます(給料・所得に応じて異なります。)
保険料の納め方	・年額18万円以上の老齢・退職・障害・遺族年金を受給されている方(年度途中で65歳になられた方、京都市に転入された方などを除く。) ⇒年金からの引落とし(特別徴収) ・特別徴収以外の方 ⇒納期ごとに納付書や口座振替により納付(普通徴収)	医療保険料として本人(国民健康保険加入者は世帯主)又は扶養者が納付 医療保険料=医療保険分+介護保険分 (詳しくは、加入されている医療保険の保険者にお問い合わせください。)

※保険料は、所得税や市民税の「社会保険料控除」の対象となります。

○第1号被保険者として保険料を納めるのはいつからですか？

65歳の誕生日の前日の属する月の分からです。

例えば 6月1日生まれの方 ⇒ 5月分から(実際に納めるのは翌6月から開始)

6月2日生まれの方 ⇒ 6月分から(実際に納めるのは翌7月から開始)

○年度の途中で65歳になったり、京都市に転入したときは？

年額18万円以上の老齢・退職・障害・遺族年金を受給されている方でも、当分の間は、「普通徴収」となります。「特別徴収」に変更になる場合、京都市から通知します。

○保険料は毎月納めるのですか？

- ・特別徴収の方 ⇒ 偶数月の年金支払分から、1回あたりおよそ2か月分を年金から引き落とします。
- ・普通徴収の方 ⇒ 毎月納付していただきます。

○保険料の納期限を過ぎて納付するとどうなりますか？

納期限を過ぎて保険料を納付する場合、納期限内に納付した方との公平性を保つため、納期限の翌日から完納までの日数に応じて、延滞金を保険料に加算して納めていただく場合があります。

りょう あんしん かくじつ こうざふりかえ べんり ご利用ください! 安心で確実な口座振替が便利です。

普通徴収により金融機関又はゆうちょ銀行(及び郵便局)の窓口で納められている方は、毎月納付に行く必要もなく、納め忘れのない口座振替のご利用をお勧めします。

- 申込みは 取扱金融機関又はお近くのゆうちょ銀行(及び郵便局)の窓口でお申し込みください。
- 申込みに必要なものは
 - ①預金通帳又は貯金通帳
 - ②口座届出印
 - ③被保険者番号及び徴収番号がわかるもの(介護保険被保険者証や納入通知書など)
 - ④京都市介護保険料口座振替依頼書

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料

毎年4月1日を基準日として、1年間(4月から翌年3月)の保険料を次の区分により算定します。

段階	対象者の所得金額等			保険料率 (基準額×料率)	年間介護保険料額 (月平均介護保険料額)
第 1 段 階	・本人が生活保護を受給している場合 ・本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合			基準額 × 0.285	24,487円 (2,040円)
	本人及びすべての世帯員が 市民税非課税の場合 (本人が単身の場合を含む)	本人の前年中の 課税年金収入額 ＋ 本人の前年の 課税年金に係る 所得以外の *合計所得金額	80万円以下		
80万円超 120万円以下			基準額 × 0.43	36,945円 (3,078円)	
120万円超			基準額 × 0.685	58,855円 (4,904円)	
80万円以下			基準額 × 0.9	77,328円 (6,444円)	
第 5 段 階	本人が市民税(減免前)課税者が いる場合		80万円超	基準額	85,920円 (7,160円)
第 6 段 階	本人が市民税(減免前) 課税の場合	本人の前年の *合計所得金額	125万円以下	基準額 × 1.1	94,512円 (7,876円)
第 7 段 階			125万円超 190万円未満	基準額 × 1.35	115,992円 (9,666円)
第 8 段 階			190万円以上 400万円未満	基準額 × 1.6	137,472円 (11,456円)
第 9 段 階			400万円以上 550万円未満	基準額 × 1.85	158,952円 (13,246円)
第10段階			550万円以上 700万円未満	基準額 × 2.1	180,432円 (15,036円)
第11段階			700万円以上 850万円未満	基準額 × 2.35	201,912円 (16,826円)
第12段階			850万円以上 1,000万円未満	基準額 × 2.6	223,392円 (18,616円)
第13段階			1,000万円以上 1,150万円未満	基準額 × 2.85	244,872円 (20,406円)
第14段階			1,150万円以上	基準額 × 3.1	266,352円 (22,196円)

- 課税・非課税は、京都市市税条例の減免規定の適用前で判断するため、市民税額が「0円」の方でも、課税として取り扱われる場合があります。
- 実際に納めていただく介護保険料の年額は、10円未満の端数を切り捨てます。
- 課税年金とは、老齢基礎年金、老齢厚生年金等の公的年金等です。
- *合計所得金額は、繰越控除前の金額です。また、土地建物等の長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額です。
- 令和6年度以降の介護保険料の算定は下記のとおりとなります。
- 第1～5段階…合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与と所得の金額(給与と所得と課税年金に係る所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除前の金額)から10万円を控除します。
- ※令和3～5年度の市民税課税者の所得段階(第6段階以上)を判定する際、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合、当該給与と所得及び公的年金等に係る所得の合計額から最大10万円を控除していましたが、当該措置は期間限定の特例であり、令和6年度以降の適用はありません。
- 世帯員であるかどうかは、4月1日(年度途中で京都市の第1号被保険者となられたときは、その日)時点の住民登録で判断します。
- 第1～3段階の方の介護保険料については、国の低所得者軽減強化の実施(令和元年10月から実施されている消費税増税に伴う財源の活用)により引き下げています。

第1号被保険者の保険料は市町村の介護サービスの量で決まります。

令和6～8年度の京都市の保険料の基準額は、85,920円(月額7,160円)です。

* 令和6～8年度の3年間で、京都市全体に必要な介護保険サービスにかかる費用のうち、65歳以上の方の保険料で負担すべき分を、京都市内にお住まいの65歳以上の方の総数(保険料率で補正した人数)で割って算出しています。

* 3年ごとの京都市民長寿すこやかプランの見直しに合わせて、保険料も見直します(次回は令和9～11年度)。

保険料の納付が困難な事情があるときは

次のような事情により、保険料の納付が困難になった場合には、保険料が減額又は免除される場合があります。

減免を受けるには、申請書及び要件を確認できる書類を提出していただく必要があります。

詳しくは、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にご相談ください。

火事・地震等の災害により著しく財産に損害を受けたとき

損害割合に基づく区分により、一定期間の保険料が免除されます。

必要な書類：り災証明書

※年度最初の保険料の納期から2年を経過すると適用できなくなります。

刑事施設・労役場等に拘禁され、介護保険サービスを受けることができないとき

収監等の期間が2か月以上ある場合は、保険料が免除されます。

必要な書類：在所証明書・出所証明書等

※年度最初の保険料の納期から2年を経過すると適用できなくなります。

主たる生計維持者が退職・休業したこと等により著しく所得が減少したとき

要件：(次の①、②両方の要件を満たす必要があります。)

①主たる生計維持者の所得の年間見込額が、退職・失業・入院・死亡・事業の休廃止などにより、前年所得の2分の1以下に減少していること

②収入減少後の世帯状況により推計した所得段階区分が、現在の所得段階区分より低くなること

減額の内容：現在の保険料額と新たに推計した保険料額との差額を減額します。

減額の適用：原則として申請のあった月から年度末まで。

必要な書類：(1)収入減少の原因がわかるもの
(2)直近3か月の収入のわかるもの

経常的な低所得により保険料を納付することが困難であると認められるとき

要件: 下表の要件1,2の両方を満たす方がそれぞれ表示の内容の減額を受けられます。

要件1(※)	要件2	減額内容
保険料の所得段階区分が第1～3段階の方(生活保護受給者は除く。)で、世帯全員の前年の収入の合計額が次の額以下であること ●1人世帯:80万円 (世帯員が1人増えるごとに32万円を加算した額)	次の①～④をすべて満たす方 ①世帯の預貯金等(生命保険を除く。)の合計額が次の額以下であること ●1人世帯:240万円 (世帯員が1人増えるごとに96万円を加算した額)	介護保険料の基準額×0.21に減額
保険料の所得段階区分が第3段階の方で、世帯全員の前年の収入の合計額が次の額の範囲であること ●1人世帯:80万円超120万円以下 (世帯員が1人増えるごとに48万円を加算した額)	②居住用以外の土地又は家屋を保有していないこと ③他の世帯に属する者の所得税・市町村民税の扶養親族になっていないこと ④他の世帯に属する者の医療保険の被扶養者になっていないこと	介護保険料の基準額×0.5に減額

※要件1の収入には、非課税の老齢福祉年金、遺族年金、障害年金、雇用保険、高齢外国籍市民福祉給付金、仕送り等あらゆる種類の収入を含みます。

減額の期間: 原則として申請のあった月から年度末まで。

必要な書類: 上記要件を確認できる世帯全員分の書類(年金の源泉徴収票・給与の源泉徴収票・確定申告書の控え・年金振込通知書・給与明細書等、預貯金の通帳等、医療保険証)

ほけんりょう おさ 保険料を納めないでいると

特別な事情もなく保険料を滞納していると、次のような措置があります。

保険料を滞納してから1年以上経過してしまったとき

介護保険で利用された介護サービスの費用の全額を利用者が一旦自己負担し、区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当（京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当）で支給申請をしていただいたうえで、自己負担分を除いた介護保険給付額をお返す支払方法に変更します。

【通常の支払方法】

自己負担	保険給付
------	------

↓ 支払方法の変更

一旦全額を自己負担	
自己負担	申請により自己負担分以外が支給されます。

保険料を滞納してから1年6か月以上経過してしまったとき

介護保険で利用された介護サービスの費用の全額を利用者が一旦自己負担し、支給申請後も保険給付が一時差し止めとなったり、なお滞納が続くと滞納分の保険料に充当することがあります。

一旦全額を自己負担		
自己負担	滞納保険料に充当	滞納保険料相当額以外が支給されます。

保険料を滞納してから2年以上経過してしまったとき

保険料には時効（2年）があり、その期間を過ぎると納付することができなくなります。時効となった期間等に応じて、自己負担割合が引き上げられる（本来1割及び2割負担の方は3割に、本来3割負担の方は4割）ほか、高額介護サービス費等（44ページ参照）が支給されなくなります。

【通常の負担割合】

自己負担	保険給付から支給
------	----------

↓ 自己負担割合の変更

3割（又は4割） 自己負担	7割（又は6割） 保険給付から支給
------------------	----------------------

差押え等の滞納処分

納期限が過ぎた保険料に対しては、納期限経過後に督促状を送付します。督促状を受け取ってなお納付されない場合は、差押え等の滞納処分を行うことがあります。

な っ と く じ ぎょうしゃ え ら 納得できる事業者選び

介護保険サービスを上手に利用するためには、納得できる事業者を選ぶことが必要になります。よく説明を受けて、納得できる事業者を選びましょう。

サービス提供事業者との契約のチェックポイントは？

介護保険サービス(介護予防・生活支援サービスを含む)を利用するには、サービス提供事業者との契約が必要です。契約上のトラブルを防止するために、わからないこと、疑問に思うことは、どんなことでもあらかじめ十分に尋ね、契約は書面で行いましょう。

☐ 職員の対応や身だしなみは、適切ですか？

☐ 「重要事項説明書」を受け取り、詳しく説明を受けましたか？

「重要事項説明書」とは

各事業者が、サービスを提供するにあたり利用者に交付することが義務付けられているものです。

契約に際しては、サービスの内容や利用者の負担額、実費負担額(日常生活に要する費用等)などの利用料について「重要事項説明書」を受け取り、十分に説明を受けてから同意することが必要です。

☐ 事業所は都道府県又は市町村の指定を受けていますか？

☐ ホームヘルパーなど直接介護してくれる人は、資格を持っていますか？

☐ サービスの内容はよくわかりましたか？

*サービスの内容はあなたの希望を踏まえたものですか？

*サービスの回数や曜日などは、ハッキリしていますか？

*不要なサービスを強要されていませんか？

☐ 料金の仕組みは、わかりやすく書いてありますか？

*保険給付の対象となるサービスの利用料について

*保険給付の対象とならないサービスの利用料について(全額自己負担)

*体調不良などの理由でキャンセルした場合の取扱いについて

☐ 契約する事業者には、苦情受付の窓口はありますか？

☐ サービスの内容や直接介護してくれる人の変更はできますか？

☐ 事業者は、賠償保険に入っていますか？

☐ 契約を解約する場合のことが書いてありますか？

事業者を選ぶときの参考となる情報はありますか？

○事業者情報は、下記にてご覧いただけます(各ホームページアドレスは裏表紙をご覧ください。)

京都市監修の冊子 介護サービス事業者ガイドブック 「ハートページ」	介護保険制度の基本的な情報と事業所情報を掲載。 区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北出張所保健福祉第一担当で配布しています。また、「ハートページナビ京都市版」から各事業所情報や地図が検索できます。 https://www.heartpage.jp/kyoto
ホームページ 「京都府高齢者情報相談センター」の 介護保険指定事業者検索	サービスごと、地域ごとに検索することができます。
介護サービス情報の公表	介護サービス情報公表システムのホームページから閲覧できます。 https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/26/index.php
介護サービスの第三者評価	京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構のホームページから閲覧できます。 https://kyoto-hyoka.jp/

介護の現場では～身体拘束のないケアの実現に向けて～

平成12年4月に介護保険制度がスタートしてから、介護保険施設での身体拘束が禁止されています。

Q1 なぜ、身体拘束は廃止しなければならないのでしょうか？

A1 身体拘束は人権擁護の面で問題です。また、身体拘束を行うことにより、ますます本人の体力が衰え認知症も進み、その結果さらに拘束を必要とすることになるという「悪循環」を生じてしまうのです。

Q2 身体拘束は安全確保のためにやむを得ないのでしょうか？

A2 「本人の安全確保」や「スタッフ不足」のため、身体拘束はやむを得ないといった考え方は、多くの介護現場での実践の積み重ねにより、誤解を含んだものであることが明らかになっています。身体拘束廃止の取組は、介護全体の質の向上や生活環境の改善のきっかけとなるものなのです。

Q3 身体拘束についての相談窓口はありますか？

A3 ○京都府に、身体拘束に関する相談窓口が設置されています。

相談専用電話(京都府高齢者支援課内) **075-414-4590**

〈月～金曜日、9時～17時。休所日：土・日・祝・年末年始(12月29日～1月3日)〉

○身体拘束等を含む、高齢者の権利擁護に関する相談窓口があります。

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課 075-213-5871

〈月～金曜日：8時45分～17時30分。休所日：土、日、祝、年末年始(12月29日～1月3日)〉

長寿すこやかセンター「高齢者110番」 075-354-8110

〈9時～17時30分。休所日：各月第3火曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12月29日～1月4日)〉

安全のためやむを得ないと思っても、誰もが自分や自分の家族が身体拘束を受けたいと望んでいるわけではありません。利用者やその家族が「身体拘束はしてほしくない」と意思表示することが、身体拘束廃止の取組を進める大きな力になるのです。

ご存知ですか？介護サービス相談員

介護サービス相談員派遣事業とはどのような事業ですか？

介護サービス相談員派遣事業は、「介護サービス相談員」が介護サービスを提供している施設等を訪問し、利用者や家族から介護サービスに関する疑問や困りごとなどを聴き、サービスを提供している施設等との橋渡しや、利用者等が自ら思いを伝えられるよう支援する事業です。

平成15年4月から、介護保険施設等の「人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」において、施設等は介護サービス相談員の積極的な受入れに努めるよう規定されています。

この事業は、課題や問題等が生じてからの苦情解決ではなく、利用者や家族の権利擁護の観点から、苦情に至る事態を未然に防止し、日常的な疑問や困りごとなどに対応して改善の途を探ることで、介護サービスの質的な向上や利用者の自立した日常生活の実現を図ることを目的としています。

介護サービス相談員にはどのような人になっているのですか？

介護サービス相談員は、介護サービスを利用する市民と同じ目線に立つことが大切であることから、市民参加型の取組として、高齢者保健福祉に関心を持つ市民の方に活動していただいています。

また、介護サービス相談員は、利用者等から直接相談を受け、プライバシーに係る内容について知り得る立場にあります。そのため、「京都市介護サービス相談員派遣事業実施要綱」において、守秘義務の遵守について規定しており、活動の前に守秘義務に係る宣誓書を提出していただいています。

介護サービス相談員派遣事業ではどのような相談ができますか？

介護サービス相談員がお聞きする相談内容は、①利用者等の情報不足、誤解・勘違いによるもの、②利用者個人の嗜好、選択に関わるもの、③介護の内容に関わるものです。

家族問題等の相談や、車いすへの移乗、食事の介助など「介護」にあたる行為、利用者同士のトラブルの仲裁等はいりません。

介護サービス相談員派遣施設【令和6年4月現在】

介護老人福祉施設

介護老人福祉施設 花友しらかわ
特別養護老人ホーム 塔南の園
まどかⅡ番館
修徳 特別養護老人ホーム
特別養護老人ホーム 修道洛東園
特別養護老人ホーム 壬生老人ホーム

介護老人保健施設

介護老人保健施設 深草京しみず
介護老人保健施設 桃山

認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)

はーとふるセゾン桂川
グループホーム新町御池

看護小規模多機能型居宅介護事業所

かんたき北山

有料老人ホーム

カノン北山レジデンス

かいご そうだんいん にち かつどう
介護サービス相談員の1日の活動

時 間	活動状況等
(午後)2時頃	介護保険施設等を訪問。活動開始。
2時～3時半 利用者の気持ちに寄り添って話を聴くことを心がけています	利用者から話を聴く。 ●Aさんから若い頃の話聴く。「施設は良くしてくれていて何も言うことはない。」と話されていた。 ●Bさんと話を。話の中で「ベランダで植物を育てたい。」と希望されている。 ●Cさんと話を。活動を始めた頃は、話をしてもらえなかったが、何回も訪問するうちに打ち解けてきて、最近では「また来てね。」と言われる。Cさんから「もっと外出したい。」との希望を聞く。
3時半～ 利用者のプライバシーに十分配慮します	施設の介護サービス相談員担当者と面談し、Bさん、Cさんの希望と食事時間中に気づいたDさんの机の高さのことを伝える。 施設担当者から次のように聞く。 ●Bさんの希望については、早速ベランダにプランターを置いて植物を育てられるようにしますとのこと。 ●Cさんの希望については、利用者が外出する際には、どうしても職員の見守りが必要なので、さらに外出を増やすのは今のところ難しいとのこと。 ●Dさんの机の高さについては、施設担当者も確かめてみますとのこと。
4時頃	施設担当者と次回の活動日を調整し、その日の活動終了。 帰宅後、活動記録表に1日の活動内容を記録。

そうだん じ れい
相談事例

相談内容	相談員の対応や施設等からの説明等
●利用者からの相談 2階で男性利用者さんと毎日の暮らしについて会話をした。「毎日、退屈で将棋をしたいが相手がいない。」とおっしゃっていた。その後、3階で別の男性利用者さんとの会話で、この方も将棋が好きだとわかった。「相手をしてくれる人があるならしたい。」とのこと。	■介護サービス相談員の対応 施設に、お二人で将棋ができないか提案した。 ▶施設の対応 施設の担当者は、よくお相手を見つけてくださったと喜ばれていた。お二人(利用者さん)に声かけして下さるとのこと。
■相談員による気づき 最近ジグソーパズルを始められた男性利用者さんから話を聞いた。絵柄について話が及ぶと家族写真を指差された。最近お父さんが亡くなられたらしい。写真に写る木とパズルの絵柄の木は似ている。亡き父の思い出をパズルに重ねられておられるのかもしれない。 パズルの台が低いように感じられたため、「台を高くしてもらいますか」と伺うと、「高くして欲しい」と希望された。	■介護サービス相談員の対応 左記の内容を職員に伝え、そういった心情に配慮して見守ってほしい旨も事業所へ依頼した。 ▶事業所の対応 「わかりました。」とのこと。

く じょう そう だん ま ど ぐ ち 苦情相談窓口は？

介護保険について、困ったことや相談したいことがあるときは、身近な窓口へご相談ください。
サービス内容への苦情については、サービス事業者自身も適切な対応をすることになっています。

●区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北出張所保健福祉第一担当

(電話番号は96・97ページをご覧ください。)

介護保険制度全般についての相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

●京都府国民健康保険団体連合会 〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620 COCON烏丸内 TEL 075-354-9090

サービス内容について苦情があるときは、京都府国民健康保険団体連合会へ申し立てることができます。
利用者や家族からの苦情申立に基づき、事業者のサービスの質の向上等を目的として、個別の案件について調査・指導・助言を行います。

●京都府介護保険審査会

- ・京都市（保険者）が行った要介護認定に関する処分や保険料の賦課・徴収などに関する処分について不服があるときは、京都府に設置された京都府介護保険審査会に審査請求することができます。
- ・審査請求は、要介護認定の結果通知など処分の内容を知った日の翌日から3か月以内に行う必要があります。
- ・手続は、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当でも行うことができます。

介護と仕事の両立支援制度

仕事をしながら家族等を介護されている方を支援する制度として、介護保険制度の介護サービスのほか、育児・介護休業法の両立支援制度があります。

詳細は、次の厚生労働省のホームページを御覧ください。

厚生労働省/

誰だって介護と仕事の両立に悩むときは、くる。
そのための、知っておこう。

介護休業制度

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/kaigo/



厚生労働省/

京都労働局 総合労働相談コーナー

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/madoguchi_annai/soudan01.html



介護保険以外 の高齢者保健 福祉サービス

**介護保険以外の
サービスで
高齢者を支えます。**

高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、互いに支え合い、いきいきと健やかに暮らせるよう、地域支援事業(一般介護予防事業)をはじめ、様々な事業を推進するとともに、地域における自主的な健康づくりや社会参加を支援しています。また、高齢者に対しては介護にとどまらず生活全般にわたる支援が必要となっています。このため、地域全体で支え合い、安心して暮らすことのできるまちの実現をめざします。

1 介護が必要とならないために(介護予防)

一般介護予防事業は、介護が必要とならないように、元気なうちから予防しようとするものです。市内在住の65歳以上の方を対象として、地域において自立した生活を継続できるよう支援します。

① 介護予防のための教室や相談会

■地域介護予防推進センターで実施しているもの

内 容	地域介護予防推進センターの職員が、地域の身近な場所で、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上などのプログラムを提供する介護予防教室を開催しています(1コース3か月間)。また、介護予防に関する講演会なども行っています。
利用対象者	65歳以上の方(運動制限を受けている場合やプログラム等の参加に個別の介助が必要な場合など、事業内容等により利用できない場合があります。)
利用料金	無料(ただし実費相当分の負担がある場合があります。)
お問い合わせ	各地域介護予防推進センター(所在地、担当地域、電話番号、FAX 番号は99 ページをご覧ください。)

■口腔機能相談(成人・妊婦歯科相談)

内 容	むし歯や歯周病などの診査や、歯みがき方法、口腔機能(食べる・話すなど)に関する助言など、歯科健診を含む歯科相談・歯科保健指導を実施しています。
利用料金	無料
実施場所	各区役所・支所保健福祉センター(実施日時をご確認のうえ、各受付時間にお越しください。)
お問い合わせ	各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当(電話番号は96・97 ページをご覧ください。)

■いきいき筋力トレーニング教室(通所型)

内 容	市内7か所の運動施設で高齢者向けの教室(健康づくりに関する運動プログラム)を実施しています。
利用対象者	65歳以上の方(医師に運動の制限を受けていない方)
利用料金	「いきいき筋力トレーニング教室(基本)」 2,000円(週1回×4回コース)
お問い合わせ	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 電話 222-3419

■いきいき筋力トレーニング(出張型)

内 容	運動の専門家(健康運動指導士等)が地域へ出張し、健康づくりに関する講話と運動プログラム(筋力トレーニングやロコモ予防トレーニングなど)を提供します。
対象者	65歳以上の方を含む5人以上のグループ
利用料金	無料 ※会場は申込者で確保してください。(会場費用は、申込者負担)
お問い合わせ	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 電話 222-3419

■健康すこやか学級

内 容	地域の身近な施設等で、おおむね月1回約2時間程度、介護予防に資する活動や健康状態の確認、レクリエーション等のサービスを提供することにより、要支援又は要介護状態への進行を予防するとともに、社会参加の促進や閉じこもりの防止を図り、長く住み慣れた地域で生活していただけるよう支援します。
利用できるのは	おおむね65歳以上の方で、介護保険の要介護認定で非該当(自立)とされた方など
利用料金	無料。ただし、昼食などの実費相当分の負担があります。
お問い合わせ	各区社会福祉協議会(電話番号は100 ページをご覧ください。)

■すこやか講座

内 容	「すこやか体操」と高齢者の健康に関する講話、レクリエーションを通じ、体を動かすことの楽しさを実感するとともに、筋力や柔軟性を高め、転倒予防や介護予防につながるすこやか講座を開催します。		
利 用 料 金	無料	お問い合わせ	長寿すこやかセンター 電話354-8741

②地域での自主的な介護予防活動の支援

■地域介護予防推進センターで実施しているもの

内 容	身近な地域で自主的に介護予防に取り組んでみたい方には、地域介護予防推進センターが相談に応じ、支援を行います。		
お問い合わせ	各地域介護予防推進センター(所在地、担当地域、電話番号、FAX 番号は 99 ページをご覧ください。)		

■京都市いきいき筋トレボランティア養成講座

内 容	いきいき筋力トレーニング等の普及推進を地域において実践するボランティアを養成します。		
利 用 料 金	無料	お問い合わせ	長寿すこやかセンター 電話354-8741

③その他(住宅改修費補助)

■京都市介護予防安心住まい推進事業

内 容	要支援又は要介護状態となるおそれのある高齢者の生活機能の維持向上や転倒事故防止のため、住宅改修に要する費用の一部を補助することで、高齢者の福祉の増進を図ります。		
対 象 者	65歳以上で、次の全てに該当する方 ①市民税非課税世帯に属する方 ②要支援・要介護認定の結果が非該当であった方 ③「基本チェックリスト」で運動器の機能低下のおそれがあると判定され、事業対象者になった方 ④高齢サポートが行うアセスメントの結果、生活機能の維持向上や転倒予防のために、住宅改修が必要と認められる方		
対象となる住宅改修	◆手すりの取付け ◆段差の解消 ◆引き戸などへの扉の取替え ◆滑り防止や円滑に移動するための床又は通路路面の材料の変更 ◆洋式便器などへの便器の取替え ◆その他上記の工事に伴って必要な工事		
助 成 費 用	住宅改修に要する費用の2/3の費用を補助します。 ※補助額上限16万円(予算の範囲内で補助)		
お問い合わせ	各高齢サポート(地域包括支援センター) (所在地、担当地域、電話番号、FAX 番号は 98・99 ページをご覧ください。)		

地域介護予防推進センターとは

高齢者の皆様が、介護を必要とせずになつても元気に暮らせるよう、地域における介護予防の拠点として、京都市が市内12か所で委託運営している機関です。

地域の身近な会場で専門のスタッフの指導による介護予防教室を開催するほか、介護予防に関する普及啓発や、地域での自主的な介護予防活動の支援をしています。



(所在地、担当地域、電話番号、FAX 番号は 99 ページをご覧ください。)

2 疾病の予防と健康づくり

地域における健康づくり(健康教育)・健康づくりサポーターによる活動・がん検診

自分の健康を自分で守るため、健康教育・相談・検診を受けましょう。

健康教育 健康づくりを通じて、市民の社会参加や市民同士のつながりを促進し、市民や民間団体等が周りの市民への働きかけ等を行うことにより、地域の皆様の主体的な健康づくり活動を支援します。また、健康管理についてのご相談があれば、健康長寿推進課にご連絡ください。

健康づくりサポーターによる活動 各区で、地域の健康づくりに主体的に取り組むボランティア「健康づくりサポーター」による、公園体操やウォーキング、健康情報の普及啓発など様々な活動を実施しています。皆様も是非ご参加ください。

がん検診 がんを早期発見し、早期に治療するために、各区役所・支所保健福祉センター及び医療機関等で各種がん検診を行っています。

ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当

……電話番号▶ 96・97ページをご覧ください

京都市が実施しているがん検診

本市では下表のとおり、がん検診を実施しています。ぜひ受診しましょう!

※身体の状態によっては受診いただけない検診もあります(ペースメーカーを装着されている方へのエックス線検査や抗血栓薬を内服中の方への胃カメラ検査等)。

検診名	対象者	検診回数	検査方法	受診料金
肺がん検診	40歳以上の市民	1年に1回	胸部エックス線検査 喀痰検査(問診の結果、必要な方のみ)	無料 (喀痰検査は1,000円)
大腸がん検診	40歳以上の市民	1年に1回	便潜血検査(2日分の検便)	300円
胃がん検診	50歳以上の市民	2年に1回	胃部エックス線(バリウム)検査 胃内視鏡(胃カメラ)検査	1,000円 3,000円
子宮頸がん検診	20歳以上の 女性の市民	2年に1回	子宮頸部細胞診	1,000円
乳がん検診	40歳以上の 女性の市民	2年に1回	マンモグラフィ(エックス線)検査 ※視触診は実施していません。	1,300円
前立腺がん検診	50歳以上の 男性の市民	2年に1回	血液検査(PSA検査)	1,500円

※対象年齢は、受診する年の12月31日時点で判定します。2年に1回の検診は、各年、偶数の年齢の方が対象です。

ただし、奇数の年齢の方でも、前年(偶数の年齢の年)に受診していない場合は受診できます。

※受診料金の免除の規定があります。詳細はお問い合わせください。

し しゅうしっかん よ ぼうけんしん 歯周疾患予防健診

歯周病(歯周疾患)は、多くの方が罹患していると言われています。生涯にわたって歯と口の健康と機能を保つために、歯周病対策として、歯科健診と歯科保健指導を受けましょう。

内 容 は 指定医療機関において、歯科健診(歯周病、むし歯、歯垢・歯石の有無など)、健診結果に基づく歯科保健指導を行います。(エックス線検査は行いません。)

利用できるのは 市内にお住まいの満20歳・30歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の方(健診当日の満年齢、20歳・30歳については経過措置^(※)あり)

・健康保険証やマイナンバーカードなど年齢・住所の確認できるものをお持ちください。

・指定医療機関^(※)に事前予約のうえ受診してください。

利 用 料 金 500円。免除^(※)の規定があります。

※指定医療機関や免除要件などの詳細については、京都市情報館で「歯周疾患予防健診」と検索してご確認ください。

ご相談・お問い合わせは…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当

……………電話番号▶96・97ページをご覧ください

かんせんしょう よ ぼう 感染症予防について

○各種検査

感染症の早期発見につなげるため、次のとおり検査を実施しています。

検査名	対象者	実施場所	実施日時
胸部(結核・肺がん)検診	40歳以上の京都市民の方 ^(※1)	各区役所・支所(保健福祉センター)	定期的に実施 ^(※2)
肝炎ウイルス(B型・C型)検査	全ての京都市民の方	協力医療機関 ^(※3)	医療機関により異なる

※1 65歳以上の方は感染症法により、年1回、胸部検診の受診義務があります。特に80歳以上の方の罹患率が高いため、年1回、必ず検査を受けましょう。

※2 事前予約制となりますので、希望する区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当へ直接お問い合わせください。

※3 協力医療機関は京都市情報館で「肝炎ウイルス検査」で検索いただくか、京都いつでもコールにお問い合わせください。検査を受ける際には、各医療機関に直接ご予約ください。検査当日は本人確認書類(住所が確認できるもの)を持参してください。

お問い合わせは…

京都いつでもコール ……………661-3755
医療衛生推進室医療衛生企画課 ……………746-7200

○高齢者予防接種

感染症の重症化予防のため、次のとおり予防接種を実施しています。

種類	対象者	実施場所	実施日時	接種料金
肺炎球菌 ^(※1)	接種日現在 ①65歳の方 ②60～64歳で一定の障害がある方	協力医療機関 ^(※2)	通年	4,000円 ^(※3) (生活保護受給者等は無料)
インフルエンザ	接種日現在 ①65歳以上の方 ②60～64歳で一定の障害がある方	協力医療機関 ^(※2)	10月中旬～1月末	1,500円(75歳以上は1,000円) (生活保護受給者等は無料)
新型コロナ	接種日現在 ①65歳以上の方 ②60～64歳で一定の障害がある方	協力医療機関 ^(※4)	秋冬 ^(※4)	3,000円(75歳以上は2,000円) (生活保護受給者等は無料)

※1 過去に肺炎球菌ワクチン(23価：ニューモバックスNP)を接種された方は対象外です。

※2 協力医療機関は京都市情報館で「高齢者肺炎球菌」又は「高齢者インフルエンザ」で検索いただくか、京都いつでもコールにお問い合わせください。予防接種を受ける際には、各協力医療機関に直接ご予約ください。

※3 市民税非課税の方につきましては、軽減措置があります。

※4 協力医療機関は京都市情報館に掲載する予定です。また、実施日時につきましては、決まり次第広報します。

お問い合わせは…

京都いつでもコール ……………661-3755
医療衛生推進室医療衛生企画課 ……………222-4421
医療衛生推進室医療衛生企画課(新型コロナ) ……………222-3423

各種健康診査について

○特定健康診査・後期高齢者健康診査・健康診査

血液・尿検査を中心とした健診です。元気に長生きするために【毎年受診することが効果的】です。

内 容 は 問診・診察、血圧測定、身体測定、血液・尿検査、心電図検査※対象者のみ実施
※心電図検査対象者：65歳以上の方又は64歳以下で医師が必要と判断した方

利用できるのは ・京都市国保にご加入の40歳～74歳の方〔特定健康診査〕
・京都市内にお住まいの京都府後期高齢者医療被保険者の方〔後期高齢者健康診査〕
・生活保護等を受給されている方〔健康診査〕

受診料金は 40～64歳の方：500円／65歳以上及び生活保護等受給の方：無料

○75歳お口の健診事業（後期高齢者歯科健康診査）

受診いただくことで、お口の機能（飲み込む力など）低下の早期発見や誤嚥性肺炎等の疾病予防につながります。

内 容 は 実施医療機関において、お口の機能のチェックを含む歯科健康診査及び保健指導を行います。

利用できるのは 京都市内にお住まいの満75歳の方（受診日現在）
・後期高齢者医療被保険者証（マイナ保険証もしくは資格確認書でも可）又は生活保護受給等証明書をご持参ください。
・実施医療機関に日時などをご確認のうえ受診してください（要予約）。
※実施医療機関は、保健福祉局保険年金課特定健診担当までお問い合わせください。

受診料金は 無料（1回限り）

はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業について

○はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

高齢者の健康の保持・増進を目的として、はり・きゅう・マッサージ施術費の一部を助成しています。

内 容 は 健康増進を目的として、はり・きゅう・マッサージの施術を受けられた際の施術費の支払いに使用できる施術補助（割引）券を交付します。
補助券は1枚1,000円相当で、1人につき4枚交付します。

利用できるのは 京都市内にお住まいの満75歳以上の方
※保険適用となる治療を目的とした施術には利用できません。ご注意ください。

申込方法は 12月から翌年2月が次年度（4月から翌年3月）の補助券の申込期間です。はがきに必要事項（郵便番号、住所、氏名（フリガナ）、生年月日、電話番号）を記入のうえ、申込期間内（12～2月）に保健福祉局保険年金課特定健診担当までお申し込みください。

お問い合わせは…

保健福祉局生活福祉部保険年金課特定健診担当 213-5862

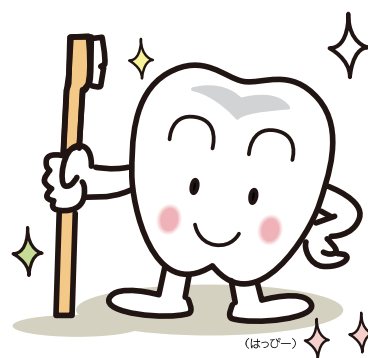
歯周病の早期発見も健康長寿の第一歩

オーラルフレイル対策

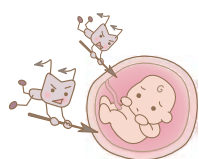
お口の働きが弱ることを「オーラルフレイル」といいます。
歯周病が進行して、歯が揺れたり失ったりすると、食べにくくなる・話しにくくなるなど、生活や健康に様々な影響が生じます。

全身の健康との関係

歯周病の炎症やその原因となる菌が、全身の健康に大きな影響を及ぼすことがあります。とりわけ、糖尿病と歯周病の関係は深く、糖尿病やその疑いのある方は、歯周病のチェックを受けましょう。



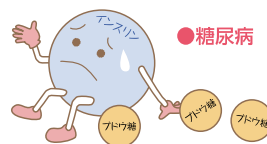
●早産・低体重児出産



●動脈硬化症



●糖尿病



●肺炎



●心内膜炎



歯周病セルフチェック

次の項目に当てはまるものに、チェックしてみてください。

- ☐ 歯ぐきに赤く腫れた部分がある。
- ☐ 口臭がなんとなく気になる。
- ☐ 歯ぐきがやせてきたみたい。
- ☐ 歯と歯の間にもものがつまりやすい。
- ☐ 歯をみがいたあと、歯ブラシに血がついたり、すすいだ水に血が混じることがある。
- ☐ 歯と歯の間の歯ぐきが、鋭角的な三角形ではなく、うっ血していてプヨプヨしている。
- ☐ ときどき、歯が浮いたような感じがする。
- ☐ 指でさわってみて、少しグラつく歯がある。
- ☐ 歯ぐきから膿が出たことがある。



《判定》

チェックがない場合

これからもきちんと歯みがきを心がけ、少なくとも1年に1回は歯科健診を受けましょう。

チェックが1～2個の場合

歯周病の可能性があります。まず、歯みがきのしかたを見直しましょう。念のため、かかりつけの歯科医院で、歯周病でないかどうか、歯みがきがきちんとできているか、確認してもらったほうがよいでしょう。

チェックが3～5個以上の場合

初期あるいは中等度歯周炎以上に歯周病が進行しているおそれがあります。早めに歯科医師に相談しましょう。



公益財団法人 8020推進財団作成ポスターより引用

令和元年5月 京都市発行「歯周病セルフチェックシート」より

気になることがある方は、まず、歯科医院を受診しましょう。

気になることがない方も、かかりつけ歯科で、定期的に歯科健診を受けましょう。

▶本市事業もご利用いただけます(内容や対象者等は各ページをご確認ください。)

口腔機能相談(成人・妊婦歯科相談)	58ページ参照
歯周疾患予防健診	61ページ参照
75歳お口の健診事業(後期高齢者歯科健康診査)	62ページ参照

ひとり暮らしあるいは寝たきりや認知症の高齢者が いらっしゃる世帯へのサービス

日常生活用具

火災などの心配をなくするために、日常生活用具を給付します。

内 容 は ひとり暮らしや高齢者だけの世帯で、介護保険の要介護認定で要支援又は要介護と認定された方や、認知症の高齢者などの生活の安全のために、自動消火器、電磁調理器を給付します。

利用できるのは おおむね65歳以上(40～64歳で介護保険法に規定する特定疾病による障害のある方を含む)で日常生活に支障のあるひとり暮らし(昼間独居を含む)の高齢者などで生活保護を受給されている方又は市民税非課税世帯に属している方

○自動消火器:火災の際に機敏な行動をとることが困難な方が対象です。

○電磁調理器:認知症等のため電磁調理器以外の調理器を利用した場合火災を発生させるおそれのある方が対象です。

利用料金は 無料
(令和6年4月1日現在)

ひとり暮らしやお体の状況により日常生活に支障のある高齢者にはこんな用具が

○自動消火器:温度の上昇により消火液を噴き出します。

○電磁調理器:火を使わずに調理できます。



※イラストは自動消火器・電磁調理器の参考例です。

ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当又は京北出張所保健福祉第一担当
……………電話番号▶96・97ページをご覧ください
各高齢サポート(地域包括支援センター) ……電話番号▶98・99ページをご覧ください

配食サービス

栄養のバランスがとれた昼食をお届けします。

内 容 は 身体状況などにより食事を作ることが困難な高齢者に、栄養のバランスがとれた昼食をお届けし、併せて安否確認を行います。(月曜日～日曜日)

※土・日の配食については、各事業者により異なります。

利用できるのは 60歳以上のひとり暮らしや高齢者だけの家庭で、介護保険の要介護認定で要支援又は要介護と認定された方のうち、身体状況などにより自ら買物、調理をするのが困難な方など
※要支援、要介護認定を受けておられない方は、お近くの高齢サポートで介護保険の一次判定に相当する調査を受けていただく制度がありますので、ご相談ください。

利用料金は 1食あたり500円まで(各事業者により異なります)

(令和6年4月1日現在)

※配食サービスの詳細や実施施設については、ご相談ください。

※担当のケアマネジャーがおられる方は、担当のケアマネジャーにご相談のうえ、お申し込みください。

ご相談は…

京都市社会福祉協議会 …………… 354-8740
保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 …………… 213-5871

あんしんネット119 (緊急通報システム)

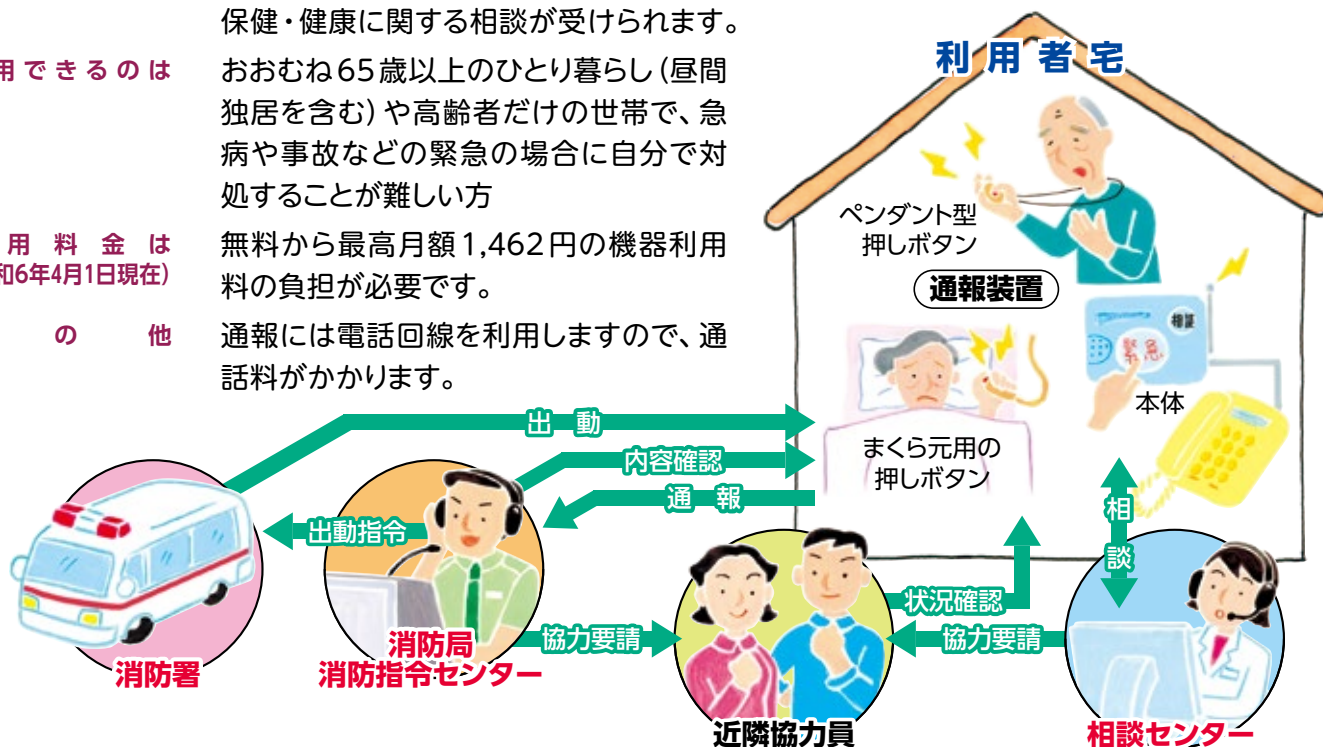
急な病気や事故のときには、あんしんネット119で安心です。

内 容 は 急にからだの具合が悪くなったり、火災などの突発的な事故などがあった場合、通報装置(本体、ペンダント型、まくら元用)の緊急ボタンを押すと消防局消防指令センターに通報され、救急車や消防車、あらかじめ登録している近所の協力員が駆け付けます。また、相談ボタンを押すと自動的に相談センターに繋がり、常駐する専門の相談員による、保健・健康に関する相談が受けられます。

利用できるのは おおむね65歳以上のひとり暮らし(昼間独居を含む)や高齢者だけの世帯で、急病や事故などの緊急の場合に自分で対処することが難しい方

利用料金は 無料から最高月額1,462円の機器利用料の負担が必要です。(令和6年4月1日現在)

そ の 他 通報には電話回線を利用しますので、通話料がかかります。



ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当又は京北出張所保健福祉第一担当
 ……電話番号▶ 96・97ページをご覧ください
 各高齢サポート(地域包括支援センター) ……電話番号▶ 98・99ページをご覧ください

ごみ収集福祉サービス(まごころ収集)

内 容 は ごみ出しが困難な方への生活支援として、自宅の玄関先までごみの回収に伺います。また、ごみが排出されていない場合は、登録された連絡先へ電話するなど、安否確認を行います。

利用できるのは (全ての項目に該当)
 ・介護保険サービス(介護予防・生活支援サービスを含む)又は障害福祉サービスを利用し、かつホームヘルプサービスを利用していること
 ・本人、親族又は近隣者が所定の場所に定期収集ごみを持ち出すことが困難な世帯
 ・障害のある方、65歳以上の方又は同様の方のみで同居している世帯

お問い合わせは…

各区役所・支所内のエコまちステーション
 北 … 366-0155、上京 … 366-0776、左京 … 366-0821、中京 … 366-0180、
 東山 … 366-0182、山科 … 366-0184、下京 … 366-0186、南 … 366-0188、
 右京 … 366-0190、西京 … 366-0192、洛西 … 366-0194、伏見 … 366-0196、
 深草 … 366-0198、醍醐 … 366-0311

家庭で介護する家族へのサービス

家族介護用品

- 内 容 は** 在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護されている家族の方などに、介護保険の給付対象外であるおむつやその他の介護用品と交換できる給付券を交付します。
※申請の時期により、交付する給付券枚数は変わります。
※給付券で交換できるおむつ等の介護用品については、本市指定登録事業者が取り扱う本市指定介護用品に限ります。量販店等の店頭商品との引換えはできません。
- 利用できるのは** 介護保険の要介護認定で要介護4～5と認定された方で市民税非課税世帯に属する在宅の65歳以上の高齢者を介護されている家族の方など
- 給付品目は** ○紙おむつ ○介護ねまき ○尿取りパッド ○失禁シート・介護シート
○食事補助具 ○使い捨て手袋 ○介護用肌着 ○ドライシャンプー
○清拭剤 ○消臭剤 ○口腔ケア用品 ○ウェットティッシュ ○ホルダーパンツ
- 申請に必要な書類は** (1)介護対象高齢者の介護保険被保険者証(写しでも可)
(2)世帯の方全員の市民税が非課税であることを証明する次のいずれかの書類
ア 世帯の方全員の市・府民税課税証明書
イ 介護保険料納入(変更)通知書兼特別徴収開始(停止)通知書の写し
(介護保険料の所得段階区分が2・3の方に限る。)

ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当又は京北出張所保健福祉第一担当
………電話番号▶96・97ページをご覧ください

燃やすごみ用有料指定袋の無料交付について

- 内 容 は** 家族介護用品を利用される方に、「燃やすごみ用有料指定袋」を無料交付しています。
- 利用方法は** 家族介護用品の給付決定を受けた方には、後日、ごみ袋引換申請書(家庭ごみ処理手数料免除申請書)を資源循環推進課から送付しますので、必要事項を記入のうえ返送してください。返送された申請書を確認後、各まち美化事務所からごみ袋を配達します。
- 燃やすごみ用有料指定袋の無料交付に関するお問い合わせ先は
環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課 …………… 222-3946

医療的ケア・口腔ケア実践講習会「プロが教える! ご家族向け介護セミナー」

在宅で高齢者等を介護されている家族の方が安心して介護できるよう、医療的なケアや口腔ケアについて、専門家による講義と実践講習を合わせたセミナー等を実施しています。

- 内 容 は** 在宅で役立つ介護ケアの方法や、介助方法のコツなどをセミナー等で専門家が分かりやすくお伝えします。
- 利用できるのは** 在宅で介護を行っている又は今後行う予定のある市民の方

ご相談・お申込みは…

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 …………… 222-3419
京都府医師会 …………… 354-6079

高齢者あんしんお出かけサービス～小型GPS端末機の貸出～

認知症の高齢者等が外出して戻れなくなった場合に、早期に発見できるシステムを利用して事故などを未然に防ぎ、家族が安心して介護できる環境の整備を図ります。

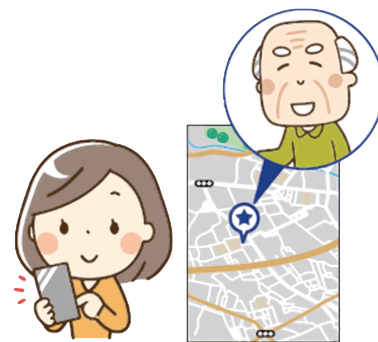
※なお、本サービスには、高齢者等が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合に備える日常生活賠償保険が付帯されています。

内 容 は 認知症の高齢者等が外出して戻れなくなった場合に、対象高齢者等の位置を特定して早期発見し、事故などを未然に防ぐため、小型GPS端末機を貸し出します。

利用できるのは 認知症により、外出時に戻れなくなるおそれのある高齢者等を、在宅で介護している家族など

利用料金は 月額1,500円
(令和6年4月1日現在) ※生活保護等を受給されている方については無料。

スマートフォンなどで検索できる【自己検索型】と位置検索センターに電話して端末機の居場所を確認する【問い合わせ検索型】があります。
生活スタイルに合わせて端末機を選ぶことができます。



ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当又は京北出張所保健福祉第一担当
……………電話番号▶96・97ページをご覧ください
各高齢サポート(地域包括支援センター) ……電話番号▶98・99ページをご覧ください

介護保険の対象とならない方への生活支援サービス

介護保険の対象とならないものの、在宅生活を維持するうえで、援助が必要な60歳以上65歳未満の方々に対して、次のようなサービスを提供し、長く住み慣れた地域で生活していただけるよう支援を行っています。

在宅生活支援ホームヘルプサービス

内 容 は ホームヘルパーを自宅に派遣し、炊事、掃除、洗濯、買物などの家事サービス等を提供する中で、日常生活に対する支援等を行います。

利用できるのは 介護保険に該当しない60歳以上65歳未満の方で、在宅で日常生活を続けるために支援が必要な方

利用料金は 1か月当たり1,259円又は30分当たり118円～207円(身体状況によって異なります。)
(令和6年4月1日現在) ※生活保護を受給されている方については、実費負担を除き、利用料は無料です。

ご相談・お申込みは…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当又は京北出張所保健福祉第一担当
……………電話番号▶96・97ページをご覧ください
各高齢サポート(地域包括支援センター) ……電話番号▶98・99ページをご覧ください

在宅生活に不安のある方のための入所施設で介護保険対象外のサービスです。

よう ご ろう じん 養護老人ホーム

65歳以上の方で、環境上及び経済的理由により在宅生活が難しい場合に入所できる施設です。入所希望の方の生活状況について調査・検討し、養護が必要であると判断した場合に入所できます。入所後は収入に応じた費用負担で食事や入浴、その他日常生活に必要な介助を受けることができます。

(特定施設入居者生活介護の指定を受けた養護老人ホームにおいては、当該施設が提供する各種の介護サービスを受けることができます。)

ご相談・お申込みは…

養護老人ホーム

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当又は京北出張所保健福祉第一担当
.....電話番号▶ 96・97ページをご覧ください
各施設 電話番号▶ 103ページをご覧ください

けい ひ ろう じん 軽費老人ホーム(ケアハウス)

低額な料金で入所できる施設で、主に食事の提供や入浴等の準備、生活相談、緊急時の対応などのサービスを受けることができます。

一般型 60歳以上(夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上)で、身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことや、家庭環境、住宅事情等の生活に不安がある方を対象としています。

介護保険では在宅扱いとなり、支援や介護を必要とする状態になった場合には、外部の事業者と契約し、訪問介護などの居宅系サービスを利用することができます。

ただし、要介護度が高くなるなど、状況によっては特別養護老人ホームなどの他施設へ移っていただく場合があります。

介護型 65歳以上で要支援1以上(地域密着型特定施設入居者生活介護の場合は要介護1以上)の方を対象としています。

介護保険の「特定施設入居者生活介護」の指定を受けているため、施設内で、介護スタッフによる介護サービスを受けることができます。

基本的には、一般型のように要介護度が高くなっても、特別養護老人ホームなどの施設へ移っていただく必要はありません。

ご相談・お申込みは…

軽費老人ホーム(ケアハウス)

各施設 電話番号▶ 103ページをご覧ください

有料老人ホーム

高齢者向けの入居施設で、食事や介護等の各種サービス機能がついたものです。有料老人ホームには、以下の3種類があります。

介護付有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護)

介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合、入居している有料老人ホームが提供する介護サービス(「特定施設入居者生活介護」)を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。

※介護保険法による「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていないホームについては広告、パンフレット等において「介護付」、「ケア付き」等の表示を行うことはできません。

住宅型有料老人ホーム

食事や生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能です。

健康型有料老人ホーム

食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合には、契約を解除し退居しなければなりません。

ご相談・お申込みは…

有料老人ホーム

各施設 電話番号▶ 104・105ページをご覧ください

有料老人ホームを選ぶ前に

有料老人ホームの選び方

高齢者が居住し、食事、介護、家事等を提供している施設は有料老人ホームに該当します(特養、他の社会福祉施設を除く)。施設ごとに、入居一時金の有無や月々の利用料、サービスの内容等は様々です。入居契約に当たっては、必ず施設から重要事項説明書等をもとに説明を受け、利用料金、サービス内容などを比較・検討し、十分に確認・理解したうえで、ご自身の希望にあった施設と契約しましょう。また、体験入居ができる施設もありますので、積極的に利用し、施設の雰囲気、サービスの内容などを実際に見られてから、十分に納得したうえで契約されることをおすすめします。

※入居に関するお問い合わせは、直接入居希望の施設までお問い合わせください。市内の施設については本冊子の「相談先・施設一覧(104・105ページ)」を御参照ください。

※市内の施設の重要事項説明書の掲載ホームページURL

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000309868.html>



主なチェック項目

- 届出** 市内の有料老人ホームの設置者は、京都市へ事業の届出をすることが法令により義務づけられています。入居をご検討の際は、届出がされている施設か必ず確認するようにしてください。
- 重要事項説明書** 重要事項説明書には、施設に関する多くの情報が記載されています。施設ごとに様式は異なりますが、記載されている内容はほぼ同じですので、他の施設と比較する際に役立てることができます。なお、有料老人ホーム設置者は法令により、施設に入居する方、入居しようとする方に対して、施設において供与する介護等の内容の情報を開示することが義務づけられています。
- 利用料金について**
 - ア 設置者は法令により、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宣の供与の対価のみ受領することとされています。(その他、権利金※その他の金品を受領してはならないとされています。)
 - ※権利金…礼金、保証金、入会金等
 - イ また、有料老人ホームは入居に当たり、前払金の支払いが必要な場合があります。前払金を徴収している場合は、保全措置をとることが義務づけられていますので、入居しようとしている施設が前払金を徴収している場合は、保全措置※をしているか、必ず確認してください。
 - ※保全措置…有料老人ホーム設置者の前払金返還債務の不履行に備えて、銀行の連帯保証等により保全する制度。保全範囲は500万円か返還債務の残額のいずれか低い方。

※ 入居者がテレビを設置する場合は、入居者がNHKと個別に契約し、放送受信料を負担する必要があります。

お問い合わせ先 電話番号 075-251-1595 (NHK京都放送局)
ホームページ <https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/>



こうれいしゃけんりようごそうだん 高齢者権利擁護相談

内 容 は 高齢者に対する暴力などの身体的虐待、暴言などの心理的虐待、世話の放棄、家族や悪質業者による金銭詐取などの相談に応じます。
また、弁護士による法律相談、適切な専門の相談窓口の紹介など関係機関と連携を図りながら権利侵害の解決に努めます。

ご相談は…

長寿すこやかセンター「高齢者110番」…………… 354-8110へ

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう ちいきふくしけんりようごじぎょう 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

認知症の高齢者の方など(ただし、契約の意思があり契約の内容が理解できる方)に対し、地域で生活されるうえで必要な福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う事業です。

内 容 は ①福祉サービスの利用援助(利用相談、苦情相談、助言、情報提供、利用料の支払い等)
②日常的な金銭管理(相談、助言、金融機関への同行、又は代行による生活費の払戻し等)
③通帳、印鑑の預かり(①②の援助に必要な通帳、印鑑の預かり)
④郵便物の管理(郵便物の内容確認、役所等への必要な手続き支援)

利 用 料 金 は 生活支援員が行うサービスは、1時間1,000円。
・生活支援員の自宅から利用者宅までの往復交通費等実費は別途負担いただきます。
・通帳、印鑑の保管料は1か月250円。ただし高額な通帳、証書類はお預かりできません。
・生活保護を受給されている方については、利用料金はかかりません。

お問い合わせ・お申込みは…

各区社会福祉協議会…………… 電話番号▶100ページをご覧ください
京都市社会福祉協議会…………… 354-8734へ

せいねんこうけんせいど 成年後見制度

判断能力が不十分な方(認知症の高齢者、知的障害のある方、精神障害のある方等)に代わり、契約を行ったり財産管理を行うことによって、これらの方の権利を守るための制度です。

内 容 は 判断能力が不十分な方が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にその契約を取り消したり、契約の締結などを本人に代わって行う援助者(後見人など)を家庭裁判所が選任することによってこれらの方の権利を守るものです。判断能力が不十分になったときに、親族など(身寄りがない方などは市町村長)が家庭裁判所へ申し立てることにより後見人などが選任される「法定後見制度」と、判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ契約を結んでおく「任意後見制度」があります。

お問い合わせ・お申込みは…

法定後見制度：京都家庭裁判所…………… 722-7211へ
任意後見制度：京都公証人合同役場…………… 231-4338へ

ご相談は…

成年後見支援センター…………… 354-8815へ

たんしんこうれいしゃまんいち

じぎょう

単身高齢者万ーあんしんサービス事業

利用者、京都市社会福祉協議会及び葬儀社（登録されている葬儀社リストの中から利用者が任意の1社を選択）の三者で死後事務委任契約（死後に効力が発生する契約）を結び、利用者が亡くなられた後、利用者からお預かりした費用により、葬儀や納骨、家財等の処分を行う事業です。また、定期的に、電話や訪問等により利用者の生活状況や健康状態の確認を行い、必要があれば、介護サービスや成年後見制度等の支援におつなぎします。



- 内 容 は**
- ①死後事務委任契約に基づく、葬儀・納骨の実施
 - ②定期的な安否確認
 - ③死後事務委任契約に基づく、家屋に残された家財等残置物処分の実施（希望者のみ）

- 利用できるのは**
- 以下の要件のすべてを満たす方
- ①京都市内在住の身寄りのない65歳以上の一人暮らしの方で契約能力がある方
※日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用者は対象外
 - ②低所得の方（市民税非課税・不動産非所有・預貯金240万円以下）で賃貸住宅（公営住宅を含む）に入居している方
※生活保護を受給している方は対象外
 - ③契約時に預託金を一括して預けることができ、契約後、京都市社会福祉協議会職員による安否確認（電話や訪問）等を受けることができる方

利用者負担金は 死後事務委任契約の締結後、契約で定める日までに以下の金額を京都市社会福祉協議会に一括で預けてください。

内容	金額	備考
葬儀+納骨費用	25万円	契約必須
家財処分費用	葬儀社による見積額	希望者のみ

ご相談・お申込みは…

長寿すこやかセンター …………… 354-8741 へ

こうれい しょうがいがいこくせき し じん

ふくし

とうりよう かん

そうだん し えん

高齢・障害外国籍市民の福祉サービス等利用に関する相談・支援

内 容 は 言葉や生活文化が違うために福祉サービスをはじめとした各種サービスの利用や手続きが困難な外国にルーツのある高齢者や障害のある方に対して、外国語が話せる、あるいはやさしい日本語で対応できる支援員が相談を受け、生活の支援を行います。

ご相談は…

京都外国人高齢者・障害者生活支援ネットワーク・モア … 681-2721 (FAX 693-2555) へ

高齢者虐待に関する相談

高齢者への虐待の問題に対応するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）が平成18年4月1日から施行されました。

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の定義が示されるとともに、高齢者虐待を発見した際の通報の義務が定められています。

○高齢者虐待の定義

いずれも高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等の養護者及び養介護施設従事者等によるものとします。

- 身体的虐待** 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること
- 介護・世話の放棄・放任** 高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること
- 心理的虐待** 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- 性的虐待** 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- 経済的虐待** 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

○通報義務

高齢者虐待を受け生命又は身体に重大な危険が生じている高齢者を見つけた方は、速やかに通報しなければなりません。また、生命又は身体に重大な危険が生じていなくても、虐待を見つけた場合は通報するよう努めなければなりません。

○高齢者や養護者・家族への支援

京都市では、高齢サポート（地域包括支援センター）、各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当又は京北出張所保健福祉第一担当、長寿すこやかセンターを高齢者虐待の相談・通報窓口として設置するとともに、医療機関や警察などの多方面の関係機関と連携・協力しながら、虐待を受けている高齢者や養護者・家族が抱える様々な課題の解決に向けて、支援します。また、生命又は身体に重大な危険があり、緊急に高齢者を保護する必要がある場合は、介護保険サービスの活用や高齢者虐待シェルター確保事業、又は、短期入所生活介護緊急利用者援護事業などにより、高齢者の安全を確保します。

虐待の通報やご相談は…

○高齢者虐待に関する相談・通報窓口

高齢者への虐待や養護者の支援に関する相談については、次のとおり受け付けています。

	平日	祝・休日	連絡先
各高齢サポート（地域包括支援センター）	9:00～17:00	—	98・99ページ参照
各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当 又は京北出張所保健福祉第一担当	9:00～17:00	—	96・97ページ参照
長寿すこやかセンター（高齢者110番）	9:00～17:30 （土曜日含む）	9:00～17:30	354-8110 （又は9ページ参照）

※養介護施設従事者等による虐待について

養介護施設従事者等（「養介護施設」又は「養介護事業」に従事する者）による高齢者虐待については、下記へご連絡ください。

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 …………… 213-5871へ

ひとり暮らしお年寄りの見守り等の推進 (ひとり暮らしお年寄り見守りサポーター)

高齢化が進むにつれて増加するひとり暮らしの高齢者を、地域と行政の協働により支援するため、「ひとり暮らしお年寄り見守りサポーター」を募集しています。

- 内 容 は** サポーターには、顔なじみのひとり暮らしのお年寄りなどへの目配りをさせていただきます。また、支援が必要と思われるお年寄りについては、高齢サポート（地域包括支援センター）への連絡・相談を行っていただきます。
- 応 募 条 件** 市内に在住、通勤又は通学する方
- 応 募 方 法** 区役所・支所、高齢サポートなどで配布している登録票又は健康長寿企画課のホームページから応募いただけます。
- そ の 他** 高齢者福祉に関するハンドブックや登録シールの交付、研修会の実施、高齢者福祉情報の提供などでサポーターを支援します。

お問い合わせ・お申込みは…

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 …………… 746-7713へ
各高齢サポート（地域包括支援センター） …………… 電話番号▶ 98・99ページをご覧ください

認知症に対する正しい理解の普及・啓発 [認知症サポーター養成講座]

認知症サポーター養成講座を開催し、受講された方に、認知症とはどういう病気なのか、認知症になったら生活にどんな困りごとが起きてくるのかなどについて正しく理解していただき、認知症の方とそのご家族が、地域で元気に安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。

○認知症サポーター養成講座について

- 内 容 は** 認知症について理解し、地域や職場で出会う認知症の方やそのご家族をサポートするための知識を身につけます。
- 日 時 ・ 場 所** 希望する日時・場所に講師を派遣します（日程によってはご希望にそえない場合があります。）
- 受 講 条 件** 5人以上で受講すること
- 受 講 料** 無料
- そ の 他** 受講され、認知症サポーターになられた方には認知症サポーターカードをお渡しします。

お問い合わせ・お申込みは…

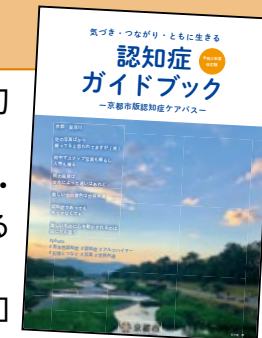
長寿すこやかセンター …………… 354-8741へ

認知症の方や家族を支える制度やサービス

認知症は、原因となる病気の進行とともに状態が変化するため、その状態に応じて適切な支援を受けることが大切だといわれています。

どの時期にどのような支援が必要となるのか大まかな目安や利用できる本市の制度・サービス、認知症の基礎知識などの情報をまとめた「気づき・つながり・ともに生きる認知症ガイドブック～京都市版認知症ケアパス～」を配布しています。

もし認知症になったときにどのような生活ができるのか、また、家族や大切な人が認知症になったときにどのように支えていくことができるのか、認知症について知り、認知症とともに自分らしく暮らし続けたいいただくための手引きとしてご活用ください。



【デジタルブック】
気づき・つながり・ともに生きる認知症ガイドブック
～京都市版認知症ケアパス～



認知症の経過に応じて利用できる制度・サービスの他、認知症の基礎知識や当事者の方からのメッセージなど、様々な情報を掲載しています。

認知症ケアパス

認知症の経過に応じて利用できる制度・サービスについて

日常生活が自立している～気づきの時期

見守りや手助けがあれば 自立した生活ができる時期

手助けや介護があると 安心な時期

常に介護が必要な時期

認知症になっても自分らしく生きていくために、これからの暮らし方について、周囲の人と話し合ってみてはいかがでしょうか？

ぜひ話し合っておいていただきたいことについて、
→ 11 ページ にまとめましたのでご参照ください。

認知症の症状は、時間の経過とともに変わっていきますが、心配なことも変化していきます。心配なことは一人で抱え込まず、その程度相談していただくことで、必要なアドバイスやサポートを受けることが可能です。それぞれの機関は連携しています。まずは一番身近なところに相談してみませんか？

まずは相談！ 安心して相談できる窓口があります。
→ 12～14 ページ

いつもと違うと感じたら、早めに受診・相談。
→ 15～16 ページ

あなたや、家族の気持ちを理解してくれる人がいます。
→ 16～17 ページ

権利を守り、安心して生活するために。
→ 17～19 ページ

介護保険などのサービス
→ 20 ページ

若年性認知症の人や、そのご家族へ
→ 21 ページ

電話で相談できる窓口
(京都府若年性認知症コールセンター、長寿すこやかセンター 他)

認知症の原因となる病気の種類や、個人の状況などにより、経過のたどり方や利用できる制度・サービスは異なりますので、大まかな目安としてください。また、上記の他にも利用できる制度やサービスがあります。

認知症ケアパス

配布は…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当又は京北出張所保健福祉第一担当
……電話番号▶ 96・97 ページをご覧ください
各高齢サポート(地域包括支援センター) ……電話番号▶ 98・99 ページをご覧ください
長寿すこやかセンター …… 354-8741 へ

◆認知症総合ポータルサイト「きょうと認知症あんしんナビ」

認知症に関する適切な情報を一元的に発信し、一人でも多くの方のあんしんにつながることを目的に設けられた、総合ポータルサイト「きょうと認知症あんしんナビ」では、「認知症の理解」や「若年性認知症」などの情報のほか、地域の認知症の診察・診療が可能な医療機関を検索することもできます。

<運営：京都地域包括ケア推進機構>



ホームページアドレス <https://www.kyoto-ninchisho.org/>

きょうと認知症あんしんナビ

検索

認知症の方への初期・初動支援(認知症初期集中支援チーム)

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、なるべく早いうちに本人や家族に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。

支援チームでは、概ね6か月以内を目安に、本人に見合ったサービスなどが利用できるよう、支援を行い、その後は適切な相談支援機関に引き継ぎます。

「認知症初期集中支援チーム」とは？

医師(認知症サポート医)と医療・介護の専門職(看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士など)により、認知症の早期発見と早期対応を目指して活動する専門チームです。

相談 ▶ 家庭訪問 ▶ 初期集中支援の実施 ▶ 初期集中支援の終了 ▶ その後の引継ぎ

医療・介護の専門職が複数で自宅に訪問し、ご本人・ご家族などからお話を伺います。

訪問時に伺った情報などをもとに認知症初期集中支援チーム員会議で話し合われた内容に沿って、つぎのような支援を行います。

- ・専門医療機関を受診するための支援
- ・介護保険をはじめとするサービスの利用手続き
- ・認知症の症状や対応方法についての助言 など

適切な医療や介護などのサービスにつながり、在宅生活が続けられる目処が立てば、認知症初期集中支援は終了となります。

今後の支援の主体となる機関である高齢サポート(地域包括支援センター)や居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)などに引き継ぎます。

支援対象者 在宅で生活されている認知症、又はその疑いのある40歳以上の方(その他要件有)。

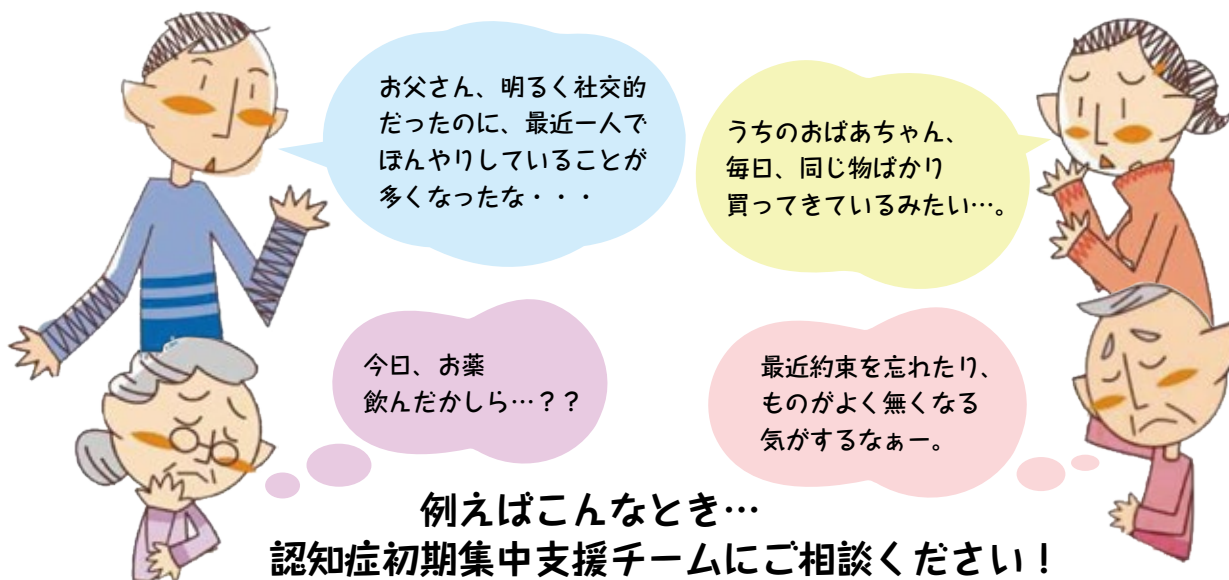
費用負担 支援チームへの相談は無料。(医療機関の受診や、介護保険サービスの利用については、自己負担があります。)

お問い合わせ…

名 称	所在地	対象エリア	電話(直通)
京都市北区・上京区 認知症初期集中支援チーム	〒603-8832 北区大宮南田尻町60(医療法人社団都会内)	北区・上京区	201-0067
京都市左京区 認知症初期集中支援チーム	〒606-8412 左京区浄土寺馬場町48(川越病院内)	左京区	754-1010
京都市中京区 認知症初期集中支援チーム	〒616-8147 右京区太秦土本町2番1(京都民医連中央病院内)	中京区	861-2670
京都市下京区・南区・東山区 認知症初期集中支援チーム	〒600-8558 下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841-5 (康生会 武田病院内)	下京区・南区・東山区	361-0300
京都市山科区 認知症初期集中支援チーム	〒607-8113 山科区小山北溝町32-1 (洛和会音羽リハビリテーション病院内)	山科区	582-5535
京都市右京区 認知症初期集中支援チーム	〒616-8214 右京区常盤古御所町2番地(京都ならびがおか病院内)	右京区	881-2810
京都市西京区 認知症初期集中支援チーム	〒615-8256 西京区山田平尾町17(京都桂病院内)	西京区(洛西含む)	392-2848
京都市伏見区 認知症初期集中支援チーム	〒612-8473 伏見区下鳥羽広長町101番地(蘇生会総合病院内)	伏見区(深草・醍醐含む)	621-3305

※開設時間は全て平日9時～17時(土日祝、12/29～1/3は休み)

※支援対象者が対象エリアにお住まいであることが要件です。



認知症医療提供体制の強化(認知症疾患医療センター)

地域の認知症疾患の保健医療の推進・向上を図るとともに、認知症医療提供体制の更なる強化を図るため、市民からの認知症相談や外来対応、認知症鑑別診断、かかりつけ医・病院等からの専門医療相談などを行う「京都市認知症疾患医療センター」を指定・設置しています。

専門職の相談員が相談対応をしますので、認知症の症状について知りたいなど、気軽にご相談ください。

<京都市認知症疾患医療センター>

指定医療機関 医療法人三幸会 北山病院
所在地 京都市左京区岩倉上蔵町123(センター事務局:北山病院内)
受付時間 平日9時～17時(土日祝、12/29～1/3は休み)
電話 075-706-5515(直通)
料金 無料(医療機関の受診や介護保険サービスの利用については、自己負担があります。)

認知症による行方不明への“備え”と“対応”

認知症の人が、その症状により、徒歩や交通機関を利用するなどして、行方が分からなくなるケースが増えてきていることから、認知症高齢者の方が外出して戻れなくなった時に備えるために利用できる制度などをまとめた「いなくなる前に いなくなってもできること! ～認知症による行方不明への備えと対応ハンドブック～」を配布しています。

認知症により外出し、戻れなくなることが心配な高齢者について高齢サポート(地域包括支援センター)等に事前に相談・登録でき、行方が分からなくなったときには、地域の関係機関等に発見に必要な情報を提供することができる取組などを含め、いなくなってしまうことへの「備え」といなくなってしまうときの「対応」について、具体的なポイントをまとめています。

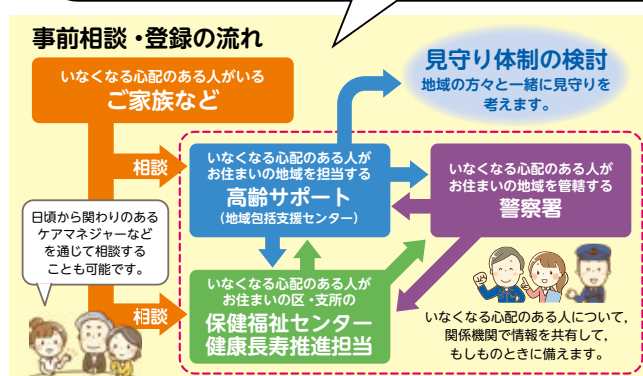
家族や大切な人の安心・安全な生活を支えるための参考としてご活用ください。



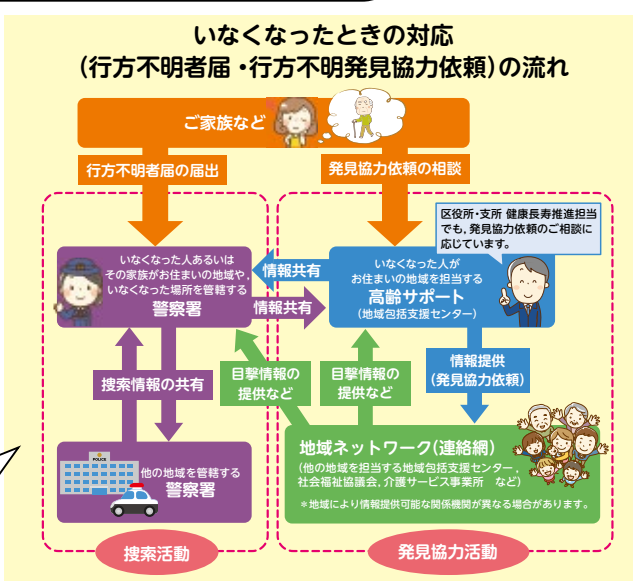
【デジタルブック】
 いなくなる前に いなくなってもできること!
 ～認知症による行方不明への備えと対応ハンドブック～



お住いの地域を担当する高齢サポート(地域包括支援センター)では、いなくなるのが心配な高齢者について、あらかじめ相談を受け付けています。いなくなるのが心配な人の情報を共有し、ふだんからどのように見守り、支援していくのかについて一緒に考えることができます。



また、あらかじめ情報を登録することで、いなくなってしまう時に地域の関係機関などに行う発見協力活動の依頼をスムーズに行うことができます。



配布は…

各区役所・支所健康長寿推進課健康長寿推進担当又は京北出張所保健福祉第一担当
 ……電話番号▶96・97ページをご覧ください
 各高齢サポート(地域包括支援センター) ……電話番号▶98・99ページをご覧ください

認知症？「気づいて相談！」チェックリスト

認知症は早く気づいて対応することで、症状を軽くしたり、進行を遅らせることができます。
まずは相談が必要か、認知症の初期症状が確認できるこのリストを試してみましょう。

自分のもの忘れが、気になりはじめたら…

変化はゆっくりと現れることが多いので、
1年前の状態と現在の状態を比べてみるとよいでしょう。

自分でチェック

- ☐ ものをなくしてしまうことが多くなり、いつも探し物をしている。
- ☐ 財布や通帳など大事なものをなくすことがある。
- ☐ 曜日や日付を何度も確認しないと忘れてしまう。
- ☐ 料理の味が変わったと家族に言われた。
- ☐ 薬の飲み忘れや、飲んだかどうかわからなくなることがある。
- ☐ リモコンや洗濯機などの電化製品の操作がうまくできない。
- ☐ いらいらして怒りっぽくなった。
- ☐ 一人でのいるのが不安になったり、外出するのがおっくうになった。
- ☐ 趣味や好きなテレビ番組を楽しめなくなった。

ひとつでも
思い当たる場合は
まず相談※！

家族・身近な人のもの忘れが、気になりはじめたら…

認知症による変化は、本人より周りが先に気づく場合も多いものです。
家族や身近な人がチェックをしてみましょう。

家族・身近な
人でチェック

- ☐ 同じことを何度も繰り返して話したり、聞いたりする。
- ☐ しまい忘れが多く、いつも探し物をしている。
- ☐ 曜日や日付がわからず何度も確認する。
- ☐ 料理の味が変わったり、準備に時間がかかるようになった。
- ☐ 薬の飲み忘れや、飲んだかどうかわからなくなることがある。
- ☐ リモコンや洗濯機などの電化製品の操作がうまくできない。
- ☐ 失敗を指摘されると隠そうとしたり、些細なことで怒るようになった。
- ☐ 財布や通帳などをなくして、盗まれたと人を疑う。
- ☐ 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった。

いくつか
思い当たる場合は
まず相談※！

平成25年11月京都市発行「認知症？「気づいて相談！」チェックシート」より

※ 相談先は…

各区役所・支所健康長寿推進課又は京北出張所保健福祉第一担当……	96・97ページ
各高齢サポート(地域包括支援センター) ……………	98・99ページ
長寿すこやかセンター ……………	354-8741へ
介護支援専門員(ケアマネジャー)などにご相談ください……………	23ページ参照
認知症初期集中支援チームにご相談ください……………	75ページ参照
京都市認知症疾患医療センターにご相談ください……………	76ページ参照

また、認知症の人や家族を支える制度やサービスをまとめた「気づき・つながり・ともに生きる認知症ガイドブック～京都市版認知症ケアパス～」もあります。詳しくは74ページをご覧ください。



敬老乗車証

敬老乗車証制度は、高齢者の社会参加支援を目的とした福祉施策です。

種類、適用区間は ①フリーパス証

①市バス・地下鉄敬老乗車証

市バス路線、市営地下鉄全線、岩倉・大原方面を運行する京都バス路線、山科・醍醐方面を運行する京阪バス路線、京北ふるさとバス路線、醍醐コミュニティバス路線に乗車できます。

※乗車できる京都バス、京阪バスには、車両の正面・乗降口に「敬老・福祉」と明示しています。

②民営バス敬老乗車証

バスの種類、路線、区間を指定します。

指定以外の路線や区間、他社のバスには乗車できません。

※市バスが運行していない地域等、特定の地域にお住まいの方にのみ、①、②両方の乗車証を交付します。

2 敬老バス回数券

市バスを含む9社の市内路線で共通利用できる共通券と、近鉄バスのみ利用できる単独券、醍醐コミュニティバスのみ利用できる単独券の3種類があります。

*「フリーパス証」と「敬老バス回数券」はどちらかを選択していただきます。

*「福祉乗車証」、「重度障害者タクシー利用券」及び「敬老乗車証」は重複して交付を受けられません。いずれか1つを選択していただきます。

利用できるのは

市内在住で、交付開始年齢^(※)に到達し、かつ、合計所得金額700万円未満の方

※交付開始年齢は、誕生日によって異なります。

生年月日	交付開始年齢
昭和27年10月1日まで	70歳
昭和27年10月2日～28年10月1日	71歳
昭和28年10月2日～29年10月1日	72歳
昭和29年10月2日～30年10月1日	73歳
昭和30年10月2日～31年10月1日	74歳
昭和31年10月2日以降	75歳

負担金について

①フリーパス証

階層区分		負担金額(年額)
生活保護受給者等		0円
市民税非課税		9,000円
市民税課税で、合計所得金額が	200万円未満	15,000円
	200万円以上400万円未満	30,000円
	400万円以上700万円未満	45,000円

※合計所得金額700万円以上の方は利用いただけません。

市バス・地下鉄共通全線定期券発売額(年額約20万円)の約5～20%

- ・合計所得金額とは税法上の用語で、前年の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。複数の種類の収入がある方は、それぞれに算出された額を合計した額が、合計所得金額となります。
- ・京都市市税条例により、税額の全部が免除されている場合は、非課税扱いになりません。
- ・4月以降に申請された場合、負担額は年額の2分の1になります。

②敬老バス回数券

選択した回数券綴りの合計額の半額(年間最大10,000円分、利用者負担は最大5,000円)
(半額は公費負担。ただし、生活保護受給者等は全額公費負担)。

種別	対象バス(市内路線のみ)	券種
共通券	市バス、京都バス、京阪バス、 京阪京都交通、阪急バス、 西日本JRバス、京都京阪バス、 ヤサカバス、京北ふるさとバス	9種類 (150円券×11枚、170円券×11枚、190円券×11枚) (210円券×11枚、220円券×11枚、230円券×11枚) (230円券×24枚、240円券×11枚、250円券×11枚)
単独券	近鉄バス	2種類(170円券×11枚、260円券×11枚)
	醍醐コミュニティバス	1種類(210円券×11枚)

※各券種の回数券綴り1冊当たりの金額は、10枚分(1冊)の金額。ただし、230円券×24枚綴りの1冊当たり金額は5,000円。

※共通券は、既存の「京都市域バス共通回数券」と同様、上表記載の9社で利用可。

※単独券は、各対象バスのみで利用可。

申請方法は 対象年齢に到達される月の前月下旬にお知らせを送付します。すでに交付対象であるが、敬老乗車証をお持ちでない方のうち、交付を希望される方は、敬老乗車証交付事務センターにお問い合わせください。

一斉更新は 乗車証の有効期限(9月末日)までに、更新のお知らせを送付します。

少しでもバスに乗られる方は、敬老バス回数券でお得に乗車できます！

令和5年10月から、従来のフリーパス証との選択制で、市内バス路線で利用できる敬老バス回数券を新設しています。

負担金の額ほどフリーパス証を利用されない方は、敬老バス回数券を選択いただくとお得です。

敬老バス回数券に有効期限はありません。1冊から申請できますので、自身のライフスタイルに合わせて、お選びください。

※交付を受けた本人のみ利用できます。

※申請は、1年に1回に限ります。

ご相談・お申込みは…

敬老乗車証交付事務センター 050-5443-6647へ

すこやかクラブ^{きょうと}京都^{ろうじん}(老人クラブ)

元気ですこやかに活動しよう!!

すこやかクラブ京都について(老人クラブの愛称です)

すこやかクラブ京都は、同じ地域に住む、おおむね60歳以上の高齢者が集まり、健康づくり・介護予防活動、友愛活動、奉仕活動等を通じて、「楽しく」「健康」で暮らす取組を行っています。現在、京都市内には、約840のクラブがあり、約44,000人が加入されています。

活動は 「生活を豊かにする楽しい活動」や「地域を豊かにする社会活動」など、地域ごとに多種多様な活動を行っています。
最近では、フレイル(虚弱)予防のため歩く習慣を身につけようと月1回のウォーキングに力を入れています。

地域レベルの取組

- (1) **趣味・文化活動**
グラウンド・ゴルフやペタンク等の各種スポーツ、社交ダンスやコーラス等の文化活動など
- (2) **健康づくり・介護予防**
体操、ウォーキングなど
- (3) **友愛・ボランティア活動**
一人暮らし高齢者や施設訪問、地域美化活動など

市域・区域レベルの取組

- (1) **趣味・文化活動**
すこやかクラブ京都主催のグラウンド・ゴルフやペタンク等の大会、活動発表会など
- (2) **健康づくり・介護予防**
すこやかクラブ京都主催のウォーキング活動、健康づくり教室など
- (3) **友愛・ボランティア活動**
二条城の清掃活動など

費用等 会費(クラブによって異なりますが年500円～1,200円程度)をご負担いただく必要があります。

すこやかクラブ京都会員募集中!!

すこやかクラブ京都では、健康で元気な高齢者を増やすことを目指して、地域・区域・市域で多様な活動を展開しています。仲間といっしょに「楽しく」健康づくりやボランティア活動などに取り組みませんか。
興味のある方は、お住まいの地域にあるクラブをご紹介しますので、以下の連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせは…

すこやかクラブ京都(京都市老人クラブ連合会)事務局…………… 354-8744へ
すこやかクラブ京都ホームページ URL▶ <http://kc-roren.sakura.ne.jp>
各区役所・支所健康長寿推進課地域支援担当 …… 電話番号▶ 96・97ページをご覧ください

ぜんこくけんこうふくしさい

全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手団派遣

せんしゅだん は けん

内 容 は 高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与するために毎年開催されている「全国健康福祉祭」へ、京都市から選手団を派遣しています(選手団の派遣に当たり、各競技団体等で予選会を開催しています。)

お問い合わせは…

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 …………… 746-7713へ

けんこうちやうじゅ

健康長寿サロン

内 容 は 地域の方等が主体となって、地域の集会所、空き家や商店街の空き店舗等を活用し、高齢者がお一人でも気軽に立ち寄れる通いの場です。
京都市では、健康長寿サロンの設置や運営に必要な費用の一部について、サロンを運営する地域の住民や団体に補助しています。
各地域のサロン情報については健康長寿企画課ホームページに掲載しています。



健康長寿サロン

で検索



補助金の概要は

- 1 施設改修費 20万円以内
(事前に担当職員が訪問し、改修予定箇所を確認させていただきます。)
- 2 備品購入費 5万円以内
- 3 運営費 1～7万円(実際の活動日数に応じて支給します。)

補助要件は

月2回以上、1回当たり2時間以上の活動を実施していること等
詳しくは、健康長寿企画課のホームページをご確認ください。



健康長寿サロン 補助金

で検索



お問い合わせは…

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課 …………… 746-7713へ

高齢者仲間づくり支援事業

- 内 容 は** 高齢者の趣味や同好のグループの設立や運営に関する相談に応じるとともに、サークル活動に必要な情報を集め、提供します。また、長寿すこやかセンターに登録していただいた高齢者のサークルについては、サークル概要等をホームページで発信しています。
- 利用できるのは** おおむね60歳以上の方や高齢者のサークル活動に関わる方 ※利用は無料です。

お問い合わせは…

長寿すこやかセンター 354-8741へ

老人福祉センター

- 内 容 は** 高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場所や機会を提供するとともに、生活・健康などの相談にも応じます。
- 利用できるのは** 60歳以上の方
- 開 所 時 間** 午前9時～午後5時
- 休 所 日** 日曜日、祝日、振替休日、12月29日～1月3日 ※利用は無料です。

お問い合わせは…

各老人福祉センター 電話番号▶100ページをご覧ください

老人保養センター

- 内 容 は** 高齢者の福祉の増進を図るため、保養の施設として設置しています。保養、集会及びレクリエーションのための場所や機会の提供、身体機能を維持するための訓練の実施、生活・健康などに関する相談を行っています。
- 利用できるのは** 60歳以上の方
- 開 所 時 間** 午前9時～午後5時(入浴時間は午前9時～午後3時まで)
- 休 所 日** 12月27日～1月5日
- 利 用 料** 1人1回250円(団体30人以上の場合は、1人1回100円)

お問い合わせは…

老人保養センター(伏見区石田西ノ坪1-2) 571-7500へ

シルバー人材センター じんざい

内 容 は 就業を通して、生きがいの充実や社会参加を図るとともに、働く意欲のある方の労働能力を活用し、追加的収入を得るために、高齢者に適した臨時的、短期的、その他軽易な就業を紹介します。

入会できるのは 60歳以上の方(入会説明会に出席された方)

入 会 手 順 お住いの行政区の担当事務所で毎週金曜日午前10時から実施^(※)される入会説明会に出席いただいた後、入会手続き(受付時間 午前9時～午前11時30分・午後1時～午後4時30分)を行ってください。

※祝日、その他休日及び12月29日～1月3日を除く

お問い合わせは…

京都市シルバー人材センター

- ・本部(中京区西ノ京東中合町2番地) 821-2013へ
(中京区、下京区、南区、右京区、西京区にお住まいの方)
- ・東部支部(伏見区醍醐高畑町30番地1 パセオ・ダイゴロー西館2階) ... 575-2575へ
(東山区、山科区、伏見区にお住まいの方)
- ・北部支部(北区小山西大野町22番地1) 411-0859へ
(北区、上京区、左京区にお住まいの方)

京都市シルバー人材センターホームページURL ▶ <http://www.kyoto-silver.or.jp/>

くた 久多いきいきセンター

内 容 は 高齢者の福祉の増進を図るため、健康づくりや地域福祉活動のための施設として設置しています。

利用できるのは 60歳以上の方

開 所 時 間 午前9時～午後5時

休 所 日 土・日曜日、祝日、振替休日、12月29日～1月3日

※利用は無料です。積雪等のため、休所する場合があります。

お問い合わせは…

久多いきいきセンター(左京区久多下の町203) 748-2775へ

ボランティア活動 かつどう

高齢者を支えるボランティア活動の輪を広げましょう。

ボランティア活動は 自分の意思で、お互いの喜びのために、無理なく行うものです。
福祉施設や病院、地域社会などにおいて、手助けを必要とする高齢者や家族に対し、様々な支援活動が行われています。

お問い合わせは…

京都市福祉ボランティアセンター 354-8735へ
各区社会福祉協議会(区ボランティアセンター) ... 電話番号▶100ページをご覧ください
京都ボランティア協会 354-8714へ

ち え 知恵シルバーセンター

- 内 容 は** 知恵や経験・技能等をボランティアとしていかしてみたいシニアの団体情報を「知恵シルバーセンター」に登録していただき、その情報をインターネットを通じて広く提供します。また、活動を依頼したい福祉施設や地域の団体からの相談に応じ、活動団体の調整を行います。
- 登録できるのは** 京都市内に活動拠点を置く、おおむね60歳以上の方を主たる構成員とし、団体の持つ知識・特技等を原則無償で提供できる団体
- 依頼できるのは** 京都市内の地域の団体や施設の方(営利、政治、宗教を目的としないこと)
- 利 用 料** 無料(ただし、活動に必要な材料や交通費などの実費は、双方で調整し、依頼者に負担いただく場合があります。)

お問い合わせは…

知恵シルバーセンター(長寿すこやかセンター内) …………… 354-8741へ
(各区社会福祉協議会・各老人福祉センターでも申請・依頼相談を行っております。)

に じょうじょう どうぶつえん び じゅつかんとう し せつ む りょうにゅうじょう 二条城・動物園・美術館等施設の無料入場

- 内 容 は** 京都市内に住む満70歳以上の方は次の施設に無料で入場していただけます。各施設の窓口で、住所・氏名・生年月日のわかる公的な証書など[健康保険証、介護保険証、敬老乗車証(敬老バス回数券の場合は、表紙部分)など]を提示してください。
- 対 象 施 設**
- 元離宮二条城[入城料・二の丸御殿観覧料・二条城障壁画 展示収蔵館入館料・本丸御殿観覧料(ただし令和6年9月～、要事前予約)]
 - 京都市動物園
 - 京都市京セラ美術館(京都市美術館)、京都市美術館別館(コレクションルーム、一般貸館展のうち主催者の協力が得られた展覧会等)
 - 無鄰菴
 - 岩倉具視幽棲旧宅
 - 旧三井家下鴨別邸
 - 京都伝統産業ミュージアム

お問い合わせは…

元離宮二条城……………	841-0096へ
京都市動物園……………	771-0210へ
京都市京セラ美術館(京都市美術館)、京都市美術館別館……………	771-4334へ
無鄰菴……………	771-3909へ
岩倉具視幽棲旧宅……………	781-7984へ
旧三井家下鴨別邸……………	366-4321へ
京都伝統産業ミュージアム……………	762-2670へ

ち い き さ さ あ か つ ど う そ う し ゅ つ じ ぎ ょ う せ い か つ し え ん た い せ い せ い び じ ぎ ょ う
地域支え合い活動創出事業(生活支援体制整備事業)

京都市では、地域の住民団体、ボランティア団体や民間企業等の多様な主体が協力し合い、介護保険や医療保険といった制度では対応できない多様な生活支援ニーズに応える支え合いの地域づくりを進めています。高齢者の生活支援サービスの充実に向けて、皆様の地域ではどのような支え合いが必要でしょうか。地域づくりについて「**地域支え合い活動創出コーディネーター**」と一緒に考えてみませんか。詳しくは、各区の地域支え合い活動創出コーディネーターにお尋ねください。

「地域支え合い活動創出 コーディネーター」とは

地域で高齢者を支えていくために必要な生活支援サービスの創出や担い手の養成、ネットワークの構築を目的として、各区社会福祉協議会に配置しています。地域支え合い活動創出コーディネーターは、掃除や買物などの家事支援や見守り、健康長寿サロンなどの「生活支援サービス」の充実に取り組み、それぞれの地域で高齢者が安心して暮らしていける仕組みを作っていくお手伝いをします。

地域支え合い活動
入門講座

高齢者向けのボランティア等を希望される方に対して、生活支援に関する基本的な知識や、実際に何らかの活動を始めるために役立つ情報を提供する講座を、各区の地域支え合い活動創出コーディネーターが実施します。併せて、ボランティア活動の参加に向けた相談も行います。ご自身の力を「支え合い」に活かしたい方、これからボランティアを始めてみたい方など、お気軽にご相談ください。

地域支え合い活動
調整会議

生活支援サービスの創出に向けて、地域の住民団体、ボランティア団体や民間企業等の多様な主体が参加し、生活支援ニーズや資源等の情報共有や、具体的に取組を進める協議を行います。



お問い合わせは…

各区地域支え合い活動創出事業コーディネーター

コーディネーターを配置している各区社会福祉協議会(京北事務所を除く) …100ページをご覧ください

ねんきんせいど 年金制度

国民年金制度とは、老齢・障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、それによって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的として作られた制度です。

老齢基礎年金

国民年金保険料を納めた期間等が原則として10年以上ある人が、65歳になってから受けられます。

老齢厚生年金

厚生年金の被保険者期間があつて、老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たした方が65歳になったときに、老齢基礎年金に上乗せして老齢厚生年金が支給されます。ただし、当分の間は、60歳以上で、次の条件（①老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たしている、②厚生年金の被保険者期間が1年以上ある）を満たす方には、65歳になるまで、特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

※60歳から65歳までの特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は、生年月日により異なりますので、次ページの各年金事務所までお問い合わせください。

※その他、年金給付には、病気やけがで障害が残ったときに受けられる年金や遺族が受けられる年金があります。詳しくは、年金事務所や区役所・支所の保険年金課、京北出張所保健福祉第一担当にご相談ください。

年金受給者の各種届出

●届出を忘れたり、遅れたりすると年金の支給月がきても年金を受けとれないことがあります。

届出は忘れず行いましょう。

①支払いを受ける金融機関を変更するとき	「年金受給権者受取機関変更届」を提出します。
②年金証書を汚したり、なくしたとき	「年金証書再交付申請書」を提出します。
③死亡した方に支払われるはずであった未払いの年金があるとき	「未支給年金・未支払給付金請求書」を提出します。

※各種届出書は年金事務所、区役所・支所の保険年金課、京北出張所保健福祉第一担当にあります。

※①、②は年金事務所です手続きをしてください。

※③は受けられていた年金の種類により提出先が異なりますので、事前に年金事務所、区役所・支所の保険年金課、京北出張所保健福祉第一担当、共済組合にお尋ねください。

年金の相談

●加入していた年金制度によって相談先が異なります。

加入していた年金制度	相談先
国民年金第1号被保険者期間のみの方	お住まいの区の区役所・支所の保険年金課、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当、又は年金事務所、年金相談センター
国民年金第3号被保険者期間のある方	年金事務所、年金相談センター
国民年金と厚生年金に加入していた方	
厚生年金に加入していた方	

※日本年金機構ねんきんダイヤル 0570-05-1165 050で始まる電話は 03-6700-1165

年金事務所の所在

名 称	住 所	担当地域	電 話
上京年金事務所	〒603-8522 北区小山西花池町1-1 サンシャインビル2-3階	北区・上京区・左京区	415-1165
中京年金事務所	〒604-0902 中京区土手町通竹屋町下る 鉾田町287	中京区・東山区・山科区	251-1165
下京年金事務所	〒600-8154 下京区間之町通下珠数屋町上る 榎木町308	下京区・南区	341-1165
京都南年金事務所	〒612-8558 伏見区竹田七瀬川町8-1	伏見区・宇治市・城陽市・ 八幡市・京田辺市・木津川市・ 久世郡・綴喜郡・相楽郡	644-1165
京都西年金事務所	〒615-8511 右京区西京極南大入町81	右京区・西京区・亀岡市・ 向日市・長岡京市・南丹市・ 乙訓郡・船井郡	323-1170

各区役所・支所保険年金課又は京北出張所保健福祉第一担当 …………… 電話番号▶ 96・97ページをご覧ください

障害者控除対象者認定書の発行

内 容 は 障害者手帳をお持ちでない方でも、介護保険の要介護認定を受けられた65歳以上の方で、「寝たきり状態にある高齢者」や「認知症のある高齢者」等、身体障害者手帳及び療育手帳をお持ちである方と同程度の状態にあると認められる方は、申請に基づき福祉事務所長が発行する「障害者控除対象者認定書」により税の控除を受けることができます。

お問い合わせは…

各区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当又は京北出張所保健福祉第一担当
……………電話番号▶ 96・97ページをご覧ください

高齢外国籍市民福祉給付金

内 容 は 日本国籍を有しないため国民年金に加入することができなかった高齢外国籍市民に対して、福祉の向上を図るため、給付金を支給します。

対 象 と な る 方 は

- ①大正15年4月1日以前に出生し、昭和57年1月1日以前から日本国内で外国人登録を行っている方で、現在、京都市内において永住又は特別永住資格により外国人登録を行っている方
- ②大正15年4月1日以前に出生し、昭和57年1月1日以前に外国人登録を行っていた方で、昭和57年1月2日以降に日本国籍を取得し、現在、京都市において住民登録を行っている方

支 給 額 は 月額17,000円
※支給制限があります。

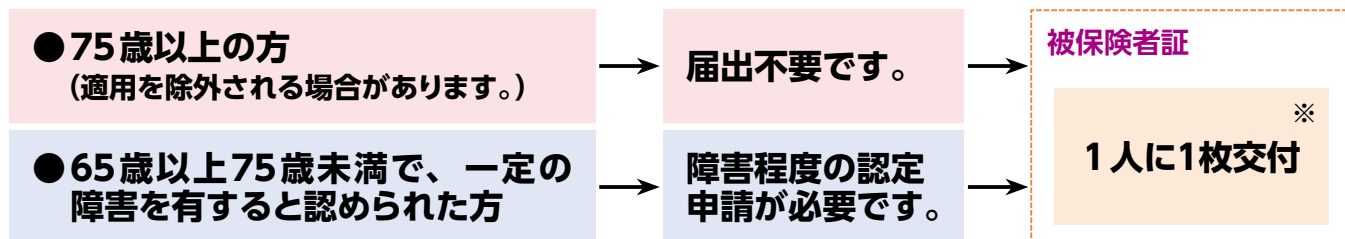
ご相談お申込みは…

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 …………… 213-5871へ

後期高齢者医療制度

加入者

加入等手続き



※令和6年12月2日以降は原則マイナ保険証をご使用いただくことになり、被保険者証の交付はありません。マイナ保険証をお持ちの方は「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証による資格確認を受けることができない状況の方は「資格確認書」を交付します。

保険料[令和6、7年度]

保険料の納付方法

均等割	56,340円(※1)	→	特別徴収	年金からの引落とし
所得割	(総所得金額等－基礎控除額)×0.1095(※2)		又は	
保険料	上記の合計額 [上限 R6:73万円(※3) R7:80万円]		普通徴収	納付書による金融機関窓口納付 口座振替による納付 (申込みが必要です。)

※1 所得の低い方は、世帯(被保険者全員と世帯主)の所得に応じて、保険料の均等割額の軽減措置があります。

※2 所得が一定以下の方は、令和6年度に限り、所得割率は0.1011になります。

※3 令和6年度に75歳に到達された方は、令和6年度も上限は80万円になります。

療養の給付と負担割合

病気やケガをしたときは、医療機関等に一部負担金を支払い、治療を受けます。

現役並みの所得の方	3割
一定以上の所得・収入の方	2割
上記以外の方	1割

〈現役並みの所得の方とは〉

世帯内に、市民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる方です。

ただし、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその世帯に属する被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下の場合を除きます。

また、世帯内の被保険者の収入金額(必要経費等の控除前の金額)の合計によっては、負担割合が1割または2割になる場合があります。

〈一定以上の所得・収入の方とは〉

世帯内に1人でも住民税課税所得が28万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方で、

- ・世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者が1人の場合
年金収入+その他の合計所得金額(※)の合計額が200万円以上の方
- ・世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上いる場合
年金収入+その他の合計所得金額(※)の合計額が320万円以上の方

※必要経費や給与所得控除等を差し引き後、基礎控除や社会保険料控除等の控除をする前の金額

①入院時の食事代等	入院した場合は食事代(療養病床の場合は食事代と居住費)の標準負担額を支払うことで、食事療養等が受けられます。
②訪問看護療養費	在宅医療を受ける必要があると医師が認めたときは、費用の一部を負担するだけで訪問看護ステーションを利用できます。
③療養費	やむを得ず保険証を提示できずに医療機関に医療費の全額を支払ったとき等は、一部負担金を除いた額(療養費)が支給されます。
④移送費	傷病により、移動不能な患者を、傷病の治療が行える医療機関へ緊急移送した場合で、緊急やむを得ないと後期高齢者医療広域連合が認めたときに、支給されます(通院や患者等都合による転院は非該当)。
⑤高額療養費	1か月間に医療機関等へ支払った一部負担金が、一定の額を超える場合に支給されます。
⑥高額介護合算療養費	後期高齢者医療の一部負担金と、介護サービス利用負担金の合計が一定の額を超えた場合に支給されます(算定期間は、8月～翌7月の1年間)。
⑦葬祭費	被保険者がお亡くなりになったときに、葬祭を行った方に支給されます。
①は市民税非課税世帯の場合、食事代の減額制度があるので事前に申請してください。 詳しくは、区役所・支所保険年金課又は京北出張所保健福祉第一担当にお問い合わせください。	

京都市の福祉医療制度

重度心身障害者医療費支給制度

右の①～⑤のいずれかに該当する健康保険加入者の方が保険による医療を受けるときは、一部負担金(食事代・居住費等は除く。)を助成します(所得制限あり。65歳以上の後期高齢者医療被保険者は除く。)

重度障害老人健康管理費支給制度

右の①～⑤のいずれかに該当する方が後期高齢者医療を受けるときは、一部負担金相当額(食事代・居住費等は除く。)を助成します(所得制限あり)。

老人医療費支給制度

医療保険に加入している65歳以上70歳未満で、所得税が課せられていない世帯の方(※)は、一部負担金が2割(一定以上所得者世帯の方は3割)で医療を受けられます。

また、医療機関窓口で支払った一部負担金が自己負担限度額を超えたときは、申請によりその超えた額が後日支給されます(領収書などが必要です。)

入院時の食事代等は支給対象外です。

※所得判定については、別住所であっても配偶者や生計維持関係にある方は、判定の対象となります。

- ① 1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ② 知能指数が35以下と判定された方(療育手帳A判定)
 - ③ 3級の身体障害者手帳の交付を受けている方で、かつ、知能指数が50以下と判定された方(療育手帳A判定相当)
 - ④ 1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - ⑤ 2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、かつ、次のいずれかに該当する方
 - ・直近の認定で1級から2級に変更になった。
 - ・3級の身体障害者手帳の交付を受けている。
 - ・知能指数が50以下と判定された。
- ※④及び⑤は、令和6年8月から対象になる予定です。

各特例制度・支給制度の適用を受けるには、あらかじめ申請をして受給者証や認定シールなどの交付を受ける必要があります。

後期高齢者医療制度・重度障害老人健康管理費支給制度は、
各区役所・支所保険年金課、京北出張所保健福祉第一担当

老人医療費支給制度は、

各区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北出張所保健福祉第一担当

重度心身障害者医療費支給制度は、

各区役所・支所障害保健福祉課、京北出張所保健福祉第一担当

.....電話番号▶ 96・97ページをご覧ください

ご相談・お申込みは...

すまいの相談

京 安心すまいセンターにおいて、すまいに関する様々なご相談に、電話や面談で対応します。また、不動産売買、住宅のリフォーム工事などの事業者選び、高齢者向きの賃貸住宅の情報など個々の相談者に応じたアドバイスを行っています。

一般相談… すまいに関する一般的な相談に、電話や面談で応じます。

(ご来館の場合は事前にご連絡ください。)

専門相談… 専門的な知識が必要な相談(建築、法律、不動産、分譲マンション)に、専門家が面談で応じます。

(事前予約制、日曜日に実施)

※開催日、時間などは分野により異なります。

お問い合わせ・
ご相談・お申込みは…

京 安心すまいセンター …………… TEL:744-1635 FAX:744-1637
受付時間:休館日(毎週水曜日、毎月第3火曜日、祝日、年末年始)を除く午前9時半から午後5時まで
場 所:〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1
ひと・まち交流館京都 地下1階
【バス】市バス4、7、205系統「河原町正面」
【電車】京阪電車「清水五条」駅徒歩8分、地下鉄烏丸線「五条」駅徒歩10分

居住支援法人

制度の内容は 高齢者等の住宅の確保に配慮が必要な方が、民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、住宅情報の提供・相談、見守りなどを行う法人です。

高齢者等がご自身で賃貸住宅を探すのが難しいときに、相談をすることができます。

相談先を探すには 京都市すこやか住宅ネット(<https://www.kyoto-sjn.jp/supporter/list>)で居住支援法人を探すことができます。

お問い合わせは…

インターネットを使うことができないなど、相談先を探すのが難しい方は、
京 安心すまいセンター(京都市すこやか住宅ネット事務局)…………… 744-1315へ

空き家化予防のための講座[住まいの将来を考えるおしかけ講座]

地域の皆さんの集まり(概ね5名以上)に、司法書士や地域の空き家相談員といった専門家と京都市職員がお伺いし、空き家の発生予防につながる相続等に関するミニ講座を開催します。

講座テーマ 以下の4つのテーマからお選びください。

- 住まいの将来を考える基礎講座(司法書士)
- 基本の登記簿講座(司法書士)
- 遺言書・エンディングノート作成のススメ(司法書士)
- 空き家で困らないためにいま準備すること(地域の空き家相談員)

所要時間 20分～60分程度

開催日時 申込日から1か月後以降の日付で、ご希望をもとに決定します。

場 所 京都市内であればどこへでもお伺いします。

※オンライン実施も調整可能です。

受講料 無料(ただし会場代は申込者負担)



ご相談・お申込みは…

京都市空き家相談窓口(都市計画局住宅室住宅政策課内)…………… 231-2323へ

京町家と木造住宅の耐震・防火改修補助

「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業

耐震改修工事又は防火改修工事の費用の一部を助成します。(工事毎に上限あり)

- 対象となる住宅**
- ①昭和25年11月22日以前に着工された京町家
 - ②昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅

このほか、ご自宅に京都市登録の耐震診断士を派遣して、建物の耐震性を診断する制度(無料)や、京町家の耐震改修計画を作成する制度(自己負担2万円)があります。

ご相談・お申込みは…

京安心すまいセンター 耐震・省エネ担当 744-1631へ

住宅金融支援機構のリフォーム融資(高齢者向け返済特例)

内 容 は 満60歳以上の方が、ご自分が居住する住宅に、「部分的バリアフリー工事、ヒートショック対策工事、耐震改修工事」のいずれかを含むリフォーム工事を行う場合に受けられる融資です。
※併せて実施する改築工事等も融資対象となります。

高齢者向け返済特例とは 毎月のお支払を利息のみとし、元金は、申込人(連帯債務者を含む)全員がお亡くなりになられたときに、相続人の方から融資住宅及び敷地の売却、自己資金等により一括してご返済いただく返済方法です。これにより、通常の返済方法(元利均等返済、元金均等返済)と比べて、月々のご負担を低く抑えられます。

※耐震改修工事を行う場合は、通常の返済方法(元利均等返済、元金均等返済)もご選択いただけます(原則満79歳未満の方)。

※ご融資条件の詳細は、以下のお問い合わせ先又は住宅金融支援機構ホームページ(<https://www.jhf.go.jp>)でご確認ください。

ご相談・制度の
お問い合わせは…

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-0860-35へ
住宅金融支援機構 近畿支店 06-6281-9261へ

空き家の利活用に関する相談

京都市では、空き家の活用・流通を促進するため、無料の支援制度を設けています。

○空き家相談員による不動産無料相談会

区役所・支所を会場として、市の研修を受けた「地域の空き家相談員」が相談に応じます。

○空き家活用・流通支援専門家派遣制度

空き家の現地で地域の空き家相談員と建築士に、具体的な相談ができます。

地域の空き家相談員
空き家について気軽に
相談できるまちの
不動産屋さんです。



ご相談・制度の
お問い合わせは…

京都市空き家相談窓口(都市計画局住宅室住宅政策課内) 231-2323へ

高齢者向け優良賃貸住宅

一覧▶105ページ

制度の内容は 手すりの設置や段差の解消等のバリアフリー化や、緊急時における対応サービスがなされた高齢者向けの民間賃貸住宅で、より安全で快適な生活を送ることができます。また、入居者の所得に応じて、国と京都市から事業者之家賃の補助がありますので、所得一定額以下の入居者は、市場家賃よりも低額な家賃で入居することができます。

入居できるのは 京都市内にお住まいの60歳以上の単身・夫婦世帯の方など

- 主な入居条件**
- ・身元引受人を確保できる方
 - ・保証会社による保証を受けることができる方
 - ・自立生活ができる方(介護認定の有無は問いません。)
 - ・京都市の市民税を滞納していない方
 - ・京都市の市営住宅の家賃を滞納していない方

ご相談・制度の
お問い合わせは…

都市計画局住宅室住宅政策課…………… 222-3666へ

ご入居のお申込みは…

京都市住宅供給公社 事業部 賃貸住宅課 …………… 257-4707へ

シニア^{じゅうたく}住宅

一覧▶105ページ

制度の内容は バリアフリー化、緊急通報装置の設置など、高齢者に配慮された京都市住宅供給公社が運営する高齢者向けの賃貸マンションです。自立した日常生活が送れることに加え、必要があれば配食やフロントスタッフによる安否確認などのサービスも受けられます。福祉サービスは外部の事業所を自由に選択できます。

入居できるのは 概ね55歳以上の単身・夫婦・親子世帯の方など

- 主な入居条件**
- ・身元引受人を確保できる方
 - ・保証会社による保証を受けることができる方
 - ・自立生活ができる方(介護認定の有無は問いません。)

ご相談・お申込みは…

京都市住宅供給公社 ジュネット京都・久我の杜 …………… 921-1165へ

サービス付き^{つ こうれいしゃむ じゅうたく}高齢者向け住宅

一覧▶106・107ページ

制度の内容は 手すりの設置や段差の解消などバリアフリーに配慮された高齢者向けの民間賃貸住宅で、日中常駐するケアの専門家が、高齢者に安心して暮らしていただけるよう見守りサービスを提供し、生活上の相談にお応えします。

物件によっては、食事の提供や入浴の介護などのサービスもあります。

入居できるのは 単身高齢者、高齢者とその同居人(「高齢者」とは、60歳以上の方又は要介護認定もしくは要支援認定を受けている60歳未満の方をいいます。)

住宅を探すには サービス付き高齢者向け 都市計画局住宅室住宅政策課で「サービス付き高齢者
住宅登録簿の閲覧 向け住宅登録簿」を閲覧できます。

インターネット 「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」の
ホームページで登録住宅の情報を閲覧できます。

ご相談・制度の
お問い合わせは…

都市計画局住宅室住宅政策課…………… 222-3666へ

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課 …………… 213-5871へ

すこやか賃貸住宅・すこやか賃貸住宅協力店

制度の内容は 高齢であることや障害があることを理由に入居を拒まない賃貸住宅（すこやか賃貸住宅）と高齢者や障害者の住まい探しに協力いただく仲介業者（すこやか賃貸住宅協力店）です。

入居できるのは 住宅により様々です。
高齢や障害を理由に入居を拒まれることはありませんが、家賃を支払うことができ、原則、自立した生活を営める方が対象です。

住宅や協力店を探すには 情報提供窓口 各高齢サポート窓口及び京安心すまいセンター
インターネットでの検索 京都市すこやか住宅ネットのホームページ
(<https://www.kyoto-sjn.jp/>)で、「すこやか賃貸住宅」及び「すこやか賃貸住宅協力店」を検索することができます。

お問い合わせは…

京安心すまいセンター（京都市すこやか住宅ネット事務局）…………… 744-1315へ

高齢者すまい・生活支援事業

制度の内容は 空き家等を活用し、実施地域内の低廉な民間賃貸住宅への入居支援等と、社会福祉法人による定期的な安否確認等のサービスを一体的に提供する事業です。

対象となる方は おおむね65歳以上の一人暮らしの方等で、地域での継続的な生活の確保に向けて見守り・生活相談等の支援を必要としていて、住み替えを希望している方

利用料について 家賃・共益費等の他、以下の見守りサービス利用料が別途必要です。

区分	利用料(月額)
生活保護・本人市民税非課税	0円
本人市民税課税	1,500円

※家賃・共益費等は別途必要です。

お問い合わせは…

実施地域		法人名	拠点施設	電話番号
区	学区			
北 区	楽只、柏野、紫野	(福)京都福祉サービス協会	高齢者福祉施設 紫野	494-3346
	紫竹、大宮、待鳳	(福)リガーレ暮らしの架け橋	地域密着型総合ケアセンター きたおおじ	366-8025
上京区	翔鸞、乾隆、嘉楽、正親	(福)北野健寿会	特別養護老人ホーム 西陣憩いの郷	431-1513
左京区	全域	(福)市原寮	市原寮	741-2102
東山区	清水、六原、修道、貞教、一橋、月輪、今熊野	(福)洛東園	洛東園	561-1171
山科区	全域	(福)同和園	同和園	571-0010
南 区	祥栄、吉祥院、祥豊、唐橋	(福)清和園	特別養護老人ホーム 吉祥ホーム	682-8152
	山王、九条、九条弘道、九条塔南、陶化、東和、上鳥羽	(福)こころの家族	特別養護老人ホーム 故郷の家・京都	691-4448
右京区	水尾、宕陰、嵯峨、広沢、高雄、宇多野、御室、花園	(福)健光園	高齢者福祉総合施設 健光園	881-0403
	嵐山、嵯峨野、常盤野、太秦、南太秦	(福)嵐山寮	嵐山寮	366-3603
伏見区	稲荷、砂川、藤ノ森、藤城、深草、板橋、住吉、桃山、竹田	(福)京都老人福祉協会	京都老人ホーム	641-6622
	久我、久我の杜、羽束師、横大路	(福)京都福祉サービス協会	高齢者福祉施設 久我の杜	931-8001
	北醍醐、醍醐西、醍醐、池田、池田東	(福)同和園	同和園	571-0010

ご注意
ください

とくしゅ さ ぎ ひ が い た は つ 京都市内で特殊詐欺被害が多発!

被害に遭わないために簡単にできることから対策を始めませんか!

「家族の絆」作戦

普段から家族で連絡を取り合うなど日頃から「家族の絆」を深めましょう!

固定電話大作戦

防犯機能(警告メッセージ、通話録音等)付き電話機で詐欺電話を撃退! 家の電話を常に留守電にしておくのも効果的!



京都市安心安全キャラクター
「くらしあんぜんクン・くらしあんしんクン」

注意! 会話の中で次のキーワードが出れば、それは詐欺!!

オレオレ詐欺のキーワード

「携帯電話の番号が変わった」
「同僚(上司)がお金を取りに行く」

- ▶ すぐに電話を切って家族や警察に相談しましょう。
- ▶ 家族で「合い言葉」等の約束事を作っておきましょう。

架空料金詐欺のキーワード

「有料サイトの料金が未払い」
「法令違反」「名義貸しは違法」

- ▶ 「現金を送れ」「電子マネーを買ってIDを教えて」は詐欺です。

還付金詐欺のキーワード

「還付金がある」
「ATMコーナーに行ってほしい」

- ▶ ATMを操作して、還付金が戻ることはありません。

預貯金詐欺のキーワード

「キャッシュカードを預かります」
「暗証番号を教えてください」

- ▶ 相手にキャッシュカードを預けたり、暗証番号を教えたりしないでください。

電話での
お金の要求は
詐欺!!

⇒上記キーワード等を含む、不審な電話には要注意!

特殊詐欺に関するお問い合わせ

京都府警察本部刑事部捜査第四課特殊詐欺対策室 451-9111

文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課 222-3193

ご注意
ください

高齢者の交通死亡事故が多発しています!!

令和5年中に京都市内で発生した交通事故による死者数27人のうち、約6割の16人が65歳以上の高齢者の方でした。交通事故にあわないためにも、特に次のことに注意しましょう。

①道路横断中は 要注意!

道路横断中の高齢者の交通事故が多発しています。

- ◎遠回りになっても、必ず横断歩道や信号機のあるところを横断しましょう。

②暗くなったら 要注意!

暗くなるとドライバーの目に留まりにくくなるため危険です。

- ◎出かけるときは、白っぽい色の服装を心掛けましょう。
- ◎ドライバーが発見しやすいように、反射材を身につけましょう。

③自宅の近くも 要注意!

高齢者の交通死亡事故の多くは自宅から500メートル以内で発生しています。

- ◎歩き慣れた自宅の近くでも油断せずに、しっかり安全を確認しましょう。

④ご自身の運転を 振り返りましょう!

近年、高齢ドライバーが関係する交通事故は、全事故の約3割を占めています。

- ◎身体機能の変化により運転に不安を感じたときは、運転免許証の自主返納やサポートカーの利用を検討しましょう。

文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課 222-3193

相談先・ 施設一覧

困ったこと、
わからないことは、
まずお気軽に
ご相談を

介護保険事業者情報については、この冊子に掲載している他、事業者情報をまとめた介護サービス事業者ガイドブック「ハートページ」をご覧ください。

その他、参考となる情報を53ページで紹介しています。

相談先・施設等一覧

— 困ったこと、わからないことは、まずお気軽にご相談を—

(令和6年4月1日現在)

介護認定・給付・サービスに関する問合せ先

京都市介護認定給付事務センター

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビルディング2階
TEL 075-708-7711

区役所・支所(保健福祉センター)

	名 称	電 話	〒	所在地
北区役所 432-1181(代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	432-1438	603-8511 北区紫野東御所田町33-1 (北区総合庁舎内)
		地域支援担当	432-1306	
		高齢介護保険担当	432-1364	
	生活福祉課		432-1309	603-8165 北区紫野西御所田町56 (北区総合庁舎西庁舎内)
	障害保健福祉課		432-1285	
	保険年金課		432-1257	603-8511 北区紫野東御所田町33-1 (北区総合庁舎内)
上京区役所 441-0111(代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	441-2872	602-8511 上京区今出川通室町西入 堀出シ町285 (上京区総合庁舎内)
		地域支援担当	441-2871	
		高齢介護保険担当	441-5106	
	生活福祉課		441-5102	
	障害保健福祉課		441-5121	
	保険年金課		441-5130	
左京区役所 702-1000(代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	702-1219	606-8511 左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2 (左京区総合庁舎内)
		地域支援担当	702-1064	
		高齢介護保険担当	702-1069	
	生活福祉課		702-1065	
	障害保健福祉課		702-1131	
	保険年金課		702-1168	
中京区役所 812-0061(代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	812-2544	604-8588 中京区西堀川通御池下る 西三坊堀川町521 (中京区総合庁舎内)
		地域支援担当	812-2534	
		高齢介護保険担当	812-2566	
	生活福祉課		812-2531	
	障害保健福祉課		812-2594	
	保険年金課		812-2583	
東山区役所 561-1191(代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	561-9128	605-8511 東山区清水5丁目130-6 (東山区総合庁舎北館内)
		地域支援担当	561-9127	605-0862 東山区清水5丁目130-8 (東山区総合庁舎南館内)
		高齢介護保険担当	561-9187	
	生活福祉課		561-9181	605-8511 東山区清水5丁目130-6 (東山区総合庁舎北館内)
	障害保健福祉課		561-9130	
	保険年金課		561-9197	
山科区役所 592-3050(代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	592-3222	607-8511 山科区柳辻池尻町14-2 (山科区総合庁舎内)
		地域支援担当	592-3214	
		高齢介護保険担当	592-3290	
	生活福祉課		592-3215	
	障害保健福祉課		592-3479	
	保険年金課		592-3105	

	名 称		電 話	〒	所在地
下京区役所 371-7101 (代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	371-7292	600-8588	下京区西洞院通塩小路上る 東塩小路町608-8 (下京区総合庁舎内)
		地域支援担当	371-7214		
		高齢介護保険担当	371-7228		
	生活福祉課		371-7215		
	障害保健福祉課		371-7217		
	保険年金課		371-7252		
南区役所 681-3111 (代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	681-3573	601-8511	南区西九条南田町 1-3 (南区総合庁舎内)
		地域支援担当	681-3167		
		高齢介護保険担当	681-3296	601-8441	南区西九条南田町 1-2
	生活福祉課		681-3168		
	障害保健福祉課		681-3282	601-8511	南区西九条南田町 1-3 (南区総合庁舎内)
	保険年金課		681-3328		
右京区役所 861-1101 (代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	861-2177	616-8511	右京区太秦下刑部町 12 (SANSO 右京 右京区総合庁舎内)
		地域支援担当	861-1404		
		高齢介護保険担当	861-1416		
	生活福祉課		861-1410		
	障害保健福祉課		861-1451		
	保険年金課		861-2032		
右京区役所京北出張所 ※京北地域にお住まいの方 852-0300 (代)	保健福祉第一担当		852-1815	601-0292	右京区京北周山町 上寺田 1-1
	保健福祉第二担当		852-1816		
西京区役所 381-7121 (代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	381-7643	615-8522	西京区上桂森下町 25-1 (西京区総合庁舎内)
		地域支援担当	748-9092		
		高齢介護保険担当	381-7638		
	生活福祉課		381-7642		
	障害保健福祉課		381-7666		
	保険年金課		381-7406		
洛西支所 332-8111 (代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	332-8140	610-1198	西京区大原野東境谷町 2丁目 1-2 (洛西総合庁舎内)
		地域支援担当	323-7245		
		高齢介護保険担当	332-9274		
	生活福祉課		332-9194		
	障害保健福祉課		332-9275		
	保険年金課		332-9297		
伏見区役所 611-1101 (代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	611-1162	612-8511	伏見区鷹匠町 39-2 (伏見区総合庁舎内)
		地域支援担当	611-2268		
		高齢介護保険担当	611-2278		
	生活福祉課		611-2269		
	障害保健福祉課		611-2392		
	保険年金課		611-1864		
深草支所 642-3101 (代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	642-3876	612-0861	伏見区深草向畑町 93-1 (深草総合庁舎内)
		地域支援担当	642-3494		
		高齢介護保険担当	642-3603		
	生活福祉課		642-3493		
	障害保健福祉課		642-3574		
	保険年金課		642-3809		
醍醐支所 571-0003 (代)	健康長寿推進課	健康長寿推進担当	571-6747	601-1366	伏見区醍醐大構町 28 (醍醐総合庁舎内)
		地域支援担当	571-6144		
		高齢介護保険担当	571-6471		
	生活福祉課		571-6199		
	障害保健福祉課		571-6372		
	保険年金課		571-6568		



高齢サポート(地域包括支援センター)

▶7ページもご覧ください

高齢サポート名	〒 所在地	担当地域(学区)	電 話	FAX番号
原 谷	603-8345 北区平野八丁柳町66-3	小野郷、中川、鷹峯、金閣、衣笠、大將軍	463-1686	467-9636
紫 竹	603-8206 北区紫竹西南町65-34	大宮、紫竹、待鳳	495-6638	495-6660
鳳 徳	603-8145 北区小山堀池町10 レスポアール紫明102	鳳徳、紫明、出雲路	223-3511	223-3512
柊 野	603-8033 北区上賀茂馬ノ目町10-1	雲ヶ畑、柊野、上賀茂、元町	712-8621	711-2880
紫 野	603-8233 北区紫野西野町15	楽只、柏野、紫野	494-3346	493-5699
乾 隆	602-8304 上京区千本通上立売上る作庵町504	乾隆、嘉楽、正親、翔鸞	432-8677	432-8128
小 川	602-0951 上京区小川通今出川下る 西入東今町375	待賢、小川、中立、滋野、京極、春日	415-8866	415-8835
仁 和	602-8377 上京区御前通一条下る東堅町132-1	仁和、出水	465-7500	465-7522
成 逸	602-0074 上京区堀川通寺之内上る2丁目 下天神町650-1	室町、成逸、西陣、桃園、聚楽	415-8770	415-8778
大 原	601-1245 左京区大原戸寺町380	久多、大原、八瀬、上高野、松ヶ崎	744-4055	744-3162
左京南	606-8384 左京区川端通夷川上る新生洲町97	吉田、聖護院、川東、新洞、岡崎	771-6300	771-6299
左京北	606-0812 左京区下鴨上川原町62	広河原、花脊、鞍馬、静市、葵、下鴨	706-7280	703-1520
岩 倉	606-0025 左京区岩倉中町403	岩倉北、岩倉明德、岩倉南	723-0800	723-0802
修学院	606-8001 左京区山端柳ヶ坪町18	修学院第一、修学院第二	723-8077	723-9272
白 川	606-8414 左京区浄土寺真如町162-5 アンソレイユ真如堂101号室	北白川、浄楽、錦林東山	762-5510	762-5525
高 野	606-8101 左京区高野蓼原町47-5	養徳、養正	724-0397	706-1040
朱 雀	604-8805 中京区壬生馬場町14-11	教業、朱雀第一、朱雀第二、朱雀第六	801-1384	801-1385
西ノ京	604-8437 中京区西ノ京東中合町2	朱雀第四、朱雀第五、朱雀第八	841-0883	803-0623
本 能	604-8231 中京区蛸薬師通油小路東入 元本能寺南町346	城翼、本能、乾、朱雀第三、朱雀第七	254-0021	253-6253
御 池	604-0954 中京区御池通柳馬場東入 東八幡町579	銅駝、立誠、富有、柳池、生祥、竹間、 初音、日彰、梅屋、龍池、明倫	257-5810	257-5812
洛 東	605-0981 東山区本町15丁目794	今熊野、一橋、月輪	561-1356	561-1359
東 山	605-0875 東山区渋谷通本町東入4丁目 鐘鑄町415-4	清水、六原、修道、貞教	541-6171	541-6104
栗 田	605-0028 東山区三条通古川町東入分木町80-2	有濟、栗田、弥栄、新道	761-8010	761-8612
音 羽	607-8062 山科区音羽珍事町1-1 双葉ビル101	音羽、音羽川、大塚	595-8139	593-4139
山 階	607-8086 山科区竹鼻四丁野町19-4	安朱、山階、西野	583-5833	583-5835
勸 修	607-8203 山科区栗栖野打越町17	山階南、百々、勸修	595-7736	595-7739
大 宅	607-8179 山科区大宅御所田町115-1	大宅、小野	572-6660	575-5055
日ノ岡	607-8493 山科区日ノ岡朝田町50-7	陵ヶ岡、鏡山	595-5575	582-6087
下京西部	600-8876 下京区西七条南中野町41-1	大内、七条、西大路	326-3639	326-3647
下京中部	600-8233 下京区西洞院通塩小路 北不動堂町573	格致、醒泉、植柳、安寧、梅逕	361-2141	361-2145
下京東部	600-8207 下京区上之町9-3 うるおい館2階	稚松、皆山、菊浜、崇仁	342-2698	371-1029
修 徳	600-8449 下京区新町通松原下る富永町110-1	永松、開智、豊園、成徳、有隣、修徳、尚徳	351-2153	351-4079
島 原	600-8825 下京区西新屋敷中之町103-2	郁文、淳風、光徳、七条第三	351-4850	351-4820
東九条	601-8005 南区東九条西岩本町1-1	山王、九条、九条弘道、九条塔南、 梅逕、東梅逕	662-3009	692-4930
久 世	601-8203 南区久世築山町328	祥栄、久世	933-5787	933-5702
陶 化	601-8024 南区東九条東札辻町6-1	陶化、東和、上鳥羽	671-2343	671-2333
唐 橋	601-8453 南区唐橋羅城門町38 マム・スクエア内1階	南大内、唐橋、祥豊、吉祥院	694-6222	694-6670
嵯 峨	616-8417 右京区嵯峨大覚寺門前六道町12	水尾、宕陰、嵯峨、広沢	873-3085	873-3095
花 園	616-8031 右京区花園鷹司町1-1 高齢者福祉総合施設はなぞの内	高雄、宇多野、御室、花園	466-2711	466-2722

高齢サポート名	〒 所在地	担当地域(学区)	電 話	FAX番号
嵐 山	616-8312 右京区嵯峨野清水町20 中川マンション103	嵐山、嵯峨野	871-0200	865-0115
梅 津	615-0924 右京区梅津尻溝町28	北梅津、梅津	862-5171	862-5109
常磐野	616-8218 右京区常盤出口町5	常磐野、太秦、南太秦	873-3156	873-3157
西 院	615-0001 右京区西院上今田町18-3	安井、山ノ内、西院第一、西院第二	812-6712	812-6776
京 北	601-0532 右京区京北上中町宮ノ下22	京北第一、京北第二、京北第三	854-1111	854-0970
葛 野	615-0882 右京区西京極葛野町3	葛野、西京極、西京極西	322-2236	322-2244
西京北部	615-8283 西京区松尾井戸町36	嵐山東、松尾、松陽	392-7817	392-1382
桂 川	615-8033 西京区下津林東大般若町32	桂徳、桂東、川岡、川岡東	391-1772	391-1801
西京南部	615-8158 西京区榎原秤谷町21-2	桂川、桂、榎原	382-1127	382-0545
沓 掛	610-1101 西京区大枝北沓掛町1-3-1	桂坂、大枝、新林、福西	335-2201	335-2308
境 谷	610-1106 西京区大枝沓掛町13-222	境谷、竹の里、大原野	331-8781	331-8763
下鳥羽	612-8208 伏見区下鳥羽但馬町150	下鳥羽、板橋、南浜	604-5011	604-5022
久我の杜	612-8494 伏見区久我東町202-6	久我、久我の杜、羽束師、横大路	931-8024	931-8025
向 島	612-8154 伏見区向島津田町102-5 OSA32 1階	向島、向島藤ノ木、向島二ノ丸、 向島二ノ丸北、向島南	622-8845	622-8867
東高瀬川	612-8372 伏見区北端町44-7	竹田、住吉	622-7745	604-5327
淀	613-0916 伏見区淀美豆町1055	納所、淀、美豆(淀南)	633-6557	633-6558
桃 山	612-8036 伏見区桃山町立売1-6	桃山、桃山東、桃山南	605-4707	605-4708
深草北部	612-0012 伏見区深草一ノ坪町40-6	稻荷、砂川	641-2544	641-2545
深草南部	612-0045 伏見区深草石橋町18-1	藤ノ森、藤城	641-9301	641-9302
深草中部	612-0029 伏見区深草西浦町5丁目15	深草	642-5155	642-5154
醍醐南部	601-1434 伏見区石田森南町9	小栗栖、小栗栖宮山、石田、春日野、日野	572-6572	575-4738
醍醐北部	601-1366 伏見区醍醐大構町28-3 サンフラワー醍醐1階	北醍醐、醍醐西、醍醐、池田、池田東	571-3560	571-3570

地域介護予防推進センター

▶59ページもご覧ください

センター名	〒 所在地	担当地域	電 話	FAX番号
京都市北区地域介護予防推進センター	603-8465 北区鷹峯土天井町54	北 区	494-0323	495-2161
京都市上京区地域介護予防推進センター	602-0951 上京区小川通今出川下る西入 東今町375	上京区	417-4707	415-8835
京都市左京区地域介護予防推進センター	606-8081 左京区修学院大林町3-3	左京区	707-2730	707-2740
京都市中京区地域介護予防推進センター	604-8402 中京区聚楽廻西町186	中京区	801-0389	801-0352
京都市東山区地域介護予防推進センター	605-0981 東山区本町15丁目794	東山区	551-2448	561-1359
京都市山科区地域介護予防推進センター	607-8170 山科区大宅向山10-5	山科区	585-3092	585-3093
京都市下京区地域介護予防推進センター	600-8223 下京区七条通西洞院西入る南側 大黒町227 第2キョートビル5階	下京区	361-1060	361-0901
京都市南区地域介護予防推進センター	601-8453 南区唐橋羅城門町30 京都メディックスビル3階	南 区	693-6135	693-6175
京都市右京区地域介護予防推進センター	616-8417 右京区嵯峨大覚寺門前六道町12	右京区	881-0404	881-0407
京都市西京区地域介護予防推進センター	615-8256 西京区山田平尾町46	西京区	392-7874	392-0191
京都市伏見地域介護予防推進センター	612-0059 伏見区桃山水野左近西町51-5	伏見区 (本所管内)	612-8156	612-8178
京都市深草・醍醐地域介護予防推進センター	612-8437 伏見区深草小久保町261	伏見区 (深草・醍醐支所管内)	641-2543	643-6330

社会福祉協議会

施設名	〒	所在地	電 話
(福)京都市社会福祉協議会	600-8127	下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1 ひと・まち交流館京都内	354-8731
(福)北区社会福祉協議会	603-8143	北区小山上総町3	441-1900
(福)上京区社会福祉協議会	602-8511	上京区今出川通室町西入堀出シ町285 上京区総合庁舎内	432-9535
(福)左京区社会福祉協議会	606-8103	左京区高野西開町5 左京合同福祉センター内	723-5666
(福)中京区社会福祉協議会	604-8316	中京区大宮通御池下る三坊大宮町121-2 中京区地域福祉センター内	822-1011
(福)東山区社会福祉協議会	605-0863	東山区五条通大和大路東入五丁目梅林町576-5 やすらぎ・ふれあい館内	551-4849
(福)山科区社会福祉協議会	607-8344	山科区西野大手先町2-1 山科総合福祉会館内	593-1294
(福)下京区社会福祉協議会	600-8166	下京区花屋町通室町西入乾町292 下京総合福祉センター内	361-1881
(福)南区社会福祉協議会	601-8441	南区西九条南田町1-2 南区役所別館2階	671-1589
(福)右京区社会福祉協議会	616-8511	右京区太秦下刑部町12 右京区総合庁舎内	865-8567
(福)右京区社会福祉協議会 京北事務所	601-0251	右京区京北周山町下寺田1-1	852-0527
(福)西京区社会福祉協議会	615-8156	西京区檜原百々ヶ池31-18 西京ふれあい地域福祉センター内	394-5711
(福)伏見区社会福祉協議会	612-8318	伏見区紙子屋町544 伏見社会福祉総合センター内	603-1287
(福)伏見区社会福祉協議会 醍醐分室	601-1375	伏見区醍醐高畑町30-1 醍醐老人福祉センター内	575-2070

老人福祉センター等

▶82ページもご覧ください

施設名	〒	所在地	電 話
北老人福祉センター	603-8214	北区紫野雲林院町44-1 北合同福祉センター3階	492-8845
上京老人福祉センター	602-8383	上京区今小路通御前通東入西今小路町797	464-4889
左京老人福祉センター	606-8103	左京区高野西開町5 左京合同福祉センター1階	722-4650
中京老人福祉センター	604-8804	中京区壬生坊城町48-3 UR都市機構壬生坊城第二団地4棟1階	821-5000
東山老人福祉センター	605-0862	東山区清水5丁目130-8 東山区総合庁舎南館地下1階	541-0434
山科老人福祉センター	607-8169	山科区榊辻西浦町41-107	501-1630
山科中央老人福祉センター	607-8344	山科区西野大手先町2-1 山科総合福祉会館2階	501-0242
下京老人福祉センター	600-8166	下京区花屋町通室町西入乾町292 下京総合福祉センター2階	341-1730
南老人福祉センター	601-8321	南区吉祥院西定成町32	671-1717
久世西老人福祉センター	601-8213	南区久世中久世町5丁目19-1 久世西合同福祉施設2階	934-5801
右京老人福祉センター	616-8254	右京区鳴滝宅間町14-2	464-2789
右京中央老人福祉センター	616-8105	右京区太秦森ヶ前町22-3 右京合同福祉センター2階	865-8425
西京老人福祉センター	615-8223	西京区上桂前田町29-2	392-4705
洛西老人福祉センター	610-1146	西京区大原野西境谷町2丁目14-4	335-0766
伏見老人福祉センター	612-8318	伏見区紙子屋町544 伏見社会福祉総合センター2階	603-1285
淀老人福祉センター	613-0904	伏見区淀池上町131-1 伏見区役所淀出張所1・2階	631-7016
醍醐老人福祉センター	601-1375	伏見区醍醐高畑町30-1 パセオ・ダイゴロー西館1階	575-2570
老人保養センター	601-1436	伏見区石田西ノ坪1-2	571-7500
久多いいきセンター	520-0462	左京区久多下の町203	748-2775

認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム) ▶39ページもご覧ください

施設名	〒	所在地	電 話	定員
ケアサポートセンター 鷹峯	603-8467	北区鷹峯南鷹峯町32-37	495-3502	18
グループホーム 京都北山の家	603-8466	北区鷹峯光悦町32-1	494-0200	18
グループホーム はつね	603-8173	北区小山下初音町24 カマラーダ・ドーム101号	494-3022	9
そうごうケアホーム西賀茂	603-8847	北区西賀茂北鎮守菴町135	494-3515	18
グループホーム ほっこり庵	603-8401	北区大宮上ノ岸町6-6	493-4801	18
愛の家グループホーム 京都南箱ノ井	603-8476	北区大宮南箱ノ井町7	708-3790	27
グループホーム たのしい家 紫野	603-8225	北区紫野南舟岡町35-2	417-1126	18
グループホーム 衣笠シオン	603-8486	北区衣笠赤阪町1-328	462-2728	9
えくせれんと衣笠	603-8323	北区北野東紅梅町12	461-6511	27
柏野の郷 グループホーム	603-8312	北区紫野中柏野町22	467-5021	18
そうごうケアホーム衣笠	603-8377	北区衣笠西御所ノ内町9	366-2500	18

施設名	〒	所在地	電 話	定員
グループホーム たのしい家 きぬかけ	603-8375	北区衣笠天神森町 20	467-2321	27
グループホーム すないの家西賀茂	603-8823	北区西賀茂榎ノ木町 32	334-5655	27
十四軒町グループホーム	602-8164	上京区千本通出水下る十四軒町 398	801-1563	18
グループホーム たのしい家 西陣	602-8449	上京区中筋通大宮西入横大宮町 219-1	441-3521	27
グループホーム 千本笹屋町	602-8453	上京区笹屋町通千本東入笹屋町 3 丁目 622	414-7802	9
洛和グループホーム 二条城北	602-8117	上京区黒門通下長者町下る吉野町 687-2	451-1160	27
ケアサポートセンター 千本今出川	602-8464	上京区元誓願寺通千本東入元四丁目 424-2	411-9918	9
えくせれんと聚楽第	602-8162	上京区出水通土屋町東入東神明町 290-1	813-1165	27
はるかぜガーデン御前	602-8354	上京区下立売通七本松西入西東町 339	432-7725	27
グループホーム 京都左京の家	601-1123	左京区静市市原町 646-2	741-1700	18
グループホーム やすらぎの家	601-1246	左京区大原井出町 154	744-2347	18
グループホーム みさき岩倉	606-0025	左京区岩倉中町 380	702-5601	18
洛和グループホーム 百万遍	606-8225	左京区田中門前町 103-27	706-6760	18
グループホーム 北白川	606-8244	左京区北白川東平井町 13	701-5610	9
ニングルの森北白川	606-8406	左京区浄土寺石橋町 69	762-0920	9
グループホーム かすたねっと	606-0024	左京区岩倉花園町 401	703-2470	18
ケアサポートセンター 岩倉長谷	606-0026	左京区岩倉長谷町 1617-1	703-4065	9
ケアサポートセンター 宝ヶ池	606-0047	左京区上高野薩田町 11-1	702-2051	9
グループホーム たのしい家 静市	601-1123	左京区静市市原町 743-4	703-0221	18
グループホーム 虹 精華大前	601-1123	左京区静市市原町 850	744-6023	18
ケアサポートセンター 市原野	601-1123	左京区静市市原町 1223-69	741-3110	9
グループホーム 一乗寺ほっこり庵	606-8116	左京区一乗寺宮ノ東町 37	702-0385	9
えくせれんと修学院	606-8122	左京区一乗寺東閉川原町 2-2	712-6511	18
えくせれんと岡崎	606-8334	左京区岡崎南御所町 38-1	762-6511	18
グループホームカノンしもがも	606-0816	左京区下鴨松ノ木町 64-50	070-1217-0550	9
そうごうケアホーム下鴨	606-0835	左京区下鴨神殿町 17	701-2235	24
ヒューマンライフケア 岩倉グループホーム	606-0026	左京区岩倉長谷町 193	711-0133	18
京都壬生ケアセンターそよ風	604-8874	中京区壬生天池町 24	803-1590	18
グループホーム 都和のはな	604-8454	中京区西ノ京小堀池町 3-4	802-8130	9
グループホーム 姉小路	604-8263	中京区堀川通姉小路下る姉東堀川町 76	257-3879	18
ケアサポートセンター 壬生	604-8812	中京区壬生相合町 63-1	813-5151	18
グループホーム 新町御池	604-8206	中京区新町通姉小路下る町頭町 92	253-6927	27
洛和グループホーム 西ノ京	604-8481	中京区西ノ京冷泉町 140	813-5720	18
洛和グループホーム 壬生	604-8852	中京区壬生東大竹町 44-1	803-1557	18
愛の家グループホーム 京都円町	604-8493	中京区西ノ京南両町 23	803-6780	18
グループホーム たのしい家 西ノ京	604-8481	中京区西ノ京冷泉町 119	823-1521	27
東山 ケアセンターそよ風	605-0981	東山区本町 18 丁目 386-1	533-7105	18
えくせれんと東山	605-0934	東山区大黒町通正面下る塗師屋町 585	525-6511	18
グループホーム いまくまの	605-0926	東山区今熊野北日吉町 61-10	744-0314	18
はるかぜガーデン泉涌寺	605-0976	東山区泉涌寺東林町 17-62	708-3165	18
グループホーム レット・イット・ビー	605-0981	東山区本町 20 丁目 441-1	525-0086	27
洛和グループホーム 勧修Ⅱ番館	607-8221	山科区勧修寺西金ヶ崎 238	582-8211	27
洛和グループホーム 山科小山	607-8116	山科区小山鎮守町 9-1	595-3288	27
グループホーム たのしい家 山科小野	607-8218	山科区勧修寺御所内町 122	575-2120	18
洛和グループホーム 山科鏡山	607-8476	山科区北花山河原町 8	582-8208	18
洛和グループホーム 山科西野	607-8348	山科区西野広見町 27-1	594-8522	18
グループホーム 香東園やましな	607-8353	山科区西野野色町 15-88	595-6511	18
ヒューマンライフケア 山科グループホーム	607-8306	山科区西野山中鳥井町 28	501-8300	18
グループホームたのしい家山科音羽	607-8078	山科区音羽初田町 5-1	582-5122	27
なぎつじグループホーム	607-8167	山科区槻辻封し川町 43-2	502-0700	9
グループホーム めくもりの里	600-8863	下京区七条御所ノ内本町 15	314-1211	8
洛和グループホーム 四条鉾町	600-8461	下京区仏光寺通油小路東入木賊山町 165	371-1127	9
グループホーム 京都下京の家	600-8837	下京区夷馬場町 30-1	344-3222	9

施設名	〒	所在地	電 話	定員
グループホーム 四条大宮	600-8383	下京区大宮通綾小路下る綾大宮町52	432-7178	9
グループホーム 御所ノ内	600-8885	下京区西七条南月読町102-1	326-6071	18
グループホーム 京都五条ひまわりの郷	600-8804	下京区中堂寺前田町26	352-6700	18
グループホーム きらら梅小路	600-8854	下京区梅小路西中町44	326-6027	27
グループホーム 京・みやこ	600-8888	下京区西七条八幡町31	313-8888	9
洛和グループホーム 久世	601-8212	南区久世上久世町34-2	925-0210	18
ケアサポートセンター 吉祥院	601-8339	南区吉祥院里ノ内町71-1	693-3602	9
さざなみ京都南	601-8146	南区上鳥羽奈須野町202	662-3528	27
グループホーム ソラストさんきち	601-8318	南区吉祥院三ノ宮西町87-2	694-1200	27
ツクイ京都洛南グループホーム	601-8349	南区吉祥院池田町31	692-2911	27
グループホーム 京都久世の家	601-8205	南区久世殿城町458	931-1010	18
はーとふるセゾン桂川	601-8212	南区久世上久世町253-3	932-1310	27
洛和グループホーム 桂川	601-8213	南区久世中久世町1丁目63	925-1505	18
グループホーム たのしい家 吉祥院	601-8311	南区吉祥院西ノ庄東屋敷町1-2	325-1821	27
嵯峨野ケアセンターそよ風	616-8447	右京区嵯峨釈迦堂藤ノ木町19-1、20-1	864-5565	27
洛和グループホーム 太秦	616-8155	右京区太秦袴田町9-1	873-2114	27
ケアサポートセンター けいほく	601-0321	右京区京北塔町中筋浦44-1	853-8181	18
グループホーム たのしい家 梅津	615-0905	右京区梅津石灘町11	865-1221	18
洛和グループホーム 右京常盤	616-8231	右京区常盤柏ノ木町15-1	863-5643	18
天神川ケアセンターそよ風	615-0055	右京区西院西田町61	313-6650	18
洛和グループホーム 花園	616-8037	右京区花園猪ノ毛町8-3	461-0900	18
洛和グループホーム 西院	615-0065	右京区西院日照町103	325-5815	18
グループホーム たのしい家 高雄	616-8262	右京区梅ヶ畑向ノ地町10	862-1921	18
洛和グループホーム 右京山ノ内	615-0071	右京区山ノ内西裏町15	325-5778	18
すいーとハンズ嵯峨野	616-8332	右京区嵯峨野北野町7-1	863-5050	27
グループホーム 走和の郷	615-0905	右京区梅津石灘町48	863-6081	25
グループホーム 御所ノ内ときわ	616-8171	右京区太秦青木ヶ原町7-2	872-8201	27
グループホーム ごじょう西小路	615-0035	右京区西院追分町5	323-0711	27
グループホーム きらら嵯峨嵐山	616-8355	右京区嵯峨新宮町51-3	861-8300	27
エクセレント嵯峨嵐山	616-8357	右京区嵯峨天龍寺椎野町12	863-3111	27
グループホーム 安らぎ	615-8241	西京区御陵谷町29-2	323-7533	14
京都ケアセンターそよ風	610-1142	西京区大枝東新林町2-13	335-0211	18
グループホーム ラポールしらかば	615-8165	西京区榎原盆山15-8	392-5777	18
グループホーム ソラスト金閣アネックス	615-8065	西京区下津林楠町98-1	382-5251	18
グループホーム さくら	610-1104	西京区大枝中山町2-41	333-3266	9
愛の家グループホーム 京都洛西	610-1111	西京区大枝東長町1-68	335-3560	18
グループホーム 上桂	615-8213	西京区上桂北村町114	382-1613	18
えくせれんと桂	615-8051	西京区牛ヶ瀬西柿町75	382-6511	18
すいーと上桂	615-8223	西京区上桂前田町55-4	381-1165	18
グループホーム 桂坂	610-1101	西京区大枝北沓掛町1丁目21-94	335-3611	9
愛の家グループホーム 京都桂	615-8003	西京区桂上野東町135-1	382-0700	27
洛和グループホーム 桂	615-8125	西京区川島調子町35-1	382-3121	18
すいーと嵐山	616-0027	西京区嵐山内田町25-4	863-6511	18
グループホーム たのしい家 桂	615-8025	西京区桂稻荷山町12-2	382-5722	18
はるかぜガーデン桂川	615-8006	西京区桂上野西町234	748-9415	27
グループホーム 洛西	610-1111	西京区大枝東長町1-610	333-9191	18
ニチイケアセンター 京都洛西	610-1104	西京区大枝中山町3-3	335-0046	27
グループホーム かたぎはら	615-8156	西京区榎原百々ヶ池31-18	393-2201	18
グループホーム リエゾン羽束師	612-8486	伏見区羽束師古川町168-1	924-3402	9
ラプラス樹楽 京都伏見	612-8379	伏見区南寝小屋町54	604-5332	18
グループホーム 京都納所淀の家	612-8279	伏見区納所北城堀7-11	631-7200	18
グループホーム よろこび伏見	612-8141	伏見区向島二ノ丸町32	623-4652	18
グループホーム 京都向島の家	612-8122	伏見区向島庚申町32-5	602-0800	18

施設名	〒	所在地	電 話	定員
グランメゾン 輪舞館京都羽束師	612-8487	伏見区羽束師菱川町628-5	922-0501	18
グループホーム 京都桃山の家	612-8034	伏見区桃山町泰長老132	611-8500	18
グループホーム 宝生苑	612-8002	伏見区桃山町山ノ下66-38	575-5779	27
観月橋グループホーム 翔裕館	612-8123	伏見区向島立河原町67-1	603-1770	18
グループホーム さいわい	612-8112	伏見区向島本丸町28-2	612-3227	9
洛和グループホーム 伏見竹田	612-8413	伏見区竹田三ツ杭町59-3	645-5750	18
ヒューマンライフケア深草グループホーム	612-0873	伏見区深草瓦町62-3	647-7018	18
グループホーム たのしい家 墨染	612-0844	伏見区深草大亀谷東古御香町23	645-7221	27
グループホーム 藤城の家	612-0846	伏見区深草大亀谷万帖敷町4-1	644-2246	9
グループホーム ふかくさ	612-0029	伏見区深草西浦町8丁目19	646-2187	27
グループホーム 京都伏見の家	612-0029	伏見区深草西浦町2丁目115	645-5400	18
グループホーム たのしい家 伏見深草	612-8437	伏見区深草小久保町302	643-7721	18
洛和グループホーム 醍醐寺	601-1324	伏見区醍醐伽藍町21-1	575-2531	18
グループホーム たのしい家 醍醐	601-1326	伏見区醍醐新町裏町5	575-4621	27
グループホーム 醍醐の家ほっこり	601-1352	伏見区醍醐南里町30-1	575-2008	18
洛和グループホーム 醍醐春日野	601-1346	伏見区醍醐東合場町9-12	575-2510	18
ラ・プラス樹楽 醍醐	601-1373	伏見区醍醐中山町20-2	575-5015	18
ヒューマンライフケア伏見グループホーム	601-1406	伏見区日野谷寺町68	571-6090	18
グループホーム マイスイートホーム	601-1414	伏見区日野奥出21	571-5707	18
まどかⅡ番館グループホーム	612-8499	伏見区下鳥羽南門面田町122,123	612-1100	9
グループホーム 京都指月あさがおの郷 1号館	612-8035	伏見区常盤町40-3	611-1011	18
グループホーム 京都指月あさがおの郷 2号館	612-8034	伏見区桃山町泰長老176-5	611-8710	27

養護老人ホーム

▶68ページもご覧ください

施設名	特定施設入居者生活介護	〒	所在地	電 話	定員
市原寮	○	601-1123	左京区静市市原町1278	741-2102	60
ライトハウス朱雀※	○	604-8434	中京区西ノ京新建町3	803-1739	50
洛東園	○	605-0981	東山区本町15丁目794	561-1171	40
御陵洛東園	○	607-8431	山科区御陵岡町1丁目2	582-5558	50
健光園	○	616-8417	右京区嵯峨大覚寺門前六道町12	881-0403	40
嵐山寮	○	616-8374	右京区嵯峨天龍寺北造路町17	871-0032	75
愛宕ゆうこうの郷	○	616-8475	右京区嵯峨嵯原宮ノ上町20	0771-44-0088	80
京都老人ホーム	○	612-0844	伏見区深草大亀谷東古御香町59・60	641-6622	80
同和園	○	601-1371	伏見区醍醐上ノ山町11	571-0010	90

※言養護老人ホーム

軽費老人ホーム(ケアハウス)

▶68ページもご覧ください

施設名	特定施設入居者生活介護	〒	所在地	電 話	定員
リブル北山		603-8488	北区大北山長谷町5-36	463-4100	50
アーバンヴィレッジ柘野		603-8033	北区上賀茂馬ノ目町30	711-7778	50
ケアハウス やまびこ		601-1247	左京区大原野村町511	744-3610	100
キョートケアハウス		604-0077	中京区丸太町油小路西入丸太町20-3	231-1133	50
ケアハウス 山科		607-8239	山科区勧修寺丸山町1-72	502-7770	50
故郷の家・京都	○	601-8023	南区東九条南松ノ木町47	691-4448	40
ケアハウス なごみの里		601-0532	右京区京北上中町宮ノ下22	854-8800	22
ケアハウス 西院	○	615-0052	右京区西院清水町3-1	325-5559	55
久我の杜		612-8494	伏見区久我東町202-6	931-8001	50
ケアハウス いずみ	○	613-0916	伏見区淀美豆町283	633-5995	20
サウスヴィレッジ向島		612-8152	伏見区向島新上林町16	612-3477	50
プラスしこうえん		612-8435	伏見区深草泓ノ壺町27-1	645-8888	50
あけぼのケアハウス		601-1366	伏見区醍醐大構町1-5	573-8123	50

有料老人ホーム

※種別「介護付」については、特定施設入居者生活介護の指定を受けています。

▶38、69ページもご覧ください

施設名	〒	所在地	電 話	定員	種別
シルバーホーム衣笠	603-8486	北区衣笠赤阪町1	462-6101	30	介護付
京都ヴィラ	603-8041	北区上賀茂ケシ山1	712-2800	126	介護付
アーバンヴィラ上賀茂プレミアム	603-8036	北区上賀茂西河原町12	706-8123	45	介護付
アーバンヴィラ西賀茂	603-8824	北区西賀茂南大栗町11	492-3010	14	介護付
レガロア加茂別邸	603-8803	北区西賀茂樋ノ口町132	406-5625	18	住宅型
エクセレント北野	603-8323	北区北野東紅梅町10	467-6511	41	介護付
有料老人ホームうえの	603-8242	北区紫野上野町68	496-8332	12	住宅型
有料老人ホームきたおおじ	603-8231	北区紫野大徳寺町49-4	366-8025	4	住宅型
カノン北山レジデンス	603-8052	北区上賀茂松本町96-1	702-0210	20	介護付
アーバンヴィラ京都神山クラシック	603-8017	北区上賀茂壱町口町26	781-7750	50	介護付
ファミリー・ホスピス京都北山ハウス	603-8056	北区上賀茂石計町74-1	366-4331	37	住宅型
有料老人ホーム ふなおか	603-8302	北区紫野花ノ坊町11-2	334-6602	8	住宅型
有料老人ホームおんまえどおり	602-8355	上京区御前通下立売上天満屋町312-1	406-0880	11	住宅型
アーバンヴィラ千本笹屋町	602-8453	上京区笹屋町通千本東入笹屋町3-622	414-7813	26	介護付
プレザンメゾン堀川今出川	602-8432	上京区今出川通大宮1丁東入北猪熊町295	432-0021	60	介護付
北野マリアヴィラ	602-8342	上京区仁和寺街道千本西入五番町153	463-8886	40	住宅型
カルナハウス京都西陣	602-8455	上京区千本通一条上泰童片原町651	464-8891	23	住宅型
アリア京都鴨川御所東	602-0841	上京区御所車通清和院口上東側梶井町457-1	256-8430	76	住宅型
アクアホーム京都天神	602-8392	上京区御前通今出川上2丁目北町621	366-6113	24	住宅型
ベストライフ京都洛北	606-0026	左京区岩倉長谷町416-1	706-7072	50	介護付
市原寮	601-1123	左京区静市市原町1278	741-2102	1	健康型
テンダーライフひえい	606-0026	左京区岩倉長谷町1806	724-8165	34	住宅型
レガロアコンフォート京都岩倉	606-0015	左京区岩倉幡枝町333-3	705-0070	43	住宅型
ライフピア八瀬大原I番館	601-1254	左京区八瀬野瀬町108	706-8539	60	介護付
北白川の家の家	606-8222	左京区田中樋ノ口町31	723-2909	45	住宅型
グランダ南禅寺下河原町	606-8434	左京区南禅寺下河原町53-1	762-0152	30	住宅型
ウェルエイジみぎ	604-8821	中京区壬生柳ノ宮町31	823-3366	75	介護付
スーパー・コート京・四条大宮	604-8804	中京区壬生坊城町14-8	803-4850	73	介護付
御所南マリアヴィラ	604-0084	中京区小川通夷川上る下丸屋町442-1	746-5231	50	住宅型
エクセレント西ノ京	604-8483	中京区西ノ京南上合町32	802-6511	46	介護付
介護付有料老人ホームプレザングラン京都円町	604-8474	中京区西ノ京塚本町3-1	822-7521	81	介護付
アクアホーム京都二条	604-8404	中京区聚楽廻東町6-1	432-8686	42	住宅型
ヒルデモア東山	607-8492	山科区日ノ岡夷谷町21-15	762-2700	31	介護付
Charm(チャーム)京都山科	607-8187	山科区大宅石郡町116	575-3557	83	介護付
夢眠やましな	607-8218	山科区勤修寺御所内町20-1	748-7035	53	住宅型
Charm(チャーム)京都音羽	607-8062	山科区音羽珍事町39-1	583-5225	61	介護付
すずらん	607-8451	山科区厨子奥若林町46-2	502-2501	40	介護付
ベストライフ山科	607-8134	山科区大塚北溝町15-2、17、18-1、19-1	583-5008	54	介護付
リアンレーヴ京都山科	607-8352	山科区西野岸ノ下町36	501-0071	80	介護付
アーバンヴィラ四条大宮	600-8383	下京区大宮通綾小路下る綾大宮町52	432-7388	29	介護付
プランシエル京都醒ヶ井	600-8335	下京区醒ヶ井通高辻下る住吉町504	352-7750	98	住宅型
トラストガーデン四条烏丸	600-8435	下京区松原通新町東入中野之町173-1	352-0730	56	介護付
CharmSuite(チャームスイート)京都桂川	601-8213	南区久世中久世町一丁目66-1	935-7111	64	介護付
そんぼの家 太秦天神川	616-8112	右京区太秦木ノ下町16-9	863-5575	40	介護付
ニチケアセンター天神川	615-0901	右京区梅津南広町93	863-5570	52	介護付
グランメゾン迎賓館京都鳴滝	616-8256	右京区鳴滝松本町20-1	464-2330	24	介護付
京北山国ふるさと園	601-0322	右京区京北辻町藤野ノ元40-1	853-7101	27	介護付
京都栖川マリアヴィラ	615-0912	右京区梅津樋口町43-3	873-2463	42	住宅型
グランダ山ノ内	615-0081	右京区山ノ内養老町7-1	325-0987	69	住宅型
さわやかはーとらいふ西京極	615-0835	右京区西京極堤下町8	325-2582	84	介護付
ベストライフ京都西京極	615-0813	右京区西京極佃田町5	311-6022	79	介護付
エル・ファミーユ	615-0056	右京区西院西貝川町64	881-1805	14	住宅型

施設名	〒	所在地	電 話	定員	種別
ロングライフ京都嵐山	616-8191	右京区太秦中山町19-6	466-3805	69	住宅型
西院マリアヴィラ	615-0061	右京区西院乾町63	874-1153	34	住宅型
御所ノ内ホームときわ	616-8171	右京区太秦青木ケ原町7-2	872-8201	18	介護付
グッドタイムリビング嵯峨広沢	616-8305	右京区嵯峨広沢御所ノ内町34-1	862-6001	65	介護付
グッドタイムリビング嵯峨有栖川	616-8337	右京区嵯峨明星町1-31	863-1055	80	住宅型
アリア嵯峨嵐山	616-8375	右京区嵯峨天龍寺立石町5-10	864-7622	56	住宅型
ベストライフ京都鳴滝	616-8242	右京区鳴滝本町65-1	466-1806	60	介護付
そうごうケアホーム高雄	616-8265	右京区梅ヶ畑畑町5-1	406-5715	27	介護付
住宅型有料老人ホームLaLa西院	615-0011	右京区西院東淳和院町24-9	823-2525	11	住宅型
ライフ・イン京都	615-8256	西京区山田平尾町46-2	381-1870	370	介護付
アーバンヴィラ上桂	615-8213	西京区上桂北村町114	382-1615	29	介護付
スーパー・コート京・桂	615-8027	西京区桂朝日町123	393-4850	65	介護付
レガロアコンフォート京都桂	615-8071	西京区桂春日町14-7	382-0606	36	住宅型
エクセレント桂	615-8051	西京区牛ヶ瀬西柿町75	382-6511	20	介護付
すまいる	610-1101	西京区大枝北沓掛町1-3-1	333-7716	28	住宅型
はるかぜガーデン桂川	615-8006	西京区桂上野西町234	748-9415	29	介護付
ベストライフ京都松尾	615-8205	西京区松室中溝町34-1	383-1070	55	介護付
アスデンシア京都嵐山	616-0016	西京区嵐山上海道町75	881-2078	70	介護型
ベストライフ京都	612-8297	伏見区横大路貴船36	604-5617	90	介護付
そんぽの家 京都羽束師	612-8486	伏見区羽束師古川町176	924-2112	41	介護付
ハートフル京都・羽束師	612-8487	伏見区羽束師菱川町536	933-0313	36	介護付
京都ももやまの里	612-0053	伏見区桃山町丹下9-11	645-1607	41	住宅型
スーパー・コート京・六地藏	612-8006	伏見区桃山町大島312	623-4850	59	介護付
京都ふしみの里	612-8236	伏見区横大路下三栖里ノ内73	603-1313	49	住宅型
あいらの杜京都桃山	612-8001	伏見区桃山町日向46-8	623-4382	48	介護付
レガロアコンフォート京都伏見	612-8495	伏見区久我森ノ宮町9-11	924-3150	48	住宅型
ベストライフ京都桃山	612-0848	伏見区深草大亀谷東寺町22	646-2777	58	介護付
マイスイートホーム	601-1414	伏見区日野奥出21	571-5707	28	介護付
スカイパレット	601-1434	伏見区石田森南町2-2	575-5750	20	住宅型
アプリシェイト伏見	601-1361	伏見区醍醐御霊ヶ下町27-16	606-2900	50	住宅型
そうごうケアホーム 小栗栖	601-1455	伏見区小栗栖小阪町41	632-9161	29	介護付
そうごうケアホーム観月橋	612-8121	伏見区向島善阿弥町38-1	606-2847	34	住宅型
アプリシェイト伏見2号館	601-1346	伏見区醍醐東合場町9-23	572-8711	48	住宅型
とうふう苑別邸	612-8487	伏見区羽束師菱川町532-4	950-5055	20	住宅型
ユアサイド京都醍醐	601-1352	伏見区醍醐南里町36-14	748-7955	51	住宅型
有料老人ホーム サニーライフ京都伏見	612-8415	伏見区竹田中島町240,241,242	642-3600	112	住宅型
住宅型有料老人ホーム音花	612-8297	伏見区横大路貴船21-7	632-8423	56	住宅型

高齢者向け優良賃貸住宅

▶92ページもご覧ください

団地名	〒	所在地	問合せ電話番号	戸数
広沢ふれあいの郷	616-8304	右京区嵯峨広沢南野町57-1	257-4707	31
シオン桂	615-0805	右京区西京極東池田町1-2	257-4707	27
リーベン常盤野荘	616-8218	右京区常盤出口町5	257-4707	28

シニア住宅

▶92ページもご覧ください

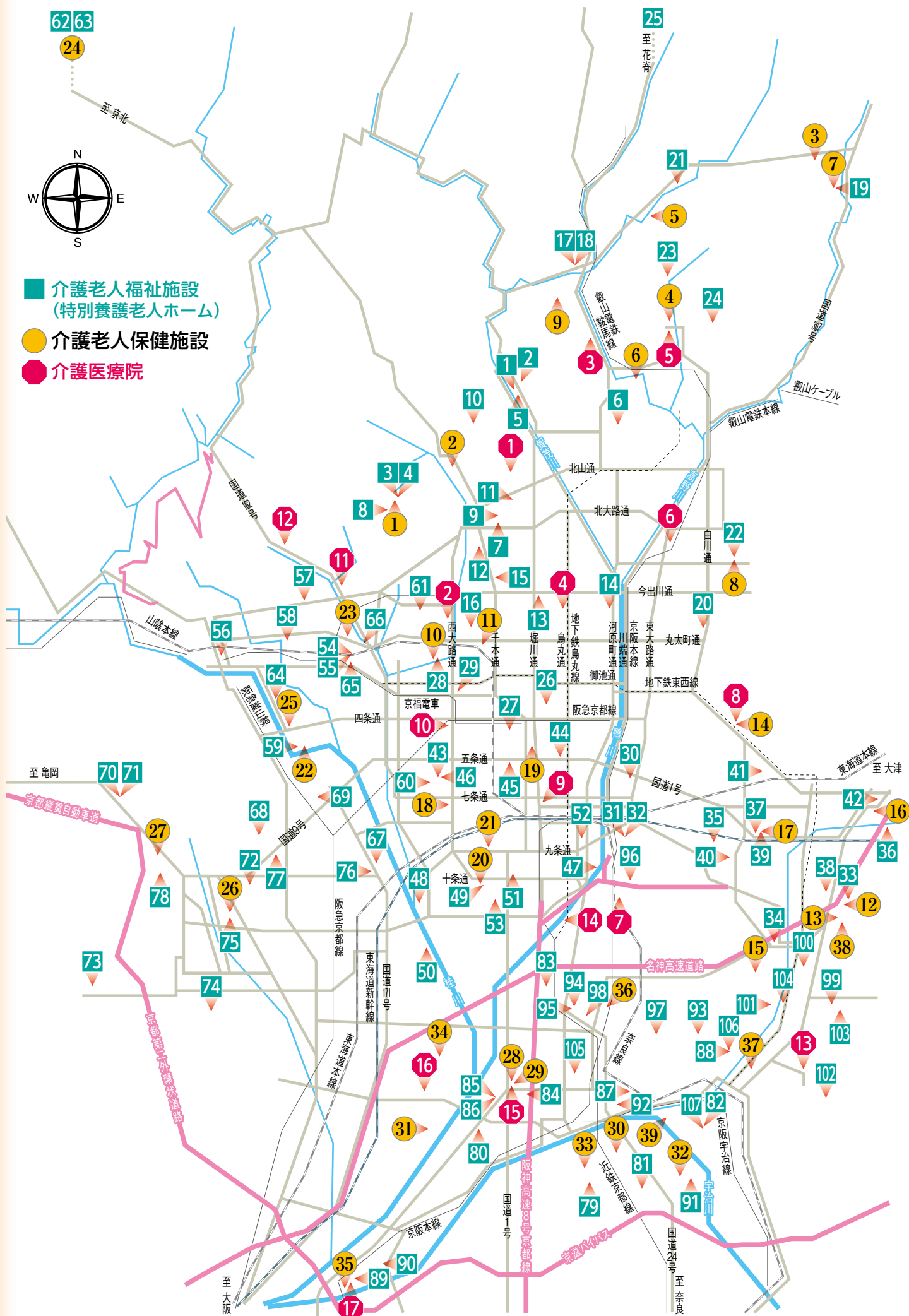
施設名	〒	所在地	問合せ電話番号	戸数
ジュネット京都・久我の杜	612-8494	伏見区久我東町202-1	921-1165	72

サービス付き高齢者向け住宅

▶92ページもご覧ください

施設名	特定施設入居者生活介護	〒	所在地	問合せ電話番号	戸数
ライフサイズ西賀茂		603-8805	北区西賀茂蟹ヶ坂町 70	493-1330	17
きたおおじ		603-8231	北区紫野大徳寺町 49-3	366-8025	6
ハイビスカス北山		603-8413	北区紫竹東大門町 51-1	493-1687	22
洛和ホームライフ北野白梅町		603-8332	北区大將軍川端町 40	465-1601	40
やすらぎの社		603-8017	北区上賀茂壺町口町 27	791-2038	46
ベストライフ京都北大路	○	603-8471	北区大宮西山ノ前町 31	072-254-7930	51
チャームスイート京都紫野	○	603-8303	北区紫野十二坊町 33-2 他	06-6445-3389	57
ナービス京都二条		602-8352	上京区下立売通千本西入稲葉町 442	06-6360-6369	57
洛和ホームライフ御所北	○	602-0064	上京区新町通上立売上ル安楽小路町 418-1	411-9550	44
京都YWCAサラム		602-8019	上京区室町通出水上ル近衛町 44	431-0351	8
自在館ぼたんぼこ		602-8475	上京区千本通五辻上る牡丹鉾町 547	461-0639	10
京都保健会 咲あん上京		602-8304	上京区千本通上立売上る作庵町 504	415-7300	40
チャームスイート京都立本寺	○	602-8345	上京区七本松通仁和寺街道上る一番町 107	06-6445-3389	75
ココファン西陣中央		602-8441	上京区大宮通今出川上ル観世町 117	03-6431-1860	50
ハートランド洛北		601-1123	左京区静市市原町 207	06-6937-2711	39
京都二軒茶屋翔裕館	○	601-1123	左京区静市市原町 705-1	256-8700	28
そんぽの家S 修学院		606-8004	左京区山端川端町 39	03-6455-8560	52
ハートランド岩倉		606-0026	左京区岩倉長谷町 593-2	06-6937-2711	40
アンジェス岩倉		606-0026	左京区岩倉長谷町 1588	393-7177	28
そんぽの家S 壬生		604-8822	中京区壬生辻町 36-2	03-6455-8560	64
ローズライフ京都	○	604-8845	中京区壬生東高田町 1-23	072-868-0321	89
エイジフリーハウス京都四条大宮		604-8804	中京区壬生坊城町 1-3	06-6900-9831	20
グローリー御所南		604-0052	中京区油小路通押小路下る押油小路町 250	0774-56-0135	24
洛和ホームライフ室町六角	○	604-8211	中京区六角通室町西入玉蔵町 129-1	222-0511	35
プレミアムライフ四条烏丸		604-8145	中京区東洞院通蛸薬師下ル元竹田町 637	256-8255	37
エイジフリーハウス京都三条大宮		604-8336	中京区大宮通三条下る三条大宮町 248-1	06-6900-9831	20
チャームプレミアム京都烏丸六角	○	604-8134	中京区六角通烏丸東入ル堂之前町 245 番 1	06-6445-3389	77
ハートランド山科		607-8232	山科区勤修寺福岡町 311-1	06-6937-2711	50
ハウスセゾン京都山科		607-8085	山科区竹鼻堂ノ前町 40-1	591-1180	80
カーサ京都西野山		607-8301	山科区西野山百々町 213-1	381-0101	30
グリーンハウス山科		607-8302	山科区西野山欠ノ上町 51-2,51-55	582-2230	29
洛和ホームライフみささぎ	○	607-8425	山科区御陵上御廟野町 5-1	582-8522	40
きよみず苑・京都東		607-8326	山科区川田御出町 29	582-8660	39
桃の郷 京都東山Ⅰ番館		607-8022	山科区四ノ宮小金塚 1-512	525-8150	19
桃の郷 京都東山Ⅱ番館		607-8022	山科区四ノ宮小金塚 1-513,1-514	525-8150	19
桃の郷 京都東山Ⅲ番館		607-8022	山科区四ノ宮小金塚 1-515	525-8150	19
洛和ホームライフ四ノ宮	○	607-8028	山科区四ノ宮岩久保町 21-1	502-7370	41
洛和ホームライフ音羽		607-8064	山科区音羽八ノ坪 17-1	584-0001	37
エイジフリーハウス京都音羽		607-8067	山科区音羽前田町 38-1	06-6900-9831	20
(医)十全会 ひだまりの家 小野		607-8256	山科区小野荘司町 6-1	572-0634	54
洛和ホームライフ山科東野	○	607-8141	山科区東野北井ノ上町 11-2	582-8811	58
マカリオス山科		607-8146	山科区東野舞台町 63-2	077-536-5022	12
エイジフリーハウス京都大宅		607-8178	山科区大宅五反畑町 49-3	06-6900-9831	20
エイジフリーハウス京都山科新十条		607-8204	山科区栗栖野華ノ木町 12	06-6900-9831	20
なぎつじ翔裕館Ⅰ号館	○	607-8167	山科区柳辻封シ川町 43-2	256-8700	29
ユアサイド京都山科		607-8104	山科区小山谷田町 44-13	06-6572-2127	33
おとわ翔裕館		607-8111	山科区小山南溝町 17 他	256-8700	28
リフレイン森野		607-8147	山科区東野森野町 11-1	205-5308	25
桃の郷 京都東山Ⅴ番館		607-8022	山科区四ノ宮小金塚 1-516	525-8150	18
なぎつじ翔裕館Ⅱ号館		607-8193	山科区大宅沢町 105	256-8700	29
グリーンハウス山科別館		607-8302	山科区西野山欠ノ上町 51-57,51-58	582-2230	27
メディカルグランメゾン京都五条御前		600-8814	下京区中堂寺庄ノ内町 46-7	351-8165	47
ココファン烏丸東		600-8085	下京区高倉通高辻上る葛籠屋町 517-2	03-6431-1860	52
鳥羽十条南		601-8181	南区上鳥羽堀子町 88	692-1147	36
そんぽの家S 西大路八条		601-8311	南区吉祥院西ノ庄東屋敷町 16-1	03-6455-8560	125
Villa Sama-sama(ヴィラ・サマサマ)		601-8213	南区久世中久世町 2 丁目 102	931-2119	36
そんぽの家S 東寺		601-8457	南区唐橋琵琶町 27	03-6455-8560	58
シンセリティ京都華曆		601-8021	南区東九条宇賀辺町 7-1	682-0455	28
ファミリーール吉祥院		601-8338	南区吉祥院西ノ内町 37-1	381-5166	40

施設名	特定施設入居者生活介護	〒	所在地	問合せ電話番号	戸数
そんぽの家S 常磐野		616-8182	右京区太秦北路町3	03-6455-8560	62
そんぽの家S 南太秦		616-8147	右京区太秦土本町19-1	03-6455-8560	55
プルミエールうずまさ		616-8107	右京区太秦一ノ井町41	881-5573	8
ココファン西小路御池		616-8073	右京区太秦安井水戸田町5-4	03-6431-1860	53
カーサデルクオーレ太秦天神川		616-8082	右京区太秦安井奥畑町22-15	06-6948-8107	29
そんぽの家S 西京極		615-0047	右京区西院六反田町20-3	03-6455-8560	50
ほわいえ四條		615-0066	右京区西院四条畑町1-3	312-7171	21
あやとりクレイドル		615-0056	右京区西院西貝川町96	861-2015	42
エイジフリーハウス京都天神川		615-0056	右京区西院西貝川町88	06-6900-9831	20
ココファン西院		615-0054	右京区西院月双町115	03-6431-1860	51
グランメゾン迎賓館京都嵐山		616-8346	右京区嵯峨天龍寺油掛町10-25	351-8165	56
グランメゾン迎賓館京都嵐山II		616-8346	右京区嵯峨天龍寺油掛町10-24	351-8165	68
広沢ヒルズ		616-8304	右京区嵯峨広沢南野町26-2 CあんどC嵯峨	871-3030	8
そんぽの家S 京都嵯峨野		616-8312	右京区嵯峨野清水町10	03-6455-8560	95
そんぽの家S 京都嵐山		616-8321	右京区嵯峨野千代ノ道町2-1	03-6455-8560	60
スーパー・コート京・西京極	○	615-0806	右京区西京極畔勝町55	325-4870	77
グランメゾン迎賓館 京都桂川	○	615-0902	右京区梅津神田町48	351-8165	56
エイジフリーハウス京都嵐山		615-0937	右京区梅津北川町2-1	06-6900-9831	20
エイジフリーハウス京都花園		616-8054	右京区花園中御門町11	06-6900-9831	20
なごやかレジデンス京都花園		616-8054	右京区花園中御門町8-12	803-6772	18
グランドマスト京都嵯峨野		616-8313	右京区嵯峨野開町29-1	06-6440-2380	62
介護付有料老人ホームプレザンメゾン京都宇多野	○	616-8208	右京区宇多野福王子町48-1	06-6456-5633	60
ラポールしらゆきの森		615-0071	右京区山ノ内西裏町10-1	861-1240	31
カーサデルクオーレ太秦		616-8167	右京区太秦多敷町19	06-6948-8107	31
アンジェス嵯峨広沢		616-8354	右京区嵯峨一本木町52-5	862-7770	29
ココファン嵯峨嵐山		616-8447	右京区嵯峨釈迦堂藤ノ木町29-3	03-6431-1860	48
(医)京都翔医会 洛桂の郷		615-8032	西京区牛ヶ瀬奥ノ防町104	394-0261	33
そんぽの家S 桂川		615-8051	西京区牛ヶ瀬西柿町70	03-6455-8560	50
カーサ桂		615-8235	西京区御陵内町3-1	381-0101	26
トートイス京都桂川		615-8036	西京区下津林南大般若町41	382-0065	40
エイジフリーハウス京都桂川		615-8057	西京区下津林番条町86	06-6900-9831	20
ハートランド桂		615-8077	西京区桂芝ノ下町33-1	06-6937-2711	29
カーサデルクオーレ桂離宮		615-8021	西京区桂浅原町141	06-6948-8107	30
チャームスイート京都桂坂	○	610-1106	西京区大枝沓掛町2-6	06-6445-3389	64
桂寿の郷	○	615-8195	西京区川島権田町36-1	391-4730	29
ココファン桂		615-8061	西京区下津林北浦町5	03-6431-1860	53
れんげ		612-8429	伏見区竹田西段川原町169	643-1755	10
さくらハウス板橋		612-8351	伏見区土橋町334-3	641-6625	20
フルール向島		612-8134	伏見区向島清水町189-1	606-2116	80
ハーモニーこがなの家	○	612-8491	伏見区久我石原町1-41	0774-33-8270	16
ケアビレッジこころ 伏見・淀		613-0915	伏見区淀際目町193-1 他	631-2289	18
(医)桃仁会 やすらぎ		612-8026	伏見区桃山町伊賀86-1	622-1991	33
伏見ぬくもりの里		612-8089	伏見区銀座町3丁目318-1	611-2324	14
スーパー・コート京・藤森	○	612-0031	伏見区深草池ノ内町11-3	646-3285	66
(医)高生会ケアコートふじのもり		612-0877	伏見区深草僧坊町41	646-5376	44
(医)高生会ケアコートだてまち		612-0874	伏見区深草東伊達町46	647-2828	24
ジュネスI番館		612-8433	伏見区深草善導寺町3	06-6121-6695	40
さくらハウス七瀬川		612-8437	伏見区深草小久保町260,261	641-6625	28
さくらハウス小栗栖		601-1444	伏見区小栗栖牛ヶ淵町30	641-6625	14
恵寿		601-1455	伏見区小栗栖小阪町43-1	575-2611	30
(医)新生十全会 こもれびの家		601-1423	伏見区日野西風呂町5	572-0343	43
さかの福寿苑(伏見桜華)		612-8487	伏見区羽束師菱川町156-1	691-8080	29
あやとりクレイドル醍醐		601-1444	伏見区小栗栖牛ヶ淵町48-1	572-8577	44
シニアライフ伏見		601-1334	伏見区醍醐勝口町1-3	0774-75-2082	25
さくらハウス醍醐		601-1352	伏見区醍醐南里町11,30-11	641-6625	24
とうふう苑		612-8487	伏見区羽束師菱川町532-1	341-1108	43
久遠の里		612-0829	伏見区深草谷口町63 他	06-4705-1020	36
シニアハウス桃山		612-8027	伏見区桃山町本多上野74-3	0774-75-2082	49



介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

▶36・37ページもご覧ください

	施設名	〒	所在地	電 話	定員
1	ヴィラ上賀茂	603-8032	北区上賀茂中ノ河原町 22-1	711-1851	50
2	ヴェルデ上賀茂	603-8033	北区上賀茂馬ノ目町 18	712-0030	29
3	原谷こぶしの里	603-8488	北区大北山長谷町 5-36	463-4888	96
4	原谷こぶしの里 上七軒白梅町	603-8488	北区大北山長谷町 5-36	463-4888	20
5	京都市柊野 特別養護老人ホーム	603-8033	北区上賀茂馬ノ目町 10-1	705-4131	50
6	ユーカリの里	603-8041	北区上賀茂ケシ山 1-43	712-1120	80
7	紫野	603-8233	北区紫野西野町 15	494-3341	60
8	和順の里	603-8487	北区大北山原谷乾町 102-1	467-3670	100
9	こぶしの里 サテライト今宮	603-8231	北区紫野大徳寺町 35-2	494-2870	20
10	にしがも 舟山庵	603-8471	北区大宮西山ノ前町 3-1	495-1121	80
11	きたおおじ	603-8231	北区紫野大徳寺町 49-3	366-8025	29
12	地域密着型介護老人福祉施設ふなおか	603-8302	北区紫野花ノ坊町 11-2	334-6602	29
13	京都市小川 特別養護老人ホーム	602-0951	上京区小川通今出川下る西入東今町 375	415-8833	90
14	つきかげ苑	602-0852	上京区寺町通清和院口上ル二丁目北ノ辺町 395-20	223-1165	70
15	西陣憩いの郷	602-8476	上京区桐木町 885-1	431-1513	100
16	おんまえどおり	602-8355	上京区御前通下立売上る天満屋町 312-1	406-0880	23
17	市原寮	601-1123	左京区静市市原町 1278	741-2102	94
18	花友いちはら	601-1123	左京区静市市原町 1300-1	705-6030	100
19	大原ホーム	601-1245	左京区大原戸寺町 380	744-3510	110
20	花友しらかわ	606-8414	左京区浄土寺真如町 155-3	762-5517	138
21	静原寮	601-1121	左京区静市静原町 582-1	741-2866	75
22	バプテスト・ホーム	606-8273	左京区北白川山ノ元町 47-2	711-8792	80
23	洛翠園	606-0034	左京区岩倉村松町 203	707-7878	54
24	ユニティ長谷	606-0026	左京区岩倉長谷町 1648	706-8007	29
25	花友はなせ	601-1105	左京区花脊別所町 878	705-5005	20
26	京都市本能 特別養護老人ホーム	604-8231	中京区蛸薬師通油小路東入元本能寺南町 346	254-0020	90
27	壬生老人ホーム	604-8821	中京区壬生柳ノ宮町 27	801-1243	50
28	都和のはな	604-8454	中京区西ノ京小堀池町 3-4	802-8120	20
29	ライトハウス朱雀	604-8434	中京区西ノ京新建町 3	803-1739	65
30	修道洛東園	605-0877	東山区渋谷通本町東入三丁目上新シ町 358	533-2114	63
31	洛東園	605-0981	東山区本町 15 丁目 794	561-1171	56
32	レット・イット・ビー	605-0981	東山区本町 20 丁目 441-1	525-0086	29
33	ヴィラ山科	607-8179	山科区大宅御所田町 115-1	572-6677	80
34	長楽園	607-8226	山科区勧修寺仁王堂町 13-3	572-6317	50
35	東旺苑	607-8321	山科区川田岩ヶ谷町 1-3	594-4547	50
36	山科苑	607-8135	山科区大塚野溝町 3	593-0800	50
37	山科積慶園	607-8482	山科区北花山大林町 34	583-6277	70
38	そらの木	607-8181	山科区大宅大明町 15	502-1030	90
39	香東園やましな	607-8353	山科区西野野色町 15-88	595-6511	49
40	きよみず苑	607-8326	山科区川田御出町 29	582-8660	29
41	御陵洛東園	607-8431	山科区御陵岡町 1-2	582-5558	100
42	特別養護老人ホーム 山科すみれ園	607-8033	山科区四ノ宮芝畑町 23-1	748-8025	120
43	西七条	600-8888	下京区西七条八幡町 29	315-7067	56
44	京都市修徳 特別養護老人ホーム	600-8449	下京区新町通松原下る富永町 110-1	351-2181	80
45	京都五条ひまわりの郷	600-8804	下京区中堂寺前田町 26	352-6700	36

	施設名	〒 所在地	電 話	定員
46	特別養護老人ホーム 京・みやこ	600-8888 下京区西七条八幡町31	313-8888	80
47	故郷の家・京都	601-8023 南区東九条南松ノ木町47	691-4448	100
48	吉祥ホーム	601-8389 南区吉祥院石原橋上1-4	682-8150	100
49	ビハーラ十条	601-8326 南区吉祥院南落合町40-4	661-4501	100
50	京都市久世 特別養護老人ホーム	601-8203 南区久世築山町328	933-5772	50
51	塔南の園	601-8445 南区西九条菅田町4-2	662-2731	76
52	京都市東九条 特別養護老人ホーム	601-8005 南区東九条西岩本町1-1	662-3961	50
53	鳥羽ホーム	601-8181 南区上鳥羽堀子町88	692-1147	29
54	アムールうずまさ	616-8107 右京区太秦一ノ井町39-8	881-6666	50
55	メルシーうずまさ	616-8107 右京区太秦一ノ井町41	881-5557	29
56	嵐山寮	616-8374 右京区嵯峨天龍寺北造路町17	871-0032	30
57	嵐山寮 うたの	616-8191 右京区太秦中山町15	366-3601	110
58	嵐山寮 ひろさわ	616-8304 右京区嵯峨広沢南野町26-2 CあんどC嵯峨	871-3030	29
59	梅津富士園	615-0924 右京区梅津尻溝町28	862-5100	50
60	花友にしこうじ	615-0803 右京区西京極南庄境町6	326-3900	70
61	はなぞの	616-8031 右京区花園鷹司町1-1	465-8787	50
62	豊和園	601-0532 右京区京北上中町宮ノ下22	854-0314	80
63	しゅうざん	601-0251 右京区京北周山町馬場瀬10-4	852-5220	29
64	健光園あらしやま	616-8363 右京区嵯峨柳田町36-5	881-0502	110
65	うずまさ共生の郷	616-8162 右京区太秦蜂岡町31	864-2400	80
66	特別養護老人ホーム すないの家 太秦	616-8215 右京区常盤森町12-1	950-3800	120
67	京都市桂川 特別養護老人ホーム	615-8033 西京区下津林東大般若町32	391-1675	50
68	京都厚生園	615-8256 西京区山田平尾町46	391-7870	80
69	上桂	615-8228 西京区上桂西居町33	382-2800	29
70	沓掛寮	610-1101 西京区大枝北沓掛町1丁目2	332-2941	115
71	くつかけ七彩の家	610-1101 西京区大枝北沓掛町1丁目3-1	333-7716	29
72	シオンの里	615-8158 西京区榎原秤谷町21-2	382-5551	50
73	西山寮	610-1134 西京区大原野石作町256-1	332-2030	130
74	まほろば	610-1131 西京区大原野上羽町39-1	332-4165	90
75	洛西	610-1111 西京区大枝東長町1-610	333-9191	29
76	桂まほろばテラス	615-8036 西京区下津林南大般若町1	394-7707	80
77	すないの家 桂	615-8234 西京区御陵塚ノ越町17-1	874-5137	80
78	大枝美郷	610-1151 西京区大枝西長町12-25	366-4700	100
79	ヴィラ向島	612-8152 伏見区向島新上林16	622-8687	60
80	レーベン横大路	612-8295 伏見区横大路鉾ノ本35	622-8855	29
81	あじさい苑	612-8141 伏見区向島二ノ丸町151-53	601-6171	110
82	洛和ヴィラ桃山	612-8006 伏見区桃山町大島38-528	622-2181	100
83	城南ホーム	612-8446 伏見区竹田中内畑町53	622-6496	80
84	そせい苑	612-8208 伏見区下鳥羽但馬町150	605-1026	50
85	まどか	612-8499 伏見区下鳥羽南円面田町47	612-8855	29
86	まどかⅡ番館	612-8499 伏見区下鳥羽南円面田町122,123	612-1100	29
87	ももやま	612-8036 伏見区桃山町立売1-6	605-5679	90
88	宝生苑	612-8002 伏見区桃山町山ノ下66-38	575-5778	29
89	淀の里	613-0916 伏見区淀美豆町1055	631-8834	107
90	いずみ	613-0916 伏見区淀美豆町283	633-5995	29

	施設名	〒	所在地	電 話	定員
91	向島美郷	612-8134	伏見区向島清水町 189-1	606-2299	29
92	京都指月あさがおの郷 1号館	612-8035	伏見区常盤町 40-3	611-1011	39
93	京都老人ホーム	612-0844	伏見区深草大亀谷東古御香町 59・60	641-6622	182
94	フジの園	612-8435	伏見区深草泓ノ壺町 37-1	643-3003	50
95	みやびのその	612-8435	伏見区深草泓ノ壺町 35-1	645-2000	50
96	ヴィラ稲荷山	612-0801	伏見区深草正覚町 23	561-6550	100
97	藤城の家	612-0846	伏見区深草大亀谷万帖敷町 4-1	644-2246	20
98	深草しみずの里	612-8431	伏見区深草越後屋敷町 17-5	646-1001	110
99	ヴィラ端山	601-1332	伏見区醍醐下端山町 36	573-7215	50
100	同和園	601-1371	伏見区醍醐上ノ山町 11	571-0010	304
101	小栗栖の家ほっこり	601-1444	伏見区小栗栖牛ヶ淵町 30	575-2466	18
102	日野しみずの里	601-1424	伏見区日野田頼町 72-1	573-6351	110
103	はやま	601-1332	伏見区醍醐下端山町 36	573-7215	10
104	ひかる苑	601-1378	伏見区醍醐川久保町 18-1	573-2129	70
105	鷹匠の家ほっこり	612-8062	伏見区鷹匠町 13-1	622-9545	22
106	特別養護老人ホーム 宝生苑 西館	612-8002	伏見区桃山町山ノ下 66	575-5777	60
107	地域密着型特別養護老人ホーム 洛和ヴィラ桃山Ⅲ番館	612-8006	伏見区桃山町大島 38-531	622-2181	24

介護老人保健施設

▶ 37 ページもご覧ください

	施設名	〒	所在地	電 話	定員
①	ライブリきぬかけ	603-8487	北区大北山原谷乾町 127-1	466-5066	110
②	がくさい	603-8465	北区鷹峯土天井町 54	494-0318	100
③	おおはら雅の郷	601-1247	左京区大原野村町 514	744-3100	150
④	紫雲苑	606-0017	左京区岩倉上蔵町 303	724-1188	100
⑤	しずはうす	601-1121	左京区静市静原町 548	741-1727	100
⑥	フェアウインドきの	606-0015	左京区岩倉幡枝町 2250	712-5252	100
⑦	博寿苑	601-1245	左京区大原戸寺町 383	744-3196	152
⑧	バプテスト	606-8273	左京区北白川山ノ元町 47	702-5980	100
⑨	友々苑	601-1123	左京区静市市原町 447-1	741-5236	100
⑩	西の京	604-8454	中京区西ノ京小堀池町 16	821-3388	98
⑪	洛和ヴィライリオス	604-8402	中京区聚楽廻西町 186	801-0377	100
⑫	いわやの里	607-8177	山科区大宅古海道町 52	572-1811	76
⑬	おおやけの里	607-8170	山科区大宅向山 10-5	575-4111	150
⑭	はーとふる東山	607-8492	山科区日ノ岡夷谷町 11	771-4300	150
⑮	アビイロード やましな	607-8235	山科区勧修寺南大日 33-1	573-1117	100
⑯	洛和ヴィラアエル	607-8116	山科区小山鎮守町 29-1	594-8020	100
⑰	香東園やましな	607-8353	山科区西野野色町 15-88	595-6511	120
⑱	ぬくもりの里	600-8865	下京区七条御所ノ内西町 68	321-0295	98
⑲	じゅんぱう	600-8489	下京区西堀川通松原下ル橋橋町 1	813-2323	98
⑳	マムクオーレ	601-8326	南区吉祥院南落合町 40-3	691-7755	100
㉑	マムクオーレⅡ	601-8453	南区唐橋羅城門町 38	694-6655	29
㉒	ケア・スポット梅津	615-0924	右京区梅津尻溝町 66-1	863-2185	100
㉓	リーベン嵯峨野	616-8217	右京区常盤東ノ町 22-5	862-5770	95

	施設名	〒	所在地	電 話	定員
24	京都市京北	601-0533	右京区京北下中町鳥谷3	854-0221	29
25	マリアンヌ	615-0923	右京区梅津中倉町10	865-8500	120
26	洛西けいゆうの里	610-1111	西京区大枝東長町1-36	333-5290	82
27	シミズひまわりの里	610-1106	西京区大枝沓掛町13-362	331-8900	174
28	アールそせい	612-8456	伏見区中島中道町87	603-7511	100
29	第2アールそせい	612-8248	伏見区下鳥羽上三栖町129	603-0851	90
30	あじさいガーデン伏見	612-8141	伏見区向島二ノ丸町151-81	601-6100	276
31	京しみず	612-8486	伏見区羽束師古川町177	924-5800	100
32	第二京しみず	612-8134	伏見区向島清水町45-1	605-7770	104
33	桃寿苑	612-8154	伏見区向島津田町235-1	612-3100	100
34	ハーモニーこが	612-8495	伏見区久我森の宮町3-6	935-7100	100
35	洛和ヴィラウラノス	613-0916	伏見区淀美豆町1133	633-6010	100
36	深草京しみず	612-8431	伏見区深草越後屋敷町17	646-1414	120
37	白寿	601-1434	伏見区石田森南町9	572-8207	30
38	醍醐の里	601-1302	伏見区醍醐内ヶ井戸19-1	571-5222	150
39	桃山	612-8025	伏見区桃山与五郎町1-589	621-1165	100

介護医療院

▶ 38ページもご覧ください

	施設名	〒	所在地	電 話	定員
1	介護医療院 おおみや葵の郷	603-8416	北区紫竹北大門町56	495-6650	60
2	京都北野病院 介護医療院	603-8333	北区大將軍東鷹司町86	462-3611	60
3	(医)浜田会洛北病院 介護医療院	603-8002	北区上賀茂神山6	701-0151	58
4	(医)愛寿会同仁病院 介護医療院	602-0917	上京区一条通新町東入東日野殿町394-1	431-3300	60
5	(医)稲門会 介護医療院 レモンの木	606-0017	左京区岩倉上蔵町101	711-2647	60
6	(公社)信和会 介護医療院茶山のさと	606-8237	左京区田中上大久保町15	712-3663	70
7	(医)社団育生会 京都久野病院 介護医療院	605-0981	東山区本町二十二丁目500	541-3136	165
8	(医)新生十全会京都東山老年サナトリウム 介護医療院	607-8492	山科区日ノ岡夷谷町11	771-4196	600
9	木津屋橋武田病院 介護医療院	600-8231	下京区油小路通下魚棚下る油小路町293	343-1766	111
10	(医)社団京健会 介護医療院さいきょう	615-0026	右京区西院北矢掛町39-1	313-0721	50
11	(一財)仁風会嵯峨野病院 介護医療院	616-8251	右京区鳴滝宇多野谷9	464-0321	120
12	(一財)高雄病院 介護医療院 優都ぴあ	616-8265	右京区梅ヶ畑畑町3	871-0245	53
13	(医)新生十全会なごみの里病院 介護医療院	601-1423	伏見区日野西風呂町5	572-0634	466
14	介護医療院 (医)五木田病院	605-0988	東山区福稲川原町1-11	641-1156	193
15	蘇生会総合病院 介護医療院	612-8473	伏見区下鳥羽広長町101	621-3101	60
16	(一財)仁風会京都南西病院 介護医療院	612-8494	伏見区久我東町8-22	922-0321	59
17	介護医療院 洛和ヴィラよつば	613-0916	伏見区淀美豆町1077	632-6116	134



ココロもカラダも健康になる 「通いの場」をご存知ですか？

人が出会い、笑顔を分け合う場 それが「通いの場」です

「通いの場」とは

「通いの場」とは、高齢者をはじめ地域住民の皆様が、健康の維持や介護予防等につながるよう仲間と共に主体的に月1回以上取り組む、活動の場・機会のことです。気軽に参加でき、無理なく楽しみながら通うことができます。

「通いの場」に期待されるさまざまな効果

- ・高齢者の方が役割を持ち、「生きがい」を感じられる場となること
- ・お互いに助け合う「互助」の関係が生まれる場となること
- ・地域のきずなが深まり、地域づくりにつながること
- ・参加される方の介護予防につながる

「通いの場」に関する取組や活動の一例（このほかにもたくさんあります!）

健康長寿サロン

地域の集会所や商店街の空き店舗などを活用し、主に趣味の活動を実施

【活動例】

脳トレ、囲碁・将棋、健康マージャン、カラオケ、朗読会、手芸、健康体操 等

詳しくは ▶ 81ページ



健康すこやか学級

地域の身近な施設で、要支援又は要介護状態への進行を予防する活動等を実施

【活動例】

簡単な運動や介護予防講座、レクリエーション 等

詳しくは ▶ 58ページ



老人福祉センター

卓球、囲碁・将棋などの各同好会の活動の場の提供や健康増進や教養の向上に関する講座を実施

【活動例】

健康講座、脳トレ、卓球、囲碁・将棋、カラオケ、手芸、スマホ講座 等

詳しくは ▶ 82ページ



地域介護予防推進センターによる支援

運動などに関する専門スタッフが、介護予防教室で体操の方法等をお伝えし、地域で体操に取り組まれるグループの支援などを実施

【活動例】

介護予防活動に係る体操指導、リーダー育成支援 等

詳しくは ▶ 59ページ



「通いの場」に参加したり、健康づくり活動に取り組むと、抽選でプレゼントがもらえることも!?

詳しくは「いきいきシニアポイント手帳」をご覧ください。

【手帳の主な配布場所】 各区役所・支所（健康長寿推進課）、各老人福祉センター、各地域介護予防推進センター等



介護ケア推進課

「すこやか進行中!!」京都市の高齢者の保健福祉施策等
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-4-2-0-0.html>



健康長寿企画課

「健康長寿のまち・京都」の取組、高齢者の生きがいづくり等
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-4-3-0-0.html>



保険年金課

国民健康保険・後期高齢者医療制度 等
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-2-2-0-0.html>



長寿すこやかセンター

<https://sukoyaka.hitomachi-kyoto.jp>



シルバー・インフォメーション

高齢者のための府政ガイド
<https://www.pref.kyoto.jp/kourei-engou/>



京都府高齢者情報相談センター

(公財)京都SKY(スカイ)センター
<http://www.skysodan.com/>



ワムネット

独立行政法人福祉医療機構
<https://www.wam.go.jp/>



きょうと認知症あんしんナビ

京都地域包括ケア推進機構
<http://www.kyoto-ninchisho.org/>



ハートページナビ京都市版

事業所等の検索
<https://www.heartpage.jp/kyoto>



高齢者についての情報は
インターネットで閲覧することができます

～高齢者のためのガイドブック～

すこやか進行中!!



保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

☎075-213-5871 Fax075-213-5801

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

☎075-222-3411 Fax075-222-3416

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4階

この印刷物が
不要になれば
「雑がみ」として
古紙回収等へ!



京都市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

